

令和3年9月定例会 建設経済常任委員会記録

令和3年9月14日（火）

令和3年9月16日（木）

令和3年9月29日（水）

令和3年9月30日（木）

令和3年10月4日（月）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和3年9月14日（火）	7頁
令和3年9月16日（木）	67頁
令和3年9月29日（水）	77頁
令和3年9月30日（木）	133頁
令和3年10月4日（月）	219頁

令和3年9月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	9月14日（火）	<p>審査日程の決定</p> <p>建設課・維持管理課審査、報告 議案乙第20号、議案甲第22号、報告第7号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（建設課、維持管理課、都市計画課） 令和3年8月秋雨前線豪雨に伴う被害状況報告 〔報告、質疑〕</p> <p>国道・交通対策課審査 議案乙第20号 〔説明、質疑〕</p> <p>農林課審査 議案乙第20号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（農林課） 令和3年8月秋雨前線豪雨による災害復旧について 〔報告、質疑〕</p> <p>商工振興課審査 議案乙第28号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（上下水道局） 令和3年8月秋雨前線豪雨に伴う下水道 マンホールポンプ浸水被害について 〔報告、質疑〕</p>

第2日	9月16日（木）	<p>現地視察</p> <p>下野町排水機場（下野町）</p> <p>下野町マンホールポンプ制御盤（下野町）</p> <p>加藤田町入口交差点（加藤田町）</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第20・第28号、議案甲第22号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>
第3日	9月29日（水）	<p>審査日程の決定</p> <p>建設課・維持管理課審査</p> <p>議案乙第29号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報告（建設課）</p> <p>公共施設中長期保全計画について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>都市計画課審査</p> <p>議案乙第29号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>国道・交通対策課審査</p> <p>議案乙第29号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>所管事務調査（所管事務調査報告書について）</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p>

<p>第4日</p>	<p>9月30日（木）</p>	<p>農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第29号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工振興課審査 議案乙第29・第32号 〔説明、質疑〕</p> <p>上下水道局審査、報告 議案乙第23～第26号・第29号、報告第6号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第12号 〔協議〕</p>
<p>第5日</p>	<p>10月4日（月）</p>	<p>現地視察 沼川・古川分岐点（下野町、三島町） 西田川氾濫箇所（下野町、三島町） 市民公園（宿町）</p> <p>陳情 陳情第12号 〔協議〕</p> <p>議案審査 議案乙第23～第26号、第29号・32号 〔総括、採決〕</p>

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和3年9月14日付託]

- | | |
|------------------------------|------|
| 議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号） | [可決] |
| 議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号） | [可決] |
| 議案甲第22号市道路線の認定について | [可決] |

[令和3年9月16日 委員会議決]

[令和3年9月29日付託]

- | | |
|-----------------------------------|------|
| 議案乙第23号令和2年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について | [可決] |
| 議案乙第24号令和2年度鳥栖市水道事業会計決算認定について | [認定] |
| 議案乙第25号令和2年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について | [可決] |
| 議案乙第26号令和2年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について | [認定] |
| 議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について | [認定] |
| 議案乙第32号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について | [認定] |

[令和3年10月4日 委員会議決]

2 報告

報告第6号継続費精算報告書について

報告第7号専決処分事項の報告について

令和3年8月秋雨前線豪雨に伴う被害状況報告（建設課、維持管理課、都市計画課）

令和3年8月秋雨前線豪雨による災害復旧について（農林課）

令和3年8月秋雨前線豪雨に伴う下水道マンホールポンプ浸水被害について（上下水道局）

公共施設中長期保全計画について（建設課）

3 陳情

陳情第12号旭地区水害対策基本整備かかわる要望書

令和3年9月14日（火）

1 出席委員氏名

委員長 松隈清之

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 内川隆則

委員 古賀和仁

委員 飛松妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア事業推進係長 能富繁和

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係担当係長 香月啓介

農林課長 森山信二

農林課長補佐兼農政係長 楠和久

農林課農村整備係長 中垣秀隆

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 三橋秀成

上下水道局管理課業務係長 小柳洋介

上下水道局事業課長 日吉和裕

上下水道局事業課浄水場長 平塚俊範

上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形伸

上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄

上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課庶務住宅係長 安永伸也

建設課整備係長 立石佳照

建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉

建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長 江藤誠

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

維持管理課管理係長 斉藤了介

維持管理課維持係長 山下美知

都市計画課長 槇浩喜

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

都市計画課庶務係長 佐藤臣久

都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長 木原智範

国道・交通対策課長 佐藤正己

国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

審査日程の決定

建設課・維持管理課審査、報告

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案甲第22号市道路線の認定について

報告第7号専決処分事項の報告について

	〔説明、質疑〕
報告（建設課、維持管理課、都市計画課）	
令和3年8月秋雨前線豪雨に伴う被害状況報告	
	〔報告、質疑〕
国道・交通対策課審査	
議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）	
	〔説明、質疑〕
農林課審査	
議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）	
	〔説明、質疑〕
報告（農林課）	
令和3年8月秋雨前線豪雨による災害復旧について	
	〔報告、質疑〕
商工振興課審査	
議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）	
	〔説明、質疑〕
報告（上下水道局）	
令和3年8月秋雨前線豪雨に伴う下水道マンホールポンプ浸水被害について	
	〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

建設課・維持管理課

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おはようございます。

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、建設課分につきまして、補正予算説明資料に基づき御説明をいたします。

まず、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目7道路新設改良費、節14工事請負費及び節16公有財産購入費につきましては、現在進めております国土交通省・今町線道路改良事業の増額補正を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

事業の概要につきまして、主要事項説明書にて御説明をいたします。

本事業は、自転車歩行者道が狭いため、通学児童や生徒が車道側にあふれ、交通事故が懸念されますことから、交差点周辺の約58メートルの区間において自転車歩行者道の拡幅を行うものでございます。本年度当初から取り組んでおります用地測量及び物件調査がおおむね完了しまして、土地所有者である国との協議が整う見込みとなったことから用地取得費及び工事費の所要額をお願いするものでございます。本年度中の工事完了を目指して、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、建設課分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

続きまして、4ページをお願いいたします。

維持管理課分でございます。

歳入の主なものでございます。

款23市債、項1市債、目3土木債、節2河川債につきましては、大野川改修工事に要する経費に係る市債でございます。事業内容につきましては、後ほど歳出で御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

歳出の主なものでございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節12委託料につきましては、未整理

用地等の用地測量のうち、今後の事業見込みに対応する経費を計上いたしております。

続きまして、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節12委託料につきましては、後退道路用地、セットバック分に要する経費を計上いたしております。

節14工事請負費につきましては、山浦町緑が丘の側溝改修など、地元要望に基づく道路側溝等の改修に要する経費を計上いたしております。

次に、目3道路舗装費、節14工事請負費につきましても、京町中央市場南側の市道、小原河線など市道の舗装、打ち替えに要する経費を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。

目5交通安全対策事業費、節14工事請負費につきましては、通学路における防護柵の修繕などの交通安全対策工事に要する経費を計上いたしております。

7ページの主要事項説明書をお願いいたします。

老朽化により腐食が進んでおります轟木放水路沿いの市道や、商工団地南の酒井西・真木線などの防護柵。また、通学路点検において指摘されました消えている道路の区画線や通学路等の路面標示など、通学路や生活道路交通安全施設につきまして、改修整備を行うものでございます。

6ページに戻っていただきまして、目7道路新設改良費、節16公有財産購入費及び節21補償、補填及び賠償金につきましては、加藤田町交差点改良に伴う市道上天・国道線の拡幅に要する経費を計上いたしております。

8ページの主要事項説明書をお願いいたします。

全体事業区間といたしましては、加藤田町交差点付近延長約78メートル。そのうち、市道上天・国道線の延長約33メートルにつきまして、幅員を約7メートルに拡幅するものでございます。今回の補正におきましては、当該市道の拡幅に必要な用地取得費及びフェンス、ブロック、街灯、U字溝などの工作物に対する補償費を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川改良費、節12委託料につきましては、10ページの主要事項説明書にも上げておりますけれども、基里地区の大野川などにおきまして、雨水対策を行うための設計に要する経費、節14工事請負費につきましては、排水路整備等を行うための経費を計上いたしております。

10ページの主要事項説明書をお願いいたします。

まず、大野川ほか設計委託料840万円につきましては、基里地区の大野川などの溢水対策といたしまして、逆流防止装置やポンプ施設の設計に必要な経費を計上いたしております。1つ飛ばしまして、排水路整備工事500万円につきましては、浸水被害の軽減を図るため、村田

町などにおいて排水路の整備に必要な経費を計上いたしております。次に、浚渫等工事200万円につきましては、基里中学校西側の水路に堆積しております土砂の撤去を予定しております。

なお、大野川護岸整備工事1,400万円につきましては、当初予算で計上いたしておりました大野川護岸の改修工事に関しまして、護岸の基礎が想定以上に軟弱であること、加えてウグメ田団地付近は、護岸と住宅が隣接していることから、住宅に影響が出ない工法を検討する必要がございました。そのため、測量や地質調査、工法検討等に必要な委託を当初予算の工事請負費から流用して先行発注しており、その分の工事費に、今回補填するものでございます。

以上、御説明といたします。

小石弘和委員

すいません、7ページの交通安全施設のこの下の絵は、場所はどこかな。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まず、左側の防護柵復旧につきましては、酒井西・真木線でございます。

それから、区画線復旧につきましては、これは復旧工事のイメージとして挙げておりまして、今回予算で対象としているところではございません。このような工事を行うというイメージとして挙げているものでございます。ちなみに場所は、流通業務団地内の区画線の工事でございます。

以上でございます。

小石弘和委員

そのイメージは分かります。

私が聞いているのは、酒井西・真木線ならどの区域に当たるかなというようなことをお聞きしている。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

現在、まず防護柵につきまして、予定しておりますのは、酒井西・真木線ですと日通さんの前の老朽化してるガードパイプの改修、それから、轟木川放水路の左岸側の約半分を予定しております。

それともう一か所、八軒屋・下野線——下野のほうに行くところですけども、そのちょっと場所が申し上げにくいんですけど、田んぼの間ではございますけれども、八軒屋・下野線のガードパイプも予定をしております。

そのほか区画線復旧につきましては、通学路点検等で指摘されました場所について、できる範囲で取り組む予定にしております。

以上です。

西依義規委員

その3か所で、幾ら幾ら幾らぐらいの積み上げがあったのか。この1,500万円、ざっくりどういうふうになってますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まず、防護柵の復旧で全体で1,000万円、それから区画線の復旧などで500万円、合わせて1,500万円を予定しております。

西依義規委員

ということは、その防護柵で1か所300万円ぐらいかかるってことですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今申し上げた3か所のうち、全体の延長と老朽化の度合いを見まして、轟木川放水路が一番大きなウエートを占めております。

現段階ですけれども、全体で800万円程度で、残りの2か所それぞれ100万円ずつと考えております。

以上です。

内川隆則委員

建設課の最初説明された永吉の交差点のところ、2,300万円。

国からの金は1銭も出ない？

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今回のこの箇所につきましては、国庫補助の対象となっていないということでございます。

以上でございます。

内川隆則委員

国庫補助じゃなくて国の事業としてされなかったのかということやけど、そういうふうにはならなかった？

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

こちらの事業につきましては、これまで地元からの要望を踏まえて整備をするという方向で整理をさせていただいております。

今回がどうしても通学者、児童さんとか生徒さん、そちらの方々が歩道から逸脱して車道に出て、非常に交通安全上問題があるということで地元としての交通安全上の問題であることから、どうしても道路管理者側の整備ということで、うちのほうで整備を進めているところでございます。

以上でございます。

内川隆則委員

道路管理者というよりも、これ、国交省の事務所やろ。

だから、自分のところが自らがセットバックするのが当たり前と思うたいね。ここだけのみ出とつとやろが。だから自分のところで、そこは、国交省の金を使うべきじゃないかというふうに思うんですけど。

ここに国交省出身がおらっしゃっけんが、ちょっと答えてくれんかい。

福原茂建設部長

こういったケースは多々あるんですけども、道路管理箇所以外については、なかなか国としても取り組むのは予算的に厳しいところがございますので、今回も、先ほど建設課長が申しましたとおり、地元の要望に関して地元でやっていただくというのが、大体、現状となっているところでございます。

内川隆則委員

あんまり長く言ってもあれじゃろうけど、あんた場所知つとるんですか。

普通なら、例えば市の建物、市の用地だとしたらね、市のお金だと思うよ。

だから、この公の、しかも国交省の土地をセットバックするのに、何で市から金ば取って、使ってせないかんかちゅうのを非常に私は矛盾に感じるけど。その辺、あんた自身矛盾に感じらんらもうそれでよかばってんが。私はそう思います。

もうここでどうのこうの言うても仕方ないでしょうけど、これから先のことも考えて見てください。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

齊藤正治委員

先ほどの交通安全施設のところで、これはいわゆる市道、先ほど国の管理とか道路管理の問題がありますけれども。

県道の方が交通量的に言えば、激しいわけですよ。だからそういったところが、横断歩道が消えてる。

そういったところのチェックっていうのは、県がやってるんですか。それとも市が上げていくのか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

交通安全施設につきましては、国道も含めまして、国・県・市道の新設でしたり、おっしゃる塗り直しと言いましょか——に関しましての御要望は、それぞれ地区の交通対策協議会を通じて市に要望を頂きまして、市から、県道であれば県へ、国道であれば国へという形

で要望を上げております。

同じく横断歩道等、警察の所管する分につきましても、その分については、横断歩道の塗り直しであれば警察へ、というような要望を市を通じて出しているところでございます。

以上です。

齊藤正治委員

管理者だから、それは県は県、国は国でしょうけれども。

一々地元から交対協に出して、そしてまたそれを市が県に上げるっていう、そがんせんばごと県とか国の管理はなっていないと？もう自動的に交通量が多いってのは分かっているわけだから、定期的に見れば消えてるっていうのは目視できるわけじゃないですか。

そういったことさえも、消えてしまうまでやらないっていうのが現実かなって思うんですけども。

いくら警察の管轄といっても、やはり毎日通ってるのは子供たちであったり、人が通ってるわけですよね。だからそういったところはもう少ししっかり——また要望せんばいかん話なのかどうか知らんけど、管理が不十分じゃなかろうかと私は指摘をしたいんですけども。

そういった点、県に対して交通量とか重量とかそういったことから考えてみれば、早く消えるのは当たり前であって。

そういうことは、もう少し徹底をしてもらうごと。それと一々要望を上げんでも、自分たちで見て修正しなさいということをお願いしたいと思いますけれども。

松隈清之委員長

そういう要望ということでよろしいですか。御答弁を求めるということですか。(発言する者あり)

今指摘があったのは、それぞれの管理者が、指摘をされる前に、必要があれば整備をするべきじゃないかということなんですけど、これはされてるんですか。

それが例えば、気づかないところはそういう地元からの要望とかで整備をするけれども、それぞれ管理者は気づいたところは整備をされてるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

特に御要望で多いのが横断歩道とか停止線、一時停止の停止線等の御要望が多くございます。いずれも警察、公安委員会の所管の部分でございますけれども、消えていると、こちらが要望を出すと、現状は大体分かってはいるというところでございます。

こういう言い方は正しいかどうか分かりませんが、正直、警察のそういう、規制線等に係る塗り直し等について、警察のほうもちょっと手が回ってない状況なのかなというふうには感じております。

齊藤正治委員

消えが早いところは、大体交通量を見れば分かってるはずでもんね。もう今データですぐ分かるわけですから、そういったところが多いところはね。大体目視するだけでも分かるわけやけど、そういったところさえもしてないっていうのは、怠慢と言われたってこれしょうがないたいね。

だからそこをもう少し、何か管理者の責任としてやるべきことがあるんじゃないかという——カメラつけろって言わんけど。だけど、そういったことが非常に県道とか何とか余計ひどいんじゃないだろうか、市道もありますでしょうけれども。

特に管轄が違うところについては、やっぱり予算を潤沢に、そういったのを取ってもらって、通学路を子供たちが安全に通れるようにしていただきたいと思います。

小石弘和委員

今の齊藤委員の話は、結局市で管理しなさいっっちゃうわけでしょ。

そいけん、これは横断歩道とゼブラゾーンと一旦停止はこれ、公安委員会の管轄なんですよ。市は絶対手は出せないんですよ。

松隈清之委員長

今齊藤委員が言われたのは、だからその管理者が、公安委員会なら公安委員会が、市から指摘がある前に、そういうところはちゃんと手当てをすべきだと。だからそういうふうに公安委員会なり、そういったところに言いなさいっていうことを要望してる。

管理者としては、その責任はありますよね。実際問題できるかどうか別として。(発言する者多数あり)

フリートークはやめてください。

ほかにありますか。

古賀和仁委員

9ページから10ページ、大野川の護岸の工事について、予算が前回も出て、今回も軟弱ということで、予算の追加をされてると思うんですけども。

これ合わせて大体どのくらいの金額なんですか。そこを確認したいんですけど。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

事業費の全体としては、今回の大野川のほかの設計、それから護岸改修、護岸整備工事に当初予算を合わせまして7,240万円、総額でございます。設計が2,240万円と工事が5,000万円ということでございます。

以上です。

古賀和仁委員

整備をしていただくのは、もうまさに大変ありがたいと思ってるんですけど。

大体、南のほうからするという話もちらっと聞いたので、全体の工事が終わるのにどのくらいの見通しを考えられているのか、まずお尋ねしたいと思います。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

現在事業を進めておりますのが、大野川の右岸側、住宅側で行っております。こちらが現在の見込みとしては令和6年までに完了と。それ以降、左岸側、農地側に移っていくことを予定して想定しております。

古賀和仁委員

いろんなやり方があると思うんですけど、設計が出らんと分らんと思うんですけど。

大体どのくらい堤防をかさ上げすれば、どのくらいの雨量に対して耐えることができるか、その辺は一応、調査されてると思うんですけども。

分かれば教えていただきたいんですけど。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

昨年行いました雨水解析の結果により、今回設計で上げております840万円の中で、一つ大野川の逆流防止措置、いわゆるフラップゲートをしまして、山下川からの流入を防ぐ装置に対する設計も組み入れております。

そういったものと併せて、あと護岸のかさ上げも、まだ今設計の最中でございますけれども、およそ50センチ程度、フラップゲート設置と併せて50センチ程度上げれば、内水の増水分に対応できるのではないかと考えているところでございます。

古賀和仁委員

時間はどのくらいを想定されて、その50センチというのをされたわけですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

雨水解析の時点では、令和元年の際の81ミリを想定しております。

以上です。

古賀和仁委員

今回の8月の十何日では、ある程度ばらばらって——言い方おかしいけど、時間が開きながら降ったから、ぎりぎりまでは来てるんですよ。堤防のぎりぎりまで雨来たけれども、越えるところまでは行ってないんですよ。

一番大事なのは、要するに、今80ミリと言いましたけど、想定では100ミリとか可能性が——今まで鳥栖でも何回も降ってますから、1時間当たり100ミリ近い雨が。

それで、やっぱりある程度キャパを上げるというか、要するに堤防を上げて、それ以外に何らかの別の洪水対策が必要になってくるんですけど、それについては、この大野川の流域

においては何か考えられてるのかどうか、お尋ねします。

洪水対策ですね、洪水対策。いろんな対策あると思うんですよね、調整池とか、それからさっき言ったポンプとか、いろいろあります。

それと、水の流れを分散させるとか、やり方がいろいろあります。これについては、全体の中で考えられているのか、お尋ねいたします。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

大野川の、特にウグメ田地区を含む大野川の令和元年のときの冠水で床上・床下浸水の一番大きな原因が、山下川からの下流がはけないことによる山下川からの逆流が原因であるという解析結果が出ております。

そのために、一番効果がある対策としまして、大野川と山下川の接続部分に逆流防止装置をつけるということが、今一番効果があるものということで、その対策を今度、設計でお願いをしているところでございます。

そのほかの、おっしゃる水を別の方向に逃がすというようなことも、ウグメ田団地に入ってきた水を川に落とす、大野川じゃなくてその下のほうに持っていくためのバイパス水路等も検討しているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

ポンプをつけるということでございますけれども、ポンプの能力はどのくらいを考えられているのか、お尋ねしたい。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

大野川に対してポンプの予定はございません。

今現在ポンプで予定しておりますのは、曾根崎の別のところで水をはかすために、小型のポンプを予定してる部分はございますけれども、大野川から山下川へのポンプというのは予算的にもかなりの予算になりますし、何より山下川が増水した場合に、止める必要が出てくる可能性がございますので、今現在の大野川への対策としましては、ポンプの設置は考えていないところでございます。

古賀和仁委員

山下川と大野川のところに逆流防止の柵を造ると。当然、柵を造れば水がたまる。それを流すだけのあれが必要じゃないかと私は——普通に考えるとそうですよね。大体毎秒何トンとかね、10トンとか20トンとかありますけど。

何らかの、そこに逆流防止をつけるのが、やっぱりポンプはセットになってるんじゃないかと思うんですけど、その辺の考え方はどうなんですか。つけなくていいというふうに考え

られてるのか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今現在、まずポンプにつきましては、先ほど申し上げたとおり、恐らくかなりの額が必要になる。ただ、今申し上げたとおり、山下川が増水した場合に、県からポンプの停止命令が下りる可能性があるというところがございます。

雨水解析の結果によりますと、逆流さえ防げれば上流から流れてくる水でさらに堤防を越すというようなことは、可能性としてはかなり低いというようなことが出ております。

ですので、先ほど申し上げましたウグメ田団地内に来る水を別に流すっていうのは、念のためそういう対策も必要だろうと思っておりますけれども、雨水解析の結果におきましては、ポンプの設置までは必要ないだろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

執行部のほうがそう思うならそれでいいんですけども。

私自身は、やっぱり逆流防止の柵とポンプというのは本来セットになるべきだと。これがやっぱり流域での洪水が来る、閉めたけど流せない、となると当然たまりますから、流れが止まりますから。それを流すような、そういう形を取らないと、当然同じような感じになってしまいますから。

その辺をもう一回、検討していただきたいと思います。セットで考えるべきだと私は思っていますので、ぜひその辺考えていただきたいと思います。

松隈清之委員長

フラップゲートつけたら、逆流はもちろんしないんでしょうけど、逆流じゃなくて順流というか、その方向には流れ続けるってことじゃないんですか、ポンプをつけないってことは。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

逆流防止をする場合は、外の水圧で蓋が閉まる形になりますので、要は上流からの水はその中でたまっていく形、はき出しはできませんので。

松隈清之委員長

じゃあもう蓋が閉まってしまったら、古賀委員が言うようにもうずっとたまってオーバーしていくってことか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

たまっていくのは、たまっていきます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、令和元年の81ミリの計算の基で出しても逆流をしなければ、堤防を越えるほどまでは水位が上がらないものという解析結果が出ているというこ

とでございます。

以上です。

松隈清之委員長

その解析を信じろということです。(発言する者あり)

古賀和仁委員

水を止めるっていうことと水をポンプで流すというのは、やっぱり洪水防止として流域で閉めたために、そこが洪水になる——久留米とか合川とかね。ああいうところ見ると物すごいですから、あつという間にたまりますから。

これ、やっぱり流れてきたのは、何らかの形で流さんと。それはせんでよかつちゅう感覚は、私納得できません。

ですからもう一度、検討していただきたい。

松隈清之委員長

基本、フラップゲートが閉じてる状態になったらあふれますよね。閉じないっていう前提なんですかね、フラップゲート。「閉じる前提です」と呼ぶ者あり)

閉じる前提。閉じたら、すぐオーバーフローしませんか。上からはずっと流れてくるわけやけん。(発言する者あり)

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

ちょっと繰り返しますが、今の解析結果では、上から流れてくる量、もちろん81ミリを降らせた状態で上から流れてくる量というのは、今の堤防——堤防はもちろんかさ上げをしますけれども。その範囲内で、中の水をためる、たまった状態で対応できるというような解析結果が出てるということでございます。

松隈清之委員長

にわかには信じられませんが、はい。(発言する者あり)

あくまでそういう解析ですんで、それを信じるとして。古賀委員からそういう指摘があったということは、議事録に残りますんで。

ほかありますか。

飛松妙子委員

今の大野川の件に関しましては、一昨年からの対策をしていただいたおかげで、ウグメ田地区の皆様も、今回、畳を上げて対策を取っていたけれども、道路が冠水するだけで済みましたと。

本当に、鳥栖市が対策を打ってくれたおかげですよっていうお声も頂いておりますので、本当に皆様の対策が起きた、今回の大雨だったと思います。ありがとうございました。

さらに、令和6年完成ということですので、今後もこのしゅんせつ工事、作業は、土砂の撤去というのは、年次的にされるとと思いますが、完了するまでは、特にここの地区に関してはよろしくお願ひしたいと思ひます。

私が聞きたいのは、主要事項説明書の34ページの交通安全施設整備事業で、先ほども幾つか御質問があつてましたが、3か所、防護柵復旧で……。

松隈清之委員長

7ページですね、委員会の資料の。

飛松妙子委員

すみません、委員会の資料の7ページ。

3か所予定をされてるといふことで、御答弁頂きました。

それで、この轟木川の放水路の作業、防護柵の復旧といふところで、これもう数年前から町のほうからも要望が上がつて、私も、佐賀豪雨災害のときに、このパイプが非常に危険だといふことで指摘もさせていただいて、年次的にやっていきますといふことでやつと2年後に、この予算が上がつたといふことで。

本当はもっと早く上げていただきたかつたんですけど、なかなか予算がつかかつたといふことで今回上げていただいたと思ひますので、最初は、左側のところをされるといふことで、このスケジュールと、あとこの3つの工事を同じ業者さんがされるのか、どういふスケジュールで今後進めていかれるのかを教えていただけますか。(発言する者あり)

同じ業者さんがこの3つをされるのか、それとも別々に業者さんに発注つていふんですかね。

松隈清之委員長

整備箇所ごとに発注をされるのか、一括で発注されるのか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まず整備予定につきては、轟木川につきては、先ほど申し上げました延長も長くございふますので、現段階ではですけど、右岸左岸を合わせて4分割して、4年間でやつていきたいと思ひております。

あと、発注につきては、現時点でこの分につきての発注といふことになると、3路線をまとめて発注になるのではないかと考えております。

実際の発注段階でほかの事業との組合せ等も考えられますので、場合によつては、例えば轟木とそれ以外で分けるとかといふことも考えられますけれども、今の段階ではまとめての発注でいくと想定しております。

飛松妙子委員

ということは、例えばまとめて発注の場合は、酒井西と下野に関しては今年度中に作業が完了する予定で、残りの轟木川放水路に関しては4年間っておっしゃったので、2年間・2年間という形の考え方なのか教えていただけますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

すみません、轟木だけ申し上げましたけれども、ほかの区間も一部ずつ行っていく予定にしておりますので、酒井西・真木線——これ、酒井西・真木線だけじゃなくて商工団地のほうの要望も併せて来ておりますので、その辺り。

あと、八軒屋・下野線も部分的に行っていく予定にしておりますので、それぞれ年次的に進めてまいりたいと。

ほかの路線も含めてということで、年次的にとっております。

飛松妙子委員

ということは、数年かかるということで、今年度、来年の3月までの予算が1,500万円で作業を進めるということになりますでしょうか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

防護柵についてはこのうち1,000万円を使って、と考えております。

飛松妙子委員

では、1,000万円の予算でできるところまで酒井西、轟木放水路の左岸と下野のところをされるということで確認をさせていただきました。

これは、そうしましたら、来年度以降も予算をつけていただけるということによかったでしょうか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

もちろん、計画に基づいてやっていきたいと考えております。

ほかで緊急性があるものが入ってきた場合については、あるいは、例えば延長が轟木放水路の分が短くなるとかいうことはあり得ますけれども。

現時点においては、そのような形で進めていきたいと考えております。

飛松妙子委員

そういう特別対応がある場合は、しっかりまた地元の方と相談しながら進めていただきたいと思います。

それで、この轟木放水路の防護柵なんですけど、これ、放水路が出来たときに造られたものなのか、途中で1回整理をされたものなのかっていうのはお分かりになりますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

要は当初の段階からかという御質問かと思えますけど、今のところ、こちらでその実態は

把握できておりません。すみません。

飛松妙子委員

分かりました。

それで、なぜそういう質問をさせていただいたかと言いますと、この放水路沿いの道路、陥没とか隙間——放水路のちょうど道路との隙間がすごくもう目立ってきてて。

6月でしたかね、1回道路陥没してるところを埋めていただいたんですね。

でも、そこがまた下がってきて、今回の大雨も影響してるのかなと思うんですが、防護柵もすごく大事とともに、こういう道路の陥没とかそういうところも、特にここ通学路と言いますか、子供たちの集合場所でここから学校に行くっていうところにもなってますので。

陥没とかがあると子供たちがよけて、この防護柵の隙間からこの放水路に落ちるという可能性も、すごく危ないという保護者からのお声もありますので、放水路沿いの道路、また、川沿いの道路、轟木川の道路も結構へこんできてるんですよ。ぶにょぶにょんってなってる、隙間もやっぱり確かに出てきてる。近年のこの豪雨災害の水も含めた部分で、少しずつ流れているのか。

轟木川の護岸整備も、今後されていくのかどうかもちょっとお聞きしたかったんですが。

轟木川に限らず、いろんなところで川、放水路、用水路あると思いますので、その辺の整備の予算確保も非常に必要かなと思っておりますので、一言ちょっとその辺は申し伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

松隈清之委員長

ほかありますか。

西依義規委員

8ページの加藤田町の入り口のところで、現地視察させていただこうと思うんですけど。

今、民間の会社が建て替えていうか、フラットな状態になってますよね。

それで、ちょっと地域の人に聞いたら、前は入り口が、この交差点のすぐ横から出入口があって、結局、例えば加藤田から出てくると加藤田で1回左折して、また右折するとそのお店に入れるということなんですけど。

今度そのお店で、どの辺が入り口になるか分かんなんですけど。そういったものを把握されて、例えば交差点の——要は安全性を高めるためにするんですよ、まず。

それで、整備したはいいけど、交通量が多くなって事故が多くなるとかあったらいけないんで、どういうふうに店の入り口を置かれるか、まず把握されてますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

こちらの店舗につきましては、今回、市道の拡幅に関しても御理解いただいて御協力をいただいております。

出入口につきましては、今現在ある出入口、国道側の出入口は北側に行くと高低差が出てきますので、ちょっと変えづらいと。南側の市道からの出入口については、少しずらすということをお願いしております。聞いておりますというか、その図面に基きまして、今回、市の道路計画も合わせて行っているところがございます。

西依義規委員

こういう事業、私、議員になってなかなかなかったんで、市民の安全に対する事業でとてもいいことだと思うんです。

ただ、どうせするならと思って、例えば7メートルってした根拠、なぜ拡幅7メートル。

例えば、この交差点のところだけ、右折もできるし歩道も造るとしたら、7メートルでは足りんかなと思うんですけど。7メートルにした根拠が予算がこれぐらいだったかどうか。

7メートルにした根拠を教えてください。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

この道路幅員につきましては、車道といいますか通常の道路の6メートルに加えて歩道、歩行空間としての1メートルを足して7メートルということで、交差点の形状につきまして、警察のほうと交差点協議の中で、店側に広げて、今現在、若干カーブが入ってますので、そのカーブを消すことによって、真っすぐ交差点に見通しが利くようになるというようなところもあって、この7メートルという計画と、あと店側に広げるという方針を決定しております。

西依義規委員

今は信号もないし狭いんで、誰もあそこ通らないですよ、なかなか難しい。

けど広がって、もし信号つかないか、タイムラグが何年かあった場合、多分通ろうとするんですよ、今度。すると、その入り口が、民間さんが、いやもうこれ以上売らないって言うようならまだ分かりますよ。もうこれ以上、ちょっとうち店が狭くなって売らないって。例えば、もうちょっといいですよっていう、もし、もう1メートルぐらい下がってもいいですよ、例えばですよ。

それで僕は安全性はえらい高まると思うんですが、その辺はいかがですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今回、店側は今回の建て替えに合わせて、北側に若干あった農地の取得も含めて敷地を確保されていると、駐車場が不足するので、ということで計画をされております。

そういった中で、道路のためということで御協力をいただいておりますので、店舗側も、

駐車場を広げたい中での御協力をいただいているということで、先ほど御協力いただいているということを申し上げたところでございます。

西依義規委員

確認ですけれども、これがぎりぎりの拡幅の限界だったということでもいいですかね。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

そのように認識しております。

飛松妙子委員

その件でお聞きしますが、ダイレックスの敷地をどのくらい拡幅される予定なのか分かりますか、面積。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

面積約77平方メートルでございます。

飛松妙子委員

それから、変則交差点は解消できるのかどうかと、水路も改良ができるのかどうかというのは分かりますか。

水路がここありますよね。その辺も何か改良される予定なのかどうかも教えていただきたい。道路のところに水路がありますよね。そのところは、引っかかってないんですかね、もうこのまま？場所がこの地図だけで分からなくて。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まず、市道上天・国道線ですけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、店側に広げることによって交差点部が直線部分になりますので、見通しが確保できるものということで、変則とまで申し上げるかどうかですけど、交差点がより国道と直角に交わるようになるものと考えております。

それから水路部分についてでございますが、いわゆるこの道のかかる部分、これについては橋を架け替えますので、それに合わせての部分的な水路の改修は行うことになるかと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

改良ではなく改修っていうこと、今のままの状態が保たれるって考えですか。水路が改良されるわけではない。(発言する者あり)

松隈清之委員長

暫時休憩いたします。

いまして、10ページの市道番号5296、村田三本松7号線までの12路線につきましては、開発行為及び寄附に伴うものとなっております。

今回は、全て認定のみでございまして廃止路線はございません。

それぞれの箇所については、参考資料を御覧いただければと思っております。

以上、簡単でございますが説明といたします。

松隈清之委員長

質疑を行います。

飛松妙子委員

すみません、寄附の場所はどちらの場所になりますでしょうか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まず1か所目が、5ページの野添11号線、市道番号1401です。

それと7ページの市道3196が一部寄附、国道からの縦の分が寄附になっております。

寄附については、その2か所でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

1401の寄附、これ何メートルぐらいありますか。

斉藤了介維持管理課管理係長

1401の野添11号線につきましては、延長79.7メートルとなっております。

小石弘和委員

ちょっとお伺いしますが、6ページ、市道の2336。

これ減歩かな、ここ開発してあったからね。

これ、何メートルで幅がどのくらいあるものか。

斉藤了介維持管理課管理係長

2336の外町線につきましては、延長が27メートル、幅員につきましては、6メートルから9.1メートルとなっております。

以上でございます。

松隈清之委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

問題はそれほど――月に3万円とか5万円とかなんですけれども。まずアプリへの登録っていうのが必要になってくると。独自のアプリであれば、当然どれぐらい入ってくる、参加っていいですか、そのアプリに登録していただけるのか。それでなおかつ、見つけたときに、1回1回写真撮って報告をしていただけるかっていうのになってくるかと思います。

一ついいと思うものがLINEを使ったものであったり、もうそもそも、今回調べたのがアプリすら登録の必要がないというものがございまして、それについては、全体のGISのクラウドでするっていうのもございました。

ですから、そういうものを今情報収集をしているところでございまして、検討段階ということでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

検討していただいて、いつ頃に結論を出してどう進めていくかだと思いますので、できれば今年度中にその方向性を出してもらって、来年度の試験運用とかいうふうにつなげていただければなと思いますので、こういう5万円とか、毎年、毎議会ごとに出ているものですから、その費用というのも逆に言ったらもうそれで元は取れるのかなとも思いますので、いずれにしても、ぜひ検討したものを実現ができるような対策を取っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

松隈清之委員長

ほかありますか。

〔発言する者なし〕

通報システムは、以前からそんな話もありますんで、ぜひ研究していただきたいと同時に、このアスファルトが、へこんだり壊れたりとかっていう瑕疵ってよく聞くじゃないですか。

アスファルトの施工とか工法自体は何か考えられたりしないんですか。例えば、よくへこむようなところって、同じようなところがよく通報があったりするんですけど。

そこら辺に対しては何か考えられたりしますか。ないですか。

ちょっと新しいやつなんで、これからどうなるか分からないんですけど、これ特定の企業名言うとなあれですけど、花王の――あの洗剤とか作ってる花王が、ニュートラック5000っていうアスファルト添加剤を作ってるんですよ。それが、強度がすごく高くて寿命も長いと。

それが、実際施工すると幾らぐらいかかるか分からないんですけど、陥没しやすいところとか、そういったところって、やっぱりその施工自体も考えていったほうが――道路の長寿命化も含めてね。長寿命化になれば、どっちがライフサイクルコストが高いかっていうのが出てくると思うんで、そういった工法も含めて検討してください。

ところでございます。このような状況から、2番目の位置図になりますけれども、前川排水機場それから下野排水機場、この2施設でポンプ停止の被害を受けた状況でございます。

3ページをお願いいたします。

まず、前川排水機場の状況でございます。ポンプの停止の要因につきましては、長時間降り続いた雨により、長時間で高負荷なポンプ運転が続いたため、冷却水不足となり、運転停止に至ったものと考えております。この冷却水につきましては、循環しながらポンプを冷やし、一定の水温を超えると排水されるものでございますが、今回の運転では、冷却水の高温状態が続いたため、循環水が減少し、急激に水量が減ったものではないかと思っております。

2番目の経緯でございます。

こちらにつきましては、8月12日の排水ポンプ運転開始から、14日の午前1時17分に全てのポンプが停止をいたしました。その後の点検で冷却水不足が判明したため、同日の午前7時より、冷却水の補給を開始しております。午前7時50分には、排水ポンプ車での排水を開始しまして、午後0時30分に排水機場のポンプが全て復旧し、再稼働をいたしております。

次に、3番目の現時点での対応及び今後の見通しでございますけれども、国の臨時総点検にて、改めて冷却水不足が要因であったということから、今後の出水に備え、冷却水の補給を完了しているところでございます。今回同様、長時間で高負荷の運転になれば、冷却水が急激に減少するおそれがあるため、冷却水を確保する方策等について、現在国と協議を進めているところでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

こちらは下野排水機場でございます。ポンプの停止の要因でございますけれども、こちらも長雨の影響により、西田川の水位が急激に上昇し、ポンプ運転による排水が追いつかず、施設内に河川水が浸水したためと考えております。

経緯といたしましては、8月12日の排水ポンプ運転開始から、14日の午前6時に全てのポンプが停止をいたしました。同日の午後0時より、排水ポンプ車で排水を開始し、8月20日の午前9時に安全確認ができたため、排水ポンプ車による排水を終えております。

3番目の現時点での対応及び今後の見通しでございますけれども、現在、県は設備の被害状況調査をされており、今後、調査結果を踏まえまして対応策を検討していくため、復旧時期については、現時点では未定というふうにされております。

また、当面の対応として県の仮設ポンプが今整備をされておりますけれども、排水能力が従前より落ちるということでございます。そのため、大雨が予測される際には、用水に必要な水位を落とし、可能な範囲で河川水位を下げしておく措置を取ることと、早めに仮設ポンプの運転を開始するなどの工夫を行うというふうにとっているところでございます。

以上で、排水機場の被害状況の説明を終わらせていただきます。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

続きまして、維持管理課関係分の御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

本年8月の豪雨に伴う道路関係の災害箇所の一覧表でございます。

現時点で23か所ございまして、このうち、既に対応が完了した箇所を除く14か所のうち、1番の柚比町側道1号線、2番の井川口・天神松線、3番、4番の転石・大谷線の2か所、それから11番の神辺・葬祭公園線の計5か所は、一定以上の被災規模を有することから、国の公共災害復旧補助事業として計上するために、現在準備を進めているところでございます。

その他の箇所につきましても、早期の復旧を目指して、順次工事を進めているところでございます。

6ページは災害23か所の位置図でございます。

7ページからは主な被災箇所の写真を掲載しております。

7ページは柚比町側道1号線でございます。公共災害で準備をしています柚比町側道1号線。8ページも同じく公共災害復旧補助事業を予定しております河内町の転石・大谷線でございます。

いずれものり面が崩壊しており、国の災害復旧事業の対象になるものと考えているところでございます。

9ページでございますが、牛原町の東川内5号線で、のり面の崩壊により市道が閉塞されましたが、発見当日に直ちに業者により土砂を撤去いたしまして、夕方までに市道の通行を確保しているところでございます。

10ページは立石町の里道でございます。山手からの土砂が道路や民地に流れ込んだものでございます。こちらは、地元消防団や住民の御協力により、発生当日の夕方までには、土砂の撤去及び道路の通行を確保いたしております。

以上、御報告といたします。

榎浩喜都市計画課長

続きまして、都市計画課分の災害対応の状況について御説明いたします。

資料の11ページをお願いいたします。

報告は2件でございます。

朝日山公園でございます。

まず、①JR長崎本線の日の隈踏切部分でございます。

8月13日午前4時に雨水が踏切内に流出していることを確認し、直ちに土のうを設置し、

通行止めの措置をしております。その後、8月19日、安全を確認し、土のう、土砂を撤去し、通行止めを解除しております。写真は上段の2枚ですけれども、左が踏切への雨水流出状況、右が土のうを三角に配置し、雨水や土砂が線路内に流れ込まないように対応したものでございます。ここ数年、大雨の際、朝日山頂上周辺から北側斜面に降った雨が集まり、踏切内に集中して流れ込むことが起きておりまして、対策として、今年度排水路設置工事を行うこととしております。

2つ目が、②東側斜面の土砂崩れです。

8月14日午前9時30分に土砂崩れを確認いたしまして、市道の通行止めを行いました。8月16日、雨が小康状態になりましたので、安全を確認した後、業者に委託し土砂の撤去を行い、通行止めの解除をいたしました。写真は下段の3枚です。土砂流出状況、土砂撤去状況、災害発生箇所でございます。

資料には、今後、崩れた部分の支障木の伐採を行うと記載しておりますけれども、こちらにつきましては、9月13日、昨日現計予算を使わせていただきまして、完了をいたしております。

予算については、今後ほかに必要な業務もありますので、不足することとなった場合は12月補正予算を上程させていただきたいと考えております。

以上、報告を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

柚比町側道1号線の写真が載せてあって、家が2軒上にあるんですけど、この方々は今どういう状況なのか教えてください。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

上の住家にお住まいの2世帯につきましては、市のほうで仮の住まいといいたいでしょうか、そういったものを準備いたしまして、1世帯のほうはもう引っ越しをされております。もう一世帯も今週末には引っ越しをされる御予定となっております。

以上です。

西依義規委員

そういう状態は、仮住まいみたいなのは、いつまで続くんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

こちらの災害の工事完了までということと考えておりますので、まだ実際、施工方法等につきまして調査中ですので、現時点ではっきりしたことは申し上げられませんが、今

現在の目標としては、来年度中に工事を完了させるということを目標にしているところがございます。

以上です。

西依義規委員

じゃあイメージでいくと、工事して元どおりの形にして、上にもちゃんと2軒建つようになるのか、それとも傾斜まあまあきついで、滑らかにすると家の分まで土地がいくんで、そういう工法で、ひょっとしてそこに家が建てられないみたいな状況になる可能性もあるってことですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

災害部の復旧に対しましては、より経済的な方法ということもございます。

その中でどのような対策になるのか、今おっしゃるような上の家を扱うのか扱わないのかということも含めて、今現在いろいろ、地元からも下の側道のかさ上げに関する要望も出ておりますので、様々な可変要素が多くございますので、それについて一つ一つ、今検討している段階でございます。ですので、可能性としてはございますけれども、今の段階で上の家を扱う扱わないというのは、ちょっとまだ申し上げられません。

以上です。

西依義規委員

過失というか責任というか、こののり面が崩れた、崩れてしまって上が住めなくなった、という事案は、市の責任なのか、それとも全然——自然災害で、もちろん上の方の責任もあるってということなんですか。

これどういうふうな位置づけ……、例えば、その人たちの家賃とかその人たちの補償とか、そういったのはもう全然自己負担なのか、市が何か責任があるのか、そこを教えて。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

こののり面につきましては、もともと日本道路公団が整備されたものを、平成9年に市のほうに移管されてるものでございます。

今現在、こちらの崩れた原因についても、調査中でございますので、今の時点ではっきりしたことを申し上げられません。

ただ、上の2軒の住宅に関しましては、災害における緊急避難ということで、家賃等の負担については、市のほうで負担するというところで、御説明を申し上げているところがございます。

以上です。

内川隆則委員

国道・交通対策課

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

松隈清之委員長

これより、国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤正己国道・交通対策課長

ただいまから、議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）、国道・交通対策課関係分について、御説明させていただきます。

委員会資料11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節10需用費、修繕料につきましては、鳥栖駅前の横断防止柵の破損に伴う修繕料となっております。

節16公有財産購入費5,850万1,000円につきましては、昨年度から今年度にかけて、先行取得いたしました、国道3号鳥栖拡幅事業の用地に対する土地開発基金からの買戻し費用でございます。こちらにつきましては、令和3年度の当初予算で2,640万円予算措置しておりましたが、国との協議の中で、今年度の買戻しの対象となります土地が1筆でありますことから、登記手続事務処理の簡素化のため、今年度、1筆全部の所有権移転登記の手続を行うこととなったことに伴い、土地開発基金から1筆全部の買戻しを行うものであります。したがって、当初予算では不足いたします5,850万1,000円について補正を行うものでございます。

以上、国道・交通対策課関係分の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

松隈清之委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

飛松妙子委員

修繕料の鳥栖駅前防止柵ということで、具体的にどこの場所かを教えていただいていいですか。

佐藤正己国道・交通対策課長

場所につきましては、鳥栖駅西側にあります駐車場と市道の境のところに横断防止柵があります。その部分が、車の追突か何かで車道側のほうに3か所ほど出てる部分がありますので、そこを修繕するものでございます。

飛松妙子委員

確認ですが、止めてた乗用車が防止柵に当たって変形をして、その修繕として予算を立てているということで、車を当てられた方の負担はないということによろしかったでしょうか。

佐藤正己国道・交通対策課長

現時点で、そういったぶつけましたという申出等がっておりませんので、鳥栖市のほうが全部負担するような形になりますけれど、一応保険にも入っておりますので、保険請求をする予定でございます。

飛松妙子委員

今、保険での対応ということでしたけど、この30万円っていうのが総額なのか、それとも保険対応した後の金額なのかっていうのは、どちらでしょうか。

佐藤正己国道・交通対策課長

修繕見込み費用が30万円でございますので、実際それからまた下がった分、保険給付は実際の工事費の分を請求する形になります。

飛松妙子委員

保険の場合はどのくらいの割合になるのか教えてください。

佐藤正己国道・交通対策課長

そこまで確認はできておりませんが、建物総合損害共済に事故報告を行っておりますので、修繕終了後に書類を送付して実際幾らっていうのが出てくるまでは、申し訳ありませんが、分からないところでございます。

飛松妙子委員

そこは分かりました。

そのほかにもそういう部分、保険対応されるようなことが、今までも過去にあったでしょうか。もしあるとしたら、そのときの保険の割合とかが分かれば教えていただければと思うんですが。

増田義仁国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長

同じように、鳥栖駅前の広場のちょうどタクシーを止めてる横にも横断防止柵がございすけれども、あちらも多分車がぶつけたと思われるところで修繕をした実績がございす。

それで、保険の対象になる割合なんですけれども、最終的には修繕にかかった費用が幾らで、最終的にどのような金額というのは分からない状態ですので、当時の割合も満額じゃな

かったのは記憶してるんですけども、6割なり7割なり、そのあたりの金額だったかなというふうに記憶しております。

松隈清之委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

次に、経済部関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時15分休憩



午後 1 時19分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、経済部長のほうから一言御挨拶をお受けしたいと思えます。

宮原信経済部長兼上下水道局長

皆さんこんにちは、よろしくお願いいたします。

本9月定例会の建設経済常任委員会におきまして、経済部・上下水道局の御審議をいただきます議案につきましては、乙議案が2件、それから議案外報告2件でございます。

乙議案につきましては、農林課関係及び追加して提出させていただきました商工振興課関係の補正予算でございます。

農林課関係分につきましては、防災重点ため池のハザードマップを周知するため、看板を設置するための工事費などがございます。

また、商工振興課関係分は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、事業活動に影響を受けた事業者への支援などがございます。

また、議案外の報告につきましては、農林課関係では、8月の豪雨によります災害復旧について、また、上下水道局事業課関係でございますけれども、同じく8月の豪雨に伴います下水道マンホールポンプの浸水被害について御報告をさせていただくものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

松隈清之委員長

ありがとうございます。



農林課

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

松隈清之委員長

では、これより経済部関係議案の審査を始めます。

農林課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

森山信二農林課長

それでは、農林課関係分の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2ページのほうをお願いいたします。

一般会計歳入でございます。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金、補正額726万円につきましては、農村地域防災減災事業補助金でございまして、防災重点ため池のハザードマップを関係住民等に周知するための看板設置工事に対する補助金でございます。補助率につきましては、100%でございます。

次に、その下の款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入、補正額5,000円につきましては、経営所得安定対策等推進事業費補助金返還金でございます。鳥栖市農業再生協議会からの事業費の返還を受け、県に補助金を返還するものでございます。

次に、3ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目6農地等保全管理費、節14工事請負費、補正額726万円につきましては、歳入と同じく看板設置工事費の補正によるもので、4ページに主要事項説明書のほうを添付いたしておりますので、確認をお願いいたします。

目的につきましては、防災重点ため池のハザードマップを関係住民等に速やかに周知するために、看板にハザードマップのQRコード等を掲載するものでございます。設置箇所につきましては、ハザードマップを作成しております18か所を予定しております。また、本年度

作成箇所も含んでおります。看板規格につきましては、横1.2メートル、縦0.9メートルを予定しております。

3ページのほうに戻りますが、その下の目7米需給調整総合対策費、節22償還金、利子及び割引料、補正額5,000円につきましては、経営所得安定対策等推進事業費補助金を、鳥栖市農業再生協議会で補助金を受け入れ、その中で、会計年度職員を雇用し、雇用保険についても、事務局である職員で対応を行っておりますが、雇用保険が年1回の精算払いとなっていることから、納付処理が適正に行われなかったためでございます。

以上で、農林課関係分の説明を終わらせていただきます。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

ため池のハザードマップの看板設置ということで、1か所当たり40万円ぐらいかなと思うんですが、工事費を含めての40万円ぐらいなのかということと、あと、もともと補正前が210万円ありましたので、全部で22か所ということなのかの確認をさせてもらってもいいでしょうか。

森山信二農林課長

1か所につきましては、全体事業費が726万円で、今回18基を予定しておりますので、約40万円程度になるかと思えます。

以上です。(発言する者あり)

中垣秀隆農林課農村整備係長

当初の210万円につきましては、ため池の工事でございますので、河川プールの整備工事費の分が当初の分になります。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。

松隈清之委員長

ほかにごございますか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、質疑を終わります。

こちらのほうも訂正をお願いしたいんですが、右上にナンバーをつけておりますが、その農地の9番、11番、12番のところにつきましては、場所の間違いではないんですが、目印というところがございます。そちらに四阿屋神社というふうに記載をしたつもりなんですが、四阿屋の「屋」が抜けておりますので、その追記のほうをお願いしたいと思っております。

詳細については、資料のほうで御確認をいただければと思っております。

以上でございます。

松隈清之委員長

御説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

このたびの豪雨災害では、農林課の皆様にも危ない場所とかにも行っていただきながら、復旧作業をしていただき、ありがとうございました。

それでちょっと確認させていただきたいんですが、現年発生公共災害復旧費、これは、費用は国の費用としての計上なのか、市の持ち出しとかはどうなってるのか、あと、単独災害復旧費っていうのは、鳥栖市だけの復旧費用ということなのかを教えてください。

森山信二農林課長

今お尋ねがございましたように、林道の公共災害につきましては、国の補助を頂いて行う災害復旧工事になります。その分につきましては、費用負担が当然発生します。

それで、国のほうから施設によって農地だったり、林道だったりする分について、今回、どうも佐賀県のほうでは激甚災害指定になる見込みだということで、まだ確定はしておりませんが、通常八十数%のところ、九十数%に上がるんじゃないかならうかっていう見込みはしております。

それ以外のところが、市のほうの予算という形になります。

単独の事業費に上げております林道であったり、農業用施設、こちらのほうは基本40万円以下になる――40万円以上になると国費のほうの対象になりますので、そこを境として、単独補助という扱いをさせていただいておりますので、単費につきましては、40万円以下の見込みをしているところを上げさせていただいております。

以上でございます。

松隈清之委員長

以下ですか、未満ですか、40万円は。

森山信二農林課長

すみません、40万円以下です。

松隈清之委員長

ということは、40万円は含まれるってことですか。40万円以上が公共災害になって、以下が単独だとかぶっちゃうんですけど。

森山信二農林課長

失礼いたしました。40万円以上が国費の対象、40万円未満が市の単独費となります。

松隈清之委員長

分かりました。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

再度確認なんですけど、例えば、農地のところで災害があった場合は、農地をお持ちの方、土地の所有者、その方々の費用というのは発生しないという考え方でいいのかどうかと、あと、水路とかもあると思いますので、その辺の考え方を教えてください。

森山信二農林課長

農地の災害復旧につきましては、国費の分もございますが、もし例えば、国費のほうに90%になった場合は、あと10%の負担を鳥栖市の負担、それと受益者の負担というふうに2分の1ずつになります。

飛松妙子委員

ということは、例えば国が90%だとしたら、残りの10%を鳥栖市と受益者の方が半分ずつ負担をするということで、それは、用水路、水路って言うんですかね。そこも同じ考え方ということでよかったですでしょうか。

森山信二農林課長

考え方は同じでございます。

ただ、農地の部分と農業用施設の部分で若干国費が違います。農業用施設のほうに若干上というか。

これはまだ確定はしておりませんが、農地よりも国のほうが見ていただける額が上がってはおります。

飛松妙子委員

基本的なことは分かりました。

農地のこの3か所のところで、40万円以上の災害復旧費用が入るということですので、結構大きい場所だと思ってるんですが、どのくらいの受益者負担が想定されるのか、現時点で例えば10万円ぐらいで済むものなのか、いや、50万円ぐらいとか100万円ぐらい受益者負担がかかるのかというのが、今の時点で分かりますでしょうか。

森山信二農林課長

まだこれから設計をやりますので、金額はある程度出てからじゃないと、今の状況ではお答えできるような状況ではございません。

小石弘和委員

山浦町の農地15番。これ、現場の写真を見るとのり面崩壊というふうなことになっております。これ、もともと水路が悪かったけんこそ、こういうふうな崩壊につながってるわけですかね。

激甚であれば、恐らく受益者負担は必要ないんじゃないかなと私は感じるんです。これ恐らく40万円以上かかると思うんですよね。

問題は、どこに責任があるかというようなことになってきますからね。

受益者の還元というようなことも考えていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、その点、よろしく検討しとってください。

答弁は要りません。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

[発言する者なし]

ちなみに、40万円未満の単独の場合は、その単独の範囲で半分が受益者負担になると思っておりますか。となると、マックス20万円ぐらいが単独の場合は受益者負担が出るというふうに思っておりますか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

おっしゃるように農地につきましては、2分の1費用負担が発生するんですけども、水路のような農業用施設につきましては、100分の17.5、17.5%が受益者さんの負担になりますので、そこはちょっと農地と水路では異なってきます。

以上です。

松隈清之委員長

例えばこれ、写真だけでははっきり分からないんですけど、例えば農地15のやつですね。

これは、のり面崩壊ってなってるんですけど、この場合、こののり面は農地で、これが例えば40万円未満の単独であると仮定すれば、こういうケースだとすると、横に何か水路っぽいやつありますよね。

これ例えば、水路ものり面も一帯で幾らっていうふうに見るんですか。それとものり面は農地部分、水路は農業用施設部分って見るんですか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

こちらの現場なんですけれども、おっしゃるように現地、この田んぼののりの下が水路に

なっております、水路のほうも一部破損というか、水路の下の部分が抜けてるような状況が見られますので、こちらはまた、県などに相談しながら、農業用施設なのか農地の災害なのかちょっと相談させていただきながら、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

松隈清之委員長

現時点では分からないということですね。

これ、たまたまこういう事例があったんですけど、じゃあもう農地だけです、とのり面の崩れだけ、農地だけで40万円未満単独です、となったらマックス20万円弱ぐらいは受益者負担になるって思っているんですかね。

中垣秀隆農林課農村整備係長

おっしゃるように、20万円未満がマックスで負担になります。

以上です。

松隈清之委員長

分かりました。

飛松妙子委員

現時点では、いろいろ金額的なことは分からないということと、あと、これ12月の補正に計上されるってことですよね。ということは、12月に測量とか設計を行っていくってことですよね、12月以降。

森山信二農林課長

そうではございませんで、測量設計につきましては、予備費を今現在使わせていただいておりますので、もう設計測量につきましては、12月に補正が出せるような状況で進めさせていただいております。

以上でございます。

飛松妙子委員

失礼いたしました、そういうことですね。

そうしましたら、設計費用が出た時点で受益者負担分が分かるということですよ。

受益者負担がどのくらいあるかっていうのが、多分皆さん心配だと思っておりますので、それをいつ御説明ができるのかっていうところで、どういうことを、日程とか考えてらっしゃいますでしょうか。

森山信二農林課長

先ほどの補正のほうで、測量設計をさせていただきます。

12月の工事費の補正に上げるには、遅くても11月までぐらいには、ある程度の金額を提示

しないと補正に間に合わないと思いますので、その時点で、受益者の負担をお願いする方に承諾等をいただけないと工事に進めませんので、そのあたりでお知らせをするという形で進めていきたいと思っております。

飛松妙子委員

分かりました。

ただ、やっぱり先ほど小石議員も言われたように、受益者負担がどのくらいかかるかっていうところで大変苦しい思いをされると思いますので、できる限りこういう災害は自然災害でもありますので、市で見れる部分はぜひとも御対応いただきたいと思います。

ありがとうございます。

西依義規委員

その受益者でちょっと。

農地で柚比町って書いてある、愛宕山の下の絵が写ってるんですけど。

例えば、のり面もその田んぼの人の土地で、田んぼも自分の土地で、もちろん改修はするんですけど、お金がないけん、いやもうそのままでもよかよって言うた場合は——もちろん両方自分の土地ですよ。そういう場合はどう——例えばそれが200万円かかる、いや200万円も出しきらんと。もうそのままでもいいよっていう場合はそのままにしとくんですか。

森山信二農林課長

受益者の負担が当然ございますので、受益者の方に承認をいただかないと工事のほうに着手できません。ですから、私どもとしましては、負担ができないと判断をされたときにつきましては、申し訳ないですけども、着手ができないということになってしまいます。

以上でございます。

松隈清之委員長

ちなみに、自然災害いろいろありますけど、普通の家とかだったら火災保険とか、風水害の対象になるじゃないですか。

こういう農地とかっていうのは、そういう保険とかってあるんですか。

農地が例えば崩れました——家なら、火災保険で保険が出たりもしますけど、そういう保険っていうのはないんですかね。

森山信二農林課長

私も詳しくはないですけど、そういう保険があるとはちょっと聞いたことがないです。

松隈清之委員長

なるほど。いや、先ほど言われるように幾ら市とか国のやつがあっても、現実問題出せる出せないっていうところがあるかもしれないですね。分かりました。

よろしいですか。

飛松妙子委員

今、西依委員がいいことを言われましたので、逆のことも聞いてみたいんですが。

例えば、上の山側といいますか、と、下の土地の持ち主が別々で、上の山側の人が、いや、自分のところは何もせんでいいよって言われた場合はどうなるんでしょう。

上のほうの持ち主が、そんなにお金かかるんだったら、自分出しきれないからしなくていいってなったときに、下の田んぼは所有者が別の方で、いや自分たちはしてもらわんと困りますってなったときは、どういうふうになるんでしょうか。

森山信二農林課長

通常、のり面が崩れて田んぼのほうに土砂がたまったということであれば、下の田んぼの方が受益者の負担という形になります。のり面のところの所有の方は負担がございませんので、そのままでも大丈夫ということであれば、扱う必要はないのかなとは思いますが。

ただ逆に言うと、その田んぼの所有者の方は——今現在もちょっといろいろ問題があってるんですが、違うところの方ののり面が崩れてるのに、なぜ自分のところの排除をするのに負担をしなくちゃいけないのかと、崩れてきたのはよその土地なんだ、というような意見を頂いてますので、そこは今の状況を変えるっていうことが私どもではできませんので、今後何らかの対策は必要かなと思っております。

そこが今一番の課題でございます。

飛松妙子委員

今の課題というのは、法律上そういうふうに出のり面の方の責任はないよっていうふうになってるってことでよかったですでしょうか。

松隈清之委員長

正確には多分法律上ないんじゃないかと、それは裁判で争わないとその責任が確定しないということだと思うんですね。

例えばそこが急勾配で、何らかの手当てをしなれば土砂が流れ込むような蓋然性が高い状態で放置してたとしたら、もしかしたら過失を問われて損害賠償請求の対象になるかもしれないんで。多分それは個別事例だと思うんですよ。

例えば大雨で、今回も土砂が家の中に流れ込んできたっていう場合は、隣の家の土砂かもしれないけど、その人も被害者なわけじゃないですか。

だから、個別にどこまで山の持ち主とか斜面の持ち主に瑕疵があるかっていうのは多分、法律的には個別の事案になってくると思うんです。

よろしいですか。

齊藤正治委員

すみません、九千部山横断線のことについてちょっとお尋ねしたいんですけども。

これは一応鳥栖管内がこれだけの災害が起きてるんやろうけど、基山とか上峰、そういったところの災害は把握してますか。

森山信二農林課長

鳥栖市のほうにつきましては、報告をさせていただいておりますが、今御質問がありましたように、他市の状況につきましては、今県のほうにお尋ねをしている状況でございます。

ただ、基山のほうでは何か所か崩れてるというような報告は受けておりますが、何か所かかっていうところまでは、詳細についてはまだ確認中でございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

確認中ということですけども、去年もそうやったんですけども、今年も、毎回出るたびにこの委員会の中でも議論はあってるんだけど。

県において、これは取扱いを根本的に見直していかんといかんというような御意見は頂いておられますか。

松隈清之委員長

具体的にはどういう見直しですか。

齊藤正治委員

この災害の問題について、道路の設計が悪かったとか、水勾配、切り盛りの勾配が非常にきついわけですよね。

だから、そういった面でやっぱりもう一回造り直すとか、そういうことをしない以上は、これずーっと続いていくのかなという気がするわけですね。

それを工事ばかり一年中しよって通る暇なんかないやんかっていうようなことになりかねないような状況ですよ。

だから、そこをやっぱり根本的に県においてどうするのかっていう——たまたまもらえて言ったからもらったのかもしれませんが。

やっぱり解決をしていかないと、いずれにしてもこのままでいったらそういう状況はますます発生してくる。

1回これ、元に戻してもまた恐らく災害が起きる可能性というのはやっぱり高いわけで。そこを、十分考えながらほかの市町村も含めまして、県ともう少し詰めた協議がなされるべきじゃなからうかと思えますけれども、いかがでございますか。

森山信二農林課長

9月補正予算中、商工振興課関係分について御説明いたします。

今回の補正でございますけれども、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付の内示に伴う補正でございます。

今回追加交付されます臨時交付金につきましては、これまでの臨時交付金とは異なりまして、事業者支援分という条件が付されております。対象事業が、事業者への直接的な支援というふうにされておりました、したがってクーポン券やプレミアム付商品券といったような事業者への間接的な支援は対象外とされているところでございます。

それを踏まえた上でございますけれども、現在、新型コロナウイルスの第5波によりまして、幅広い事業者が影響を受けております。影響を受けた市内事業者への迅速かつなるべく事業者の負担とならない支援策とすべく、今回佐賀県の事業者支援制度への上乗せという形で実施をしたいと考えております。

それでは、委員会資料の2ページをお願いいたします。

まず、本事業に係る会計年度任用職員1名分の人件費を計上をしております。

次に、具体的な支援策の内容について御説明をいたします。

委員会資料4ページをお願いいたします。

第3次佐賀型中小事業者応援金の交付を受けた事業者に対しまして、市から法人8万円、個人事業主6万円を交付するものでございます。なお、この第3次佐賀型中小事業者応援金の交付対象者についてでございますけれども、今年の7月から10月のいずれかの月の売上げが前年または前々年同月比で20%以上減少している事業者に対しまして、県のほうでは法人20万円、個人15万円を交付するものでございます。なお、時短要請協力金を受けた飲食店などは対象外となっているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、事業者への迅速かつ負担軽減ということを考慮いたしまして、本市の応援金につきまして、申請に関しましては、基本的には先ほど申し上げた県の応援金の交付決定通知書の写し、それと申請書兼請求書、この2枚の書類で迅速に、事業者にスピーディーに交付してまいりたいと考えているところでございます。

委員会資料の5ページをお願いいたします。

現在、佐賀県が飲食店を対象に感染対策認証制度を設けております。その認証基準を満たしている店舗に県が15万円を交付しておりますけれども、今回その認証店に対しまして、市から5万円を交付するものでございます。市内に感染対策の認証店を増加させることによりまして、市民がより安心して外食できる環境づくりを促進させたいというふうを考えております。

いずれは国のほうでは、11月ぐらいになれば希望されるワクチン接種者については、ほぼ

完了するであろうというふうに報道がなされておりますけれども、その後を見据えたときに、そういった安心して食事ができる飲食店を市内に増やしたいということでございます。

こちらにつきましても、事業者への迅速かつ負担軽減というものを考慮いたしまして、申請に関しまして、基本的には県の認証決定通知書の写し、それと申請書兼請求書の2枚の書類だけで事業者に速やかに交付してまいりたいと考えております。

その他必要な事務費を補正しておりますけれども、以上、説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

追加の事業者支援ということで、県の事業を行っているところが対象ということでした。

鳥栖市の全体の何割程度が、現在それぞれ給付事業を受けていらっしゃるのか分かりますか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

まず、県の佐賀型中小事業者応援金っていうものについては、これまで大きく時短要請が3回、今回までで言いますと行われておりますけれども。

第1次、第2次というふうに中小事業者応援金を県のほうが同じような条件で交付をしておるところなんですけど、ちなみに第2次でありますと、県のほうに問合せをした限りでは、鳥栖市内の法人約200、それから個人事業主が300という形で、合わせまして500の事業者が給付を受けているというふうに聞いております。

次に、佐賀支え愛の感染対策認証店なんですけれども、こちらは県のホームページ上に公表されておるんですけども、佐賀県内で認証を受けている店舗が約800店舗ございます。そのうち、鳥栖市内で認証を受けている店舗が約40店舗——パーセントで言うと5%ですね。

飲食店が人口と比例するわけではございませんが、佐賀県の人口が約80万人です。鳥栖市の人口が御存じのとおり7万4,000人ほど、9%ほどの人口を占めておるんですけども、飲食店、比例するわけではございませんけれども、少ないんじゃないかなというふうに認識をしております。

飛松妙子委員

ということは、鳥栖市で何割の事業者さんがこれを受けてらっしゃるかっていうのは、分からないってことですよね。

例えば、鳥栖市に1,000の事業者さんがあって、中小事業者の応援給付金事業にはそのうちの800者が対象で、500者が現在受けてますっていうようなことは、何割かっていうのは、分

からないってことですかね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

正確な数字を申し上げると言われると、それは分かりませんが。

実際これまでも、鳥栖市の給付金事業を行っておりますけれども、その場合、個人事業主、それから法人とを合わせまして、約1,300ぐらいで大なり小なり、それから個人事業主の方含めて概算それぐらいで数字を捉えて事業を行っております。

そのうちの500ということと、あと先ほど、時短協力要請金を受けたところが外れます、というふうに申し上げましたけれども、そこが大体300から400ぐらい受けているというふうに聞いておりますので、そういう数字じゃなかろうかというふうに思っております。

飛松妙子委員

分かりました。

では、前回事業者支援では500者受けていて、今回も200と300なので大体同じところが受けてるということによろしかったですかね。

で、もう一つのほうは300から400受けてたんだけど、今回市では40。

支え愛のほうは支援を受けてるってということでよかったですでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

おおむね見込んでおる数字と同じかなというふうに思っております。

飛松妙子委員

では、支え愛のほうで300から400、前回支援金を頂いた事業者の中で、40しかまだ受けられなかったということで、この40を110店舗というところで計算をされていらっしゃって、この金額を、予算を計上されてらっしゃると思うんですが。

残りの60店舗の申請に当たって、その店舗を増やすっていうことを、何か広報とか考えていらっしゃいますか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

先ほども申し上げたとおり、いずれフェーズが変わってくるものと思っております、そこに向けまして、認証店の取得を促すような広報等をしてまいりたいと思っております。

それについては、県の支援金が15万円あります。感染対策の認証店という認証を受ければ15万円でございます。

現在、商工振興課のほうでも3密対策事業ということで8万円の――これは補助事業でございますけれども、80%の補助金になりますが、上限8万円の補助金、そういったものの活用をしていただいて、こういう認証店の認証を取っていただく。

そしてなおかつ、市のほうから上乗せで5万円交付する、ということ強くPRしていき

たいというふうに考えております。

飛松妙子委員

300から400対象がある中で、110店舗の予算ということで、残り200店舗ぐらい、これの対象にならないような気もしないでもないんですが、その辺は大丈夫でしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

交付金の枠内で予算は計上しておりますけれども、もちろん多く認証店は取得していただきたいと思いますので、もし不足するというのであれば、即座に補正等を考えてまいりたいというふうに思っております。

飛松妙子委員

分かりました。そちらのほうは、よろしく願いいたします。

あと、もう一つの事業者応援給付金のほうは、県の給付決定事業者のみということだと思うんですが、その方々への広報は、今後、今から行うということで、どのような感じで行っていかれるのか、教えてもらっていいですか。

で、先ほど200者と300者って言われたんですが、実際ここには、215者と370者ということで書かれていて、増えてるんですが、既に県の応援給付事業者の決定は終わってると思うんですが、増えるのが何かあるということでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

まず、1点目の広報につきまして、周知のためのデジタル媒体はもちろんでございますけれども、ホームページ等、SNS等はもちろんでございますけれども、ポスティングや、もしくは新聞折り込み、そういったもので広報してまいりたいというふうに考えております。

それと、県の給付者ですけれども、決定を終わっていて、先ほど500者ほどというふうに申し上げましたけれども、こちらについても第5波の影響がかなり大きくなっておるところでございますもんですから、それよりは増加をするものというふうに考えております。

なおかつ、こちらにつきましても、不足するようであれば即座に補正等は考えてまいりたいというふうに思っております。

飛松妙子委員

ということは、県の給付決定の事業者だけではなく、プラス鳥栖市でそういう方がいらっしやったら、給付できるということでしょうか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

前提条件でお話させていただきますと、こちら、第3次佐賀型中小事業者応援金に対して上乘せをさせていただくというもので、こちらは今週末、県議会のほうで一応委託の予定でして、受付自体はまだ確定はされていないということですが、できれば9月中に始めて、11月

もしくは12月までの期間で申請受付をなされたいというふうなことでございます。

ですので、そちらの数値っていうのを我々は関知してませんので、現在は2期、前回のゴールデンウィーク中の緊急時短要請に応じた数字を根拠に、一定額を積み増した形で数字を計上させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。ずれがあるということで、了解いたしました。

あと、広報に関しては、できればSNSとかも1回とかじゃなくて定期的に発信をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

西依義規委員

事業者、中小企業者に限定したっていうか、直接応援っていうこの事業に対して、私は大いに賛同するところであります。

別に応援クーポン券があんまり意味ないとは言ってませんが、やっぱり生ぬるいというか、本当に事業者を助けようとする気が見えなかったんですね。もちろん景気回復ではあると思うんですけど。

ただ僕が一つ気になるのが、国庫支出金が4,200万円と580万円来て、それを通常であれば一般財源も足して、もっと鳥栖市の中小企業の人たちを応援しますよっていうのが、鳥栖市の誠意ある姿かなと思うんですよ。

国から来たやつをそのまま右から左に流して、いや私たちは事務をしました、そこから事務費まで300万円も取って、直接は3,900万円しか行きませんとなるよりも、国からこれぐらい頂きましたんで、これに上乗せして鳥栖市は下手したら近隣の久留米市さんとか小郡市さんで商売するより、やっぱり鳥栖市は手厚い中小企業を守るまちなんですよっていうのを少しでも見せていただきたいなと思うんで、例えば今現在、近隣の小郡市、久留米市、基山町とかのこういう中小企業対策っていうの、情報があれば教えていただきたい。どういう予算とか、過去にこういうことされたっていうのが。

で、いやいや、久留米市のほうがそれはもう3倍も上乗せしちゃうよ、とかですよ、神崎市はいろいろされていますよ、とかもしあるのであれば、今じゃなくていいんで、ぜひそういったことも含めて、鳥栖市はやっぱり中小企業の皆さんをしっかりと応援しているまちだなという判断材料にしたいんで、ぜひ分かるのであれば教えていただきたい。

今分かりますか、何か。久留米市さんぐらい、小郡市さんとか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

タブレットの委員会報告資料の2ページをお願いいたします。

まず、浸水被害箇所、浸水被害の概要及び浸水対策についてでございます。

まず、浸水被害箇所は、下野町及び真木町にあるマンホールポンプの2か所でございます。

浸水被害の概要につきましては、まず下野町マンホールポンプにつきまして、3ページをお願いいたします。

マンホールポンプの位置ですが、図面の下のほうの赤丸の位置がマンホールのポンプですが、下野町の一部及び三島町の一部の汚水をこのマンホールポンプに集水しまして、下野交差点にある汚水幹線までこのポンプにて圧送するためのものがございます。被害は、令和3年8月14日の大雨に伴い、ポンプ施設の周辺一帯が浸水し、ポンプの電気制御盤が浸水いたしました。

4ページをお願いいたします。

左の写真が8月14日の制御盤の浸水状況で、右の写真が翌8月15日に水が引き始めたときの写真でございます。右の指を指しているところまでが浸水をしておりまして。ポンプ周辺では、浸水深が約80センチで、そのうち制御盤が約25センチ浸水しまして、マンホールの中にあるポンプと制御盤の接続部である端子台が浸水したことで電気が遮断され、ポンプが停止をいたしております。

そのため、応急対応としまして、5ページをお願いいたします。

対象地区の方々に対しまして、地元区長への連絡をはじめ、市のホームページやツイッター、テレビのdボタンなどを通して、下水道使用の自粛をお願いするとともに、家庭の汚水の逆流防止のために、下水道管内にたまった汚水を道路にありますマンホールから、緊急的にバキューム車で吸引する対応をいたしております。

その後、先ほどの4ページの右の写真のように、8月15日から浸水深が低下し始めましたので、直ちに制御盤の点検等を行い、ポンプが復旧をいたしております。このポンプの停止に伴いまして、対象地区の約220戸の御家庭の下水道使用に影響が出たところでございます。

次に、真木町のマンホールポンプについて、6ページをお願いいたします。

赤丸の位置にマンホールのポンプがありまして、ここに真木町の一部の汚水が集水しまして石橋側を横断するために、このポンプにて圧送するためのものがございます。被害は、こちらも令和3年の8月14日の大雨に伴い、ポンプ施設の周辺一帯が浸水し、ポンプの制御盤が浸水をいたしております。

7ページをお願いいたします。

左の写真が8月14日の周辺の浸水状況で、左の丸印のところにマンホールポンプがございます。右の写真が翌8月15日に水が引き始めたときの写真です。ポンプの周辺では、浸水深

が約1メートル、そのうち制御盤が約40センチ浸水しておりまして、こちらもポンプと制御盤の接続部である端子台が浸水をしたことで電気が遮断され、ポンプが停止をいたしております。

そのため、下野地区と同様に対象の方々には下水道使用の自粛をお願いし、対象地区の2戸の御家庭などの下水道使用に影響が出ております。こちらにつきましても、8月15日から浸水深が低下し始めたことで、直ちに制御盤の点検を行い、ポンプが復旧をいたしております。

次に、浸水対策についてです。

8ページをお願いいたします。

今回のポンプの停止の要因となった制御盤の浸水に対処するため、今回の浸水位置よりも高い位置に制御盤を緊急的に移設をいたしております。下野町のマンホールポンプにつきましては、地盤面から制御盤までの高さが55センチだったのに対しまして、1メートルかさ上げをし、1メートル55センチといたしております。

次に9ページをお願いいたします。

真木町のマンホールポンプにつきましても、地盤面から制御盤までの高さが60センチだったのに対して、1メートルかさ上げをいたしまして、1メートル60センチとしております。再度、今回と同じような大雨により周辺一帯が浸水した場合でも、ポンプの停止とならないよう緊急的に対策を取ったところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

マンホールポンプの停止ということは、多分初めてだったと思うんですが、初めてですね。過去にありますか？

日吉和裕上下水道局事業課長

過去にも2回ほど、ポンプの停止というのはあってますけれども、この下野町でっていうのは初めてです。

先ほどの真木町のほうは、2年ほど前に1回停止をいたしておりますけれども、数時間で回復をいたしております。

飛松妙子委員

今回は、浸水したということで、かさ上げをしていただいたということなんですが、ほかの場所でそういう低い場所に、マンホールポンプ制御盤があるようなところはありますか。

日吉和裕上下水道局事業課長

制御盤については、基本的に遠方監視のほうでインターネットを通じて監視をいたしております。今回、ポンプが停止したのも2か所だけだったので、ほかのポンプについては停止をいたしておりません。

それで、今回浸水の後に実際浸水が想定されるような区域、浸水した区域については現地に行って、確認、調査をさせてもらってますけれども、実際浸水したような実績、水の跡とかがあってというのも確認ができませんでしたので、実際浸水はしてなかったと思います。

今後、これ以上の大雨が降るような状態になるようなことが考えられるような、必要な箇所については、今後、随時対応していきたいというふうに考えております。

飛松妙子委員

そうですね、今回経験しましたので、事前に対策を取れるところは、ぜひお願いをしたいと思います。

あと、ちょっと確認なんですけど、下野町で下水道が通っていないところというのは、こういう大雨のとき、トイレからボコボコボコボコってこう何かいつも上がってくるらしいんですが、それは、このマンホールの流れというか……、と何か関係とかがありますでしょうか。

松隈清之委員長

下水道接続してないところってことですか。

飛松妙子委員

してないところ。

松隈清之委員長

浄化槽ということですか。

飛松妙子委員

浄化槽です。

松隈清之委員長

浄化槽はマンホール関係ないですよ。

飛松妙子委員

関係ないですか。

そういう場合は、使わないことはそうなんですけど、何か対応とかありますか。

日吉和裕上下水道局事業課長

すみません、下水道が通ってないところっていうと、ちょっとよく意味がわからないんですけども、例えば浄化槽のような部分とかがなると、単体になりますのではっきり分かりませんが、下水道が接続されてるようなところに関しましては、やはりうちだけではないんですけども、全国的に大雨とかで雨水とかが、本来侵入してはいけませんけれど

も、侵入したとかっていう場合には、結構流れにくくなるような状態のときには、そのような音がするような場合とかというのはございます。

飛松妙子委員

分かりました。

じゃあ下水道が通っているところで、ボコボコボコボコ今回出たのは、このマンホールポンプの停止によるものが原因ということではなかったでしょうか。

日吉和裕上下水道局事業課長

下流にマンホールポンプがあった場合で、例えば今回の下野地区のような形でなっているときには、今回、実際ポンプが停止をしておりますので、もう流れませんので、そういう状況というのはあったかと思えます。

ただ、ほかの地区についてはポンプは停止をしておりませんので、それがポンプの停止が原因ということではないかと思えます。

飛松妙子委員

前田町の方だったんですが、多分下野のマンホールポンプが関係してるのかなと思ったんですが、前田町はそこは関係ない場所ということであれば、今回の大雨で、トイレのところがちょっとボコボコいったそうなんです。トイレを使うのが怖かったということで、使われなかったんですが、そうなったときに、私がお聞きしたいのは1件だけだったんですが。

今後、もしかしたら大雨のときにそういうことは発生するのか、もし発生したときはどのような対応を取ればいいのかなどと思っております。

日吉和裕上下水道局事業課長

1点目の、前田町がそのマンホールポンプと関係するかということにつきましては、前田町の下流側にはマンホールポンプがございませんので、そのまま県道中原鳥栖線のほうに入っている汚水幹線を通して、浄化センターのほうに流れていっております。

実際、前田町のように旭方面とかってというのは、たまにそういう苦情というか御連絡を頂いております。この原因としましては、先ほど言いましたように、下水道管の中に結構な量が、雨水も含めて下水道の処理場に向かって流れてきております。

そのような形で流れにくいような状況のときに、そのような状況というのは起こっております。(発言する者あり)

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

今言われてあるのは、下水道管内の圧力の問題ですので、屋敷内に各点検口のような丸いやつがついてますよね。それをエア抜きがついてる部品に替えるだけで、そのボコボコは収まります。

令和3年9月16日（木）

1 出席委員氏名

委員長 松隈清之

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 内川隆則

委員 古賀和仁

委員 飛松妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

農林課長 森山信二

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 三橋秀成

上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課庶務住宅係長 安永伸也

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

都市計画課長 槇浩喜

国道・交通対策課長 佐藤正己

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

現地視察

下野町排水機場（下野町）

下野町マンホールポンプ制御盤（下野町）

加藤田町入口交差点（加藤田町）

議案審査

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案甲第22号市道路線の認定について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

集した主な事業者支援策について掲載をしております。

まず、久留米市でございますけれども、第2次事業継続緊急支援金ということで、法人、個人事業主に対しまして、時短協力金をもらってらっしゃらないところ、30%以上減という条件でございますけれども、法人20万円——これ上限です。それと個人事業主が10万円、上限と。それと感染症拡大防止対策強化補助金ということで、こちらにつきましては、購入経費の3分の2、上限60万円。ただし、備品購入については上限20万円というふうになっております。

小郡市でございますけれども、サプライヤー等月次支援金ということで、国の月次支援金を受給したところに上乗せで5万円、それから県の月次支援金を受給されたところに上乗せで3万円と。それと家賃支援金といたしまして、県の支援金の上乗せでプラス5分の1、上限が4万円ということでございます。

みやき町でございますけれども、こちらは支援給付金ということで、第2次佐賀型中小事業者応援金の上乗せということで1事業者5万円。それとあと、応援クーポン券事業を行っておられまして、こちらについては1人3,500円と。

基山町でございますけれども、テイクアウト事業の補助金、こちらにつきましては、2分の1、上限5万円。あと、プレミアム付商品券を実施しておられまして、券面額1万円に対しまして1万1,000円、それから飲食店用で5,000円に対しまして6,500円、小規模店舗用といたしまして5,000円に対しまして7,000円という形で事業が行われております。

それと本日、新聞報道によりましてけれども、伊万里市が本市と同様に第3次佐賀型中小事業者応援金に上乗せをするということで、報道によりまして、1事業者4万円均一ということで報道がなされておりました。

以上でございます。

松隈清之委員長

ありがとうございます。

この際でございますので、何か御質問、御意見等ございましたら、発言をお願いします。

西依義規委員

資料ありがとうございます。

いろんな自治体事情もあるんで、いろいろ違うのは分かるんですけど、鳥栖市がそんなに低くはないという現状が分かりましたんで、大丈夫でございます。

それで、分かればいいんですけど、この小郡市の月次支援金というのは、毎月出るのが1回きりなのかって分かりますか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

本日議決した本案に対する委員長報告の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。



松隈清之委員長

以上で全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時37分散会

令和3年9月29日（水）

1 出席委員氏名

委員長 松隈清之

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 内川隆則

委員 古賀和仁

委員 飛松妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

農林課長 森山信二

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課庶務住宅係長 安永伸也

建設課整備係長 立石佳照

建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉

建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長 江藤誠

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

維持管理課管理係長 斉藤了介

維持管理課維持係長 山下美知

都市計画課長 槇浩喜

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

都市計画課庶務係長 佐藤臣久

都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長 木原智範

国道・交通対策課長 佐藤正己

国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

審査日程の決定

建設課・維持管理課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

議案外の報告（建設課）

公共施設中長期保全計画について

[報告、質疑]

都市計画課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

国道・交通対策課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

所管事務調査（所管事務調査報告書について）

[採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時16分休憩



午前11時17分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、部長のほうから一言御挨拶を受けたいと思います。

福原茂建設部長

おはようございます。

それでは、建設部のうち、建設課及び維持管理課関係分の決算概要につきまして、一括して御説明させていただきます。

まず、建設課でございますが、令和2年度の事務執行に際しましては、建設課職員22名で事務の執行に当たってまいりました。

建設課関係分の歳出の概要につきましては、一般会計、款8土木費のうち、予算現額12億2,585万2,000円、支出済額8億8,030万750円、翌年度繰越し額3億3,399万9,000円、不用額615万2,250円、執行率71.8%となっております。

令和2年度に取り組みました建設課の主な事業といたしましては、田代大官町・萱方線、轟木・衛生処理場線、飯田・酒井東線などの道路改良事業、また、市営住宅の長寿命化に係ることなどを目的とします、既設公営住宅改善事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

続きまして、維持管理課でございますが、令和2年度の事務執行に際しましては、維持管理課職員12名で事務の執行に当たってまいりました。

維持管理課関係分の歳出の概要につきましては、一般会計、款8土木費のうち、予算現額10億6,258万1,000円、支出済額7億2,578万8,598円、翌年度繰越し額3億3,513万9,000円、不用額165万3,402円、執行率68.3%。

款11災害復旧費のうち、予算現額3,238万5,000円、支出済額1,877万4,300円、翌年度繰越し額1,290万1,000円、不用額70万9,700円、執行率58%となっております。

令和2年度に取り組みました維持管理課関係分の主な事業といたしましては、道路側溝等整備事業、道路舗装事業、橋梁長寿命化事業、交通安全対策事業、河川しゅんせつ改良事業、災害復旧事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、建設課、維持管理課の順にそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、決算概要の説明を終わらせていただきます。

松隈清之委員長

ありがとうございます。



建設課・維持管理課

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

松隈清之委員長

では、これより建設部関係議案の審査を始めます。建設課及び維持管理課関係議案の審査を行います。

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おはようございます。

それでは、令和2年度一般会計決算に関わる建設課分の主なものにつきまして、御説明申し上げます。なお、金額につきましては、省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書の49ページ、50ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中ほどでございますけれども、目4土木使用料のうち、節3住宅使用料につきましては、市営住宅の家賃でございます。

ページが飛びますけれども、57ページ、58ページをお願いいたします。中段下のほうになります。

目5土木費国庫補助金のうち、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、道路改良事業、道路舗装事業などの社会資本整備総合交付金でございます。

また、その下、節3住宅費国庫補助金につきましては、市営住宅の改善事業、空き家の除却事業及び木造住宅の耐震化促進事業の社会資本整備総合交付金でございます。

ページ飛びまして、77ページ、78ページをお願いいたします。

上段から2行目になります。

項4 受託事業収入、目1 受託事業収入、節4 土木費受託収入につきましては、轟木排水機場など、国が所管する8か所の排水施設及び沼川排水機場など、県が所管する3か所の排水機施設の操作管理等に関わる受託料でございます。備考欄の一番下でございます道路改良事業受託料につきましては、味坂スマートインターチェンジの用地測量及び物件調査に関わる、NEXCO西日本からの受託料でございます。

続きまして、87ページ、88ページをお願いいたします。

款23市債、項1 市債、目3 土木債、節1 道路橋梁債及びその下、節4 住宅債につきましては、道路改良事業及び市営住宅改良事業に伴う市債でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

ページ飛びまして、189ページ、190ページをお願いいたします。

款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費のうち、節2 給料から節4 共済費までにつきましては、建設部長及び建設課職員のうち、課長・参事2名、整備係3名、スマートインターチェンジ推進室4名、合計11名の人件費でございます。

続きまして、191ページ、192ページをお願いいたします。

一番上、節13委託料につきましては、轟木川排水機場をはじめとした、排水機施設などの操作人に対する操作委託料でございます。

続きまして、195ページ、196ページをお願いいたします。

中ほどになります。

目6 道路整備交付金事業費につきましては、田代大官町・萱方線、轟木・衛生処理場線、飯田・酒井東線及び飯田・水屋線などの道路改良事業が主なものとなっております。こちらにつきましては、主要施策の成果の説明書にて、令和2年度の取組内容を併せて御説明をしたいと思っております。

主要施策の成果の81ページをお願いいたします。

田代大官町・萱方線等道路改良事業につきましては、物件移転補償、事業用地の取得などを進め、市営萱方町住宅付近の道路拡幅工事及びバス待合所の整備などを令和2年度に行っております。昨年度末までの用地取得率は約60%、事業進捗率は約35%となっております。

続きまして、82ページをお願いいたします。

こちら、轟木・衛生処理場線道路改良事業になります。こちらにつきましても、物件移転補償、事業用地の取得などを進め、浄化センター及び中間点付近の道路拡幅工事を令和2年度に行っております。昨年度末までに用地取得は全て完了いたしまして、令和2年度末の事

業進捗率は約40%となっているところでございます。

続きまして、83ページをお願いいたします。

こちらは飯田・酒井東線等道路改良事業になりますけれども、こちらにつきましては、付け替え道路に関わる用地測量及び物件等調査、事業用地の取得などを昨年度行っております。昨年度末までの用地取得率は約89%となっているところでございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。

こちら、飯田・水屋線等道路改良事業につきましては、用地測量及び物件等調査、道路詳細設計などを進め、農地の沿線を主体に物件移転補償、事業用地の取得を行っております。昨年度末までの用地取得率は約75%、事業進捗率は約36%となっているところでございます。

それでは、決算書に戻っていただきたいと思っております。決算書の195ページ、196ページをお願いいたします。

中段、目6道路整備交付金事業の節13委託料といたしましては、主に飯田・酒井東線、飯田・水屋線に関わる用地測量、物件等調査、道路詳細設計などの業務委託料でございます。

その下、節15工事請負費につきましては、轟木・衛生処理場線、田代大官町・萱方線及び飯田・水屋線に関わる道路改良工事でございます。

その下、節17公有財産購入費につきましては、轟木・衛生処理場線、田代大官町・萱方線、飯田・酒井東線及び飯田・水屋線に関わる事業用地の取得でございます。

一番下、節19負担金、補助及び交付金につきましては、飯田・酒井東線の道路改良事業につきまして、インターチェンジ本体と同一施工になりますことから、整備に伴う環境影響調査に関わる相当分を、事業者であるNEXCOWest Japanに負担するものでございます。この環境影響調査というものは、周辺河川の流量の減であったり水質の汚濁であったり、地下水の枯渇、魚類、水生生物への影響などの調査でございます。

続きまして、197ページ、198ページをお願いいたします。

最上段になりますけれども、節22補償、補填及び賠償金につきましては、主に轟木・衛生処理場線、田代大官町・萱方線、飯田・酒井東線及び飯田・水屋線に関わる物件移転補償、田代大官町・萱方線の工事に伴う水道管移設補償費でございます。

次に、203ページ、204ページをお願いいたします。

項5住宅費、目1住宅管理費のうち、節2給料から節4共済費までにつきましては、建設課職員のうち、庶務住宅係の11名の人件費でございます。

下のほうの節11需用費の備考欄にございます修繕料につきましては、市営住宅の修繕料でございます。

一番下、節13委託料につきましては、市営住宅及び周辺環境などの適正管理のため、市営住宅の樹木管理、給水施設等の保守点検並びに火災報知機等の取替えなどを行っているところでございます。

続きまして、205ページ、206ページをお願いいたします。

2行目の節15工事請負費につきましては、萱方町第2住宅の側溝整備工事及び南部団地の水道メーター取替え工事でございます。

中ほどの目2住宅改善費のうち、節13委託料及び節15工事請負費につきましては、市営住宅の計画的な改修を行う既設公営住宅改善事業でございます。こちらにつきましても、主要施策の成果の説明書にて、令和2年度の取組について御説明をさせていただきます。

主要施策の成果の92ページをお願いいたします。

令和2年度につきましては、主に浅井アパートなどの給湯設備やガス管等の設計業務及び浅井アパートの給湯設備、ガス管の改修工事並びに浅井アパートの屋根防水工事を行っているところでございます。

それでは、決算書の205ページ、206ページに戻っていただいでよろしいでしょうか。

中段、目2住宅改善費、節19負担金、補助及び交付金のうち、空家等対策補助金につきましては、倒壊のおそれなど、危険な状態と認められる特定空家の除却に対しまして、補助金の交付を行ったものでございます。昨年度は、5件を対象に補助金を交付してるところでございます。

以上、令和2年度建設課分の御説明を終わらせていただきます。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

それでは、引き続きまして、維持管理課分について御説明いたします。

まず、歳入より申し上げます。

御手元の決算書47ページ、48ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目2土木費分担金、節1土木費分担金につきましては、神辺町上の車地区での急傾斜地崩壊対策事業における、個人負担分でございます。

次のページをお願いいたします。

中ほどですが、款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料の主なものにつきましては、節1の土木管理使用料で、道路占用条例等に基づく、市道占用料及び公有水面使用料でございます。

続きまして、53ページ、54ページをお願いいたします。

下のほうですが、款16国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金、節1土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、令和2年に発生いたしました災害復旧事業に

係る国庫負担金でございます。

続きまして、57ページ、58ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、下段のほうですけれども、道路メンテナンス事業補助金。これは橋梁長寿命化事業に基づく補助金でございます。

続きまして、67ページ、68ページをお願いいたします。

上から2行目、款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1河川費県補助金につきましては、神辺町上の車地区の急傾斜地崩壊対策事業における県補助金でございます。

続きまして、71ページ、72ページをお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入につきましては、里道の不動産売払収入でございます。

続きまして、85ページ、86ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の上のほう、土木雑入のうち、主なものにつきましては、路上事故損害賠償保険金でございます。

続きまして、87ページ、88ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債につきましては、橋梁長寿命化事業に係る市債でございます。

その下、節2河川債につきましては、河川しゅんせつ及び排水路整備等に係る市債でございます。

続きまして、89ページ、90ページをお願いいたします。

目8災害復旧債、節2土木施設災害復旧債につきましては、令和2年発生災害復旧事業に係る市債の分でございます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出に移ります。

189ページ、190ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、維持管理課分について申し上げます。

節11需用費につきましては、街路灯、駅前トイレ等に使用いたします光熱水費が主なものでございます。

節12役務費につきましては、路上事故に対する賠償のための保険料でございます。

続きまして、191ページ、192ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、維持管

理課職員12名分の人件費でございます。

次に、節13委託料につきましては、測量調査及び道路台帳の修正に伴う委託料でございます。

節22の道路損害賠償金につきましては、道路の管理瑕疵による賠償金でございます、これは予備費から充用いたしております。

続きまして、目2道路維持費、節1報酬、節3職員手当等、節9旅費につきましては、草刈り作業等を担う会計年度任用職員の報酬等でございます。

次に、節11需用費の修繕料につきましては、道路や側溝の修繕料でございます。

次に、節13委託料の主なものにつきましては、草刈り委託料や舗装路面の補修委託料、街路樹や緑地帯の管理等委託料、鳥栖駅連絡通路等管理委託料などがございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、大雨時の道路冠水状況を確認するための監視カメラの借上料等がございます。詳細につきましては、主要施策の成果の76ページをお願いいたします。

令和2年度は、藤木地下道など市内5か所に監視カメラを設置いたしまして、半年間の賃借料で設置をいたしたところでございます。

決算書の193ページ、194ページに戻っていただきまして、節15工事請負費につきましては、道路側溝等の整備工事費でございます。

続きまして、目3道路舗装費、節13委託料につきましては、舗装工事の実施に向けた試掘調査業務や、舗装長寿命化修繕計画の策定に係る委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、商工団地3号線舗装工事等の費用でございます。

詳細につきましては、主要施策の成果の77ページをお願いいたします。

令和2年度は舗装延長が新設で4路線、596メートル、打ち換え補修を23路線、3,009メートル、合計3,605メートルで事業をいたしております。このうち右の表の3路線、1,249メートルを補助事業として舗装打ち換え事業を実施いたしております。

決算書の193ページ、194ページに戻っていただきまして、目4橋梁維持費の節13委託料につきましては、橋梁長寿命化事業計画に基づく、橋梁点検委託料でございます。

同じく、節15工事請負費につきましては、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕工事費でございます。

主要施策の成果の78ページをお願いいたします。

令和2年度の橋梁長寿命化事業といたしましては、橋梁修繕工事が3橋、それから橋梁定期点検、99橋を実施いたしております。

決算書の193ページ、194ページに戻っていただきまして、目5交通安全対策事業費、節8

報償費の主なものは、交通安全指導員の謝金でございます。

同じく主要施策の成果、79ページをお願いいたします。

令和2年度は交通安全指導員の定数64名のうち、欠員を除く61名に対しまして謝金を支給いたしております。なお、交通指導員の活動を中心に、交通安全県民運動などの活動を行っております。そこには、交通安全教室の開催状況を併せて掲載しております。

195ページ、196ページをお願いいたします。

節15工事請負費につきましては、防護柵やカーブミラーなど交通安全施設の改修が主なものでございます。

主要施策の成果、80ページをお願いいたします。

交通安全施設整備事業につきましては、令和2年度はカーブミラー11基、防護柵303メートル、区画線引き9,528メートルを実施いたしております。

決算書195ページ、196ページをお願いいたします。

中段、目6道路整備交付金事業費、節15工事請負費のうち、備考欄の一番下、転石・大谷線道路防災対策工事費につきましては、河内町の転石・大谷線における落石等を防止するための対策工事を実施いたしております。

続きまして、197ページ、198ページをお願いいたします。

目7道路防災対策事業費、節13委託料につきましては、令和2年7月の大雨により被災いたしました緑が丘の下岸田中央線のり面復旧に係る測量設計業務の委託料でございます。

続きまして、項3河川費、目1河川改良費、節13委託料につきましては、準用河川等の草刈り業務及び基里地区、鳥栖地区の雨水解析業務でございます。

次に、節15工事請負費の主なものといたしましては、江島川や大野川などのしゅんせつ、河川、排水路の整備工事などでございます。

次に、目2土砂災害対策費、節15工事請負費につきましては、神辺町上の車地区における急傾斜地崩壊対策工事費でございます。

続きまして、255ページ、256ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1現年発生公共災害復旧費、節13委託料及び節15工事請負費につきましては、令和2年7月豪雨に伴い被災いたしました河内・大峠線の災害復旧工事に係る分でございます。

次に、目2単独災害復旧費、節15工事請負費につきましても、市道、水路等の災害復旧工事費等でございます。

以上で維持管理課分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

194ページの草刈り委託料1,344万7,000円ですけど、一般質問でもたしか成富議員が聞いていた部分で、僕がよく分からなかったのは、全体の市道があって、業者に委託する分と近隣の自治会とかに委託する分とか、有志とか。それはこの1,344万7,000円に全部含まれてる……、その内訳とか分かりますか、業者とか。

もう一つ、市道の何割ぐらいをこれで、委託料で委託されているのか。全市道とは言わんけど例えば、1級市道とか幹線市道の大まかな、さっきの会計年度任用職員さんも含めて、100%管理しているうちの委託が何割ぐらいなのか、まず100%管理してるのかどうか。

それも含めて分かりますか？

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まず、草刈り委託の内訳でございますけれども、まず、1,344万7,520円のうち業者へ委託している分が1,056万5,500円、地元へ委託している分が166万7,000円。もう一つ、シルバー人材センターへ委託している分がございまして、これが121万5,020円となっております。

この業者と地元とシルバーと、それ以外のものを会計年度任用職員と市の職員で直接草刈りをしているところでございます。

西依義規委員

市道全体の何割ぐらいをこれで賄っているのか。

齊藤了介維持管理課管理係長

令和2年度で市道全体の延長として633キロメートルとなっております。

業者、地元、シルバー人材センターへの委託として、延長が大体40キロメートルぐらい。割り戻しますと、大体全体の6%ぐらいを委託で賄っていると。あと、市職員等でやっているのが26キロメートルと。

それでいきますと、大体全体の4%なので、市関係で実施をしているのは、市道全体のうちの10%程度ということになっております。

以上でございます。

西依義規委員

1級市道と呼ばれる路線って何路線ぐらいあるんですかね。

例えば、30路線あったとして、それをしっかりカバーされているのか、いやいや、もうぼつぼつで無法地帯の道路があるのかっていう、この40キロメートルの分布図とか、市の職員がされてる26キロメートルの箇所図とか、そういったのって資料としてあるんでしょうか。

齊藤了介維持管理課管理係長

再開いたします。

では、草刈りに関しての資料につきましては、最終日までに頂くということでお願いをしたいと思います。

よろしいですか。ほかにありますか。

飛松妙子委員

その草刈りに関して、市の職員の方にも、草刈りをさせていただいていることに本当に感謝を申し上げたいと思います。

その上であっちこっち回っていますと、草がぼうぼう生えて歩行者がそこを通れないという状況が見受けられて、今後、どういう対策を取ったらいいのかなあというのがすごくあるんですが。今、業者とか地元とかシルバーに委託されていないところで、市の職員の方は、問合せが来て対応されてらっしゃると思うんですが。

いつも通ってる場所とかが、いつもそこが草が生えてて、いつも市の職員が刈っているところを業者さんに頼んだりとか、お願いしたりというのを今までの中でお願いされてきてらっしゃるのかどうかというのは分かりますか。

それとも、やっぱりもういつも頼まれてるところは、職員の方が刈ってらっしゃるのか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

業者やシルバーなど、これは先ほど係長が説明しましたとおり、場所によって幹線道路とか交通量の多いところは業者さんに、そうじゃないところはできるだけ地元だったりシルバーだったりということで、振り分けをしております。

ただ、どうしても予算に限度がございますので、それ以外のところで必要な箇所の作業をするために会計年度任用職員を雇用して対応しておりますし、今の時期、季節ですと、それに正職員、私どもも交代ですけど応援で対応しているというところでございます。

できるだけ外部委託できるようなところで対応はしてまいりたいと考えておりますけれども、やはり予算にどうしても限りがございますので。

今、町区、町単位で地元をお願いしている部分もございますけど、町によっては担い手がだんだん高齢化しているというようなところもございますので、別のところも引き受けていただけるようなところについて、特に草刈り機械などをお持ちのようなところについて、今後御相談をして、できるところから少しずつでもやるようにしていただいて、今まで市職員がやっていたところをそこをお願いすることで、時間の空いたところでまた別のところを作業するというような形で、できるだけ広い範囲に手を広げていきたいと考えております。

飛松妙子委員

それでその地元をお願いする分に関しては、例えば真木町で言ったら、朝7時からお昼の

だから、毎年毎年予算を膨らましていかんと、どうしても住民の対応を消化しきらんというふうなことになるけん、それをどう考えるかたい。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

午前中の御質問の際も少しお答えしましたけれども、現状で確かにシルバー人材センターも含めて高齢化が進んで、今までやっていただいていたたり、可能だった方々の草刈りができなくなってきたということは我々ももう肌身に感じておるところでございます。

そのために、新たな担い手を探す、特に機械で作業ができるような担い手がないかどうかというのを考えておりますし、場所によっては防草シートとか張りコンによる、草が繁茂しないような対策も、必要な箇所についてはそういった対応もしていております。

そういったことも合わせまして少しでも草刈りの場所を減らす、もしくは負担を減らす、それで、少しでも広い範囲をカバーできるようにしていく必要があるものと考えております。

午前中お答えしましたとおり、現在対応できているのが全体の1割程度でございますので、なかなか一度に、一遍に広げるというのは難しいところもございますけれども、予算の確保だけでない方策も含めてできるだけ、今後担い手が高齢化していくのは間違いないこととございますので、そういったところを見据えて、できることから対応してまいりたいと考えております。

以上です。

古賀和仁委員

関連の質問なんですが、草刈りをされて、立派なのはいいんですけども、いわゆる車道と歩道があって、植え込みがあって、これもう担当が違うと思うんですけど、植え込みの部分がですね。違うところがするんですけど。

もう部分的にそこだけきれいになって、その歩道の広い中で、残りは草ぼうぼうで、そのままの状態では何か月も放りっぱなしにするという、こういうのはやっぱり担当課同士で連携をしてやっていかないと、何のためにやったのかよく分からない。

具体的に言えば、大木川の鳥ノ里橋からサッカー場のほうへ抜ける広い市道がありますよね。片側2車線で歩道があって、植え込みだけはきれいにして、片側の歩道だけきれいにして、片側は全く切らない状態で何か月も放りっ放しという、ちょっといくら何でも思うときがあります。

それで、やっぱりこういうところは、お互いに連携しながらやっていただきたいと思えますけど。

草刈りで担当課が違うから知らないですって言うなら知らないですけど、同じ道路ですから、その辺はしっかりと連携してやってもらいたいと思えますけど。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

いずれも維持管理課のほうで発注してる分かと思います、今おっしゃった場所は。

ただ、道路の草刈りと樹木の管理を別のところに出してる部分があることなのではないかと思しますので、その実施時期について、できる範囲で——それぞれ業者も業者の段取りがあるかと思しますが、できる範囲で調整を取って、今御指摘受けたようなことが極力減っていくようにやっていきたいと思します。

以上です。

松隈清之委員長

今、草刈りじゃないですか、大体。

やっぱり除草剤とかも考えたほうがいいと思うんですよ、省力化とか。

環境のことは置いといても、やっぱり省力化として——環境っていうのは幾つかあるんですけど。

農地でも除草剤使ってる所結構あるんですよ、あぜのところは。だから、直接今使ってるようなそういう除草剤ってあんまり浸透してほかの農地に影響を与えないようなやつは結構あるので、回収して燃やすとまたほら、炭素とか出てくるんで、もうそのまま枯れていったほうが、そういう意味では環境にも優しいし、手間もかからないし。

やっぱり今後は、今言われたように高齢化とかして行ってなかなか担い手が少なくなっていく中で、機械は機械でリスクも若干あるわけじゃないですか。

それはもちろん周辺の理解も要るんだろうけど、そういったことも、逃げずにやっていったほうがいいと思しますよ。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まさに御指摘のとおりだと思います。

御存じだと思うんですけど、除草剤の場合は農家の方が万が一のとき、枯れた原因、稲作に何かしら影響が出たときを恐れてというのは多分にございます。

ただ、今新しい薬剤も出てきたりしておりますし、濃度を変えて、要は薄めて使うというような方法もいろいろ研究されておりますので、その辺、業者との意見交換もしておりますので、そういった方法も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

決算説明資料191ページから194ページで、主要事項説明書76ページの監視カメラの設置事業でお聞きしたいんですが、借上料ということは、今後もこの費用が続いていくのかということと、あと、メンテナンスをどのようにされているのか教えてください。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

令和2年の決算分で申し上げますと、事業費としては150万円ほど上げておりますけれども、そのうち借上料が52万円程度でございます。これはもちろん、令和2年ですので半年分というところではございますけれども、借上料としてはそれでございます。

今年度の分以降は、これが1年間の分が変わってまいりますけれども、そういった借上料は発生するものと考えております。

おっしゃったメンテナンスでございますけれども、メンテナンスにつきましては、令和2年の場合でいきますと、半年終わった後、そのカメラ自体をお返しすると。それを返した業者のほうでメンテナンスをした上で、翌年度借りる場合は、そのメンテナンス済みのやつがまた来ますので、そこにつきましては、業者のほうでしっかりやっていただいているものと考えております。

以上です。

飛松妙子委員

では、契約は今後も半年契約をされるということになるんですか。半年間で返して、メンテナンス。

また次、半年後というか、災害が発生しそうな時期にまた借りるようなイメージですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

令和2年は半年契約で行っておりました。

それで、私ども非常にこの監視カメラについては効果を高く評価していると言いましょるか、高く必要だと感じておりますので、決算の趣旨とちょっと変わりますけれども、今年度分から1年間のリース契約に延ばしております。

それは同じく、リース期間終了後に一旦カメラを返して、今後は継続になりますので、別のカメラということになるかと思っておりますけれども、その中でメンテナンスは、返したカメラについては、業者のほうでメンテナンスをされるということで認識しております。

以上です。

飛松妙子委員

今後、カメラは1年に1回点検をすることによって、借上料が安くなっていくのか、それともカメラがまた新しくなって、そのままの値段として費用が発生していくのかっていうのはどうなりますか。

齊藤了介維持管理課管理係長

期間が、当然、1か月2か月よりも――1年が最大なんですけど、1年契約のほうが安くなって、大体1基当たりのリース料が一万二、三千円だったかと思っております。月額それぐらいで

借上げをすることができます。

飛松妙子委員

もう一回、カメラが同じものを更新するのであれば借上料が安くなるのか、それともカメラが1年ごとに新しくなって、同じ料金になるのかを教えてください。

齊藤了介維持管理課管理係長

1年ごとのリース契約になりますので、1年ごとに新しいものが来るということになります。（「新しいものが来る、でいいですか」と呼ぶ者あり）

新しいものというか別のやつが、1年契約が終わったら1回お返しすると。それで、別のやつがまた4月から来るので、1年間の契約の料金というのは、月当たりの一万二、三千円というのは今後も変わらないということになります。

松隈清之委員長

別のやつが来るけどそれが新品かどうかは分かりません。

齊藤了介維持管理課管理係長

そうです、新品かどうかは分かりません。

古賀和仁委員

71、72ページ、収入の部分ですけれども、不動産の売買ということで5,000万円ぐらい上がってるんですけど。

これは里道の売払い等と言われたんですけど、里道で5,000万円とか、そういう金額になるんですか。不動産売払収入、うち売払収入で5,140万円。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

すみません、私の説明が足りなかったかもしれません。

売払収入の収入済の5,140万円のうち、里道払下げ――要は維持管理課分として払い下げたものにつきましては、金額は100万円ちょっとでございます。それが里道2筆を払い下げた分でございます。

別の課の分も入ったところでの数字です。

飛松妙子委員

主要事項説明書の92ページ、市営住宅の改善事業と、あと、そのほかにも修繕費用が決算書に上がっていたと思います。

それで、その中で市営住宅を修繕される規定と言いますか、どういうものをするのが市の負担なのか。また、個人負担というものは、どういうものが個人負担されるのか、まず教えてください。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

本市が管理する市営住宅のほうの修繕ということで、基本的にこの修繕費の中身としましては、緊急修繕、それから空き家の修繕ということで大きく2つに分かれています。

緊急修繕というのが、お住まいの方から、例えばトイレに不具合があったとか、電気がつかなくなったとか、建具が開かないとか。そういった類いの、日常生活に支障を来すような不備があったところについての修繕になっております。

大きく言いますと、ガス、風呂釜修繕、それから給水修繕、建築で言いますとガラス建具、網戸、それから床の張り替え、電気であれば照明器具の修繕、トイレは漏水であったりボールタップの交換であったり、様々建物の中の修繕を、そういったことの対応をさせていただいてる状況でございます。

個人の負担はございません。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そうしましたら、今の御説明の中で、床の張り替えというのがありましたが、床の張り替えというのはどういう内容になるのかを教えてくださいませんか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

お答えいたします。

床の張り替えにつきましては、入居者の方が入れ替わる際に、例えば床の擦り傷があったりとか、長時間の使用ですり減っている、あとは障子の建具のレール部分が劣化していたりとか、そういった部分を併せて行っております。

そういったものを床の張り替え修繕ということでしております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、例えば入居者が20年30年って住まれてらっしゃる方で、床がぶよぶよしていても、それは個人負担という考え方でよかったですでしょうか。

入居者の入替えのときのみ、床の張り替えをするということで、例えば20年30年住んだ方が、床がぶよぶよして困ってるっていう場合は、個人負担ということでよかったですでしょうか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

基本的に本体の建物の構造に起因するようなものであれば、市のほうで負担をして張り替えを行うということになります。

ですので、入替えのタイミングでほぼ床の張り替え作業を行っていく、もしくはその途中

基本的にそういった声がありましたら、職員のほうでそこに出向いてまいりまして、状況を確認させていただくと。基本的には生活に支障がある部分、当然、扉が開かなくなったり、水が漏水したりとか。そういったものは確実にうちのほうでさせていただきますけれども、例えば傷み具合としても、別に住めない状況じゃないとか、そういったものは、そのときに応じてちょっと難しいということもお伝えさせていただいてますので、基本的には、そういった故障、修繕が必要なところという判断で対応させていただいてる状況でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

基本、元と同じように復旧をするということですよ。

あと、例えば、押し入れとかはどうでしょうか。そういうのはありますか、押し入れ。（「押し入れの具体的にはどういうことですか」と呼ぶ者あり）

例えば、押し入れがカビが生えてるとかいうので、総復旧とかされるのか。

松隈清之委員長

カビが生えるとかってというのは、例えばそれが壁に何か漏水してとかっていうことであれば、当然対処しなきゃいけないでしょうけど。

基本的には使用者が、ある程度管理しながらするべきものなんで、使用者の瑕疵に基づくものとか、そういったのは民間の賃貸契約と同じで本人の責任になると思うんですよ。

だから、通常の使用に関して、善良に使っている限りで、それで何か支障が出てきたということになれば、当然市のほうが修正するんでしょうけど。カビはその人が、例えば湿気の多いようなものをしてたとかってなると、多分本人の管理の仕方になってくるんで難しいんじゃないかなあと思うんですけど。

飛松妙子委員

湿気対策はされてらっしゃるようなんですけど、そういう押し入れでカビが生えた場合とか過去にありましたか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今のところ、具体的なそのカビだけの話とかそういったものは聞き及んでいないところがございます。

いろいろ修繕関係の完了した写真とか、私のところに回ってきて、見る中では、やはり市営住宅も、年数結構たっているところもございまして、建物自体もカビであったりさびであったり、そういったものも多く、やっぱりあるわけです。

そういったものを、全ての方が言われても、非常に対応が難しいところがございますので、先ほど言いましたように、やっぱり生活に本当に必要なところというのは、基本的に来るの

かなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

では、そういうお声があったら、必ず市の職員の方が見に行かれて、写真とか撮られますかね。その上で、市のほうで判断をするってことでよかったですでしょうか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

そういう情報が寄せられましたら、職員のほうで行くようにしております。現地確認をしております。

以上です。

飛松妙子委員

その現地確認をどのようにされるか教えてもらっていいですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

建設課の担当職員2名で現地に行って、確認をするというところでございます。写真も必要に応じて撮って、持ち帰ってまた対応を検討したりとか、そういうこともございます。

以上です。

飛松妙子委員

もう一度確認ですが、現地に2人行かれてそこで確認されて、上司のほうに報告とかもあるのでしょうか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

通常ですと、程度にもよりますけど、住民の方に今後どのような形で対応するのかとか、その場で今後の方針を示して、一旦戻って、後日業者さんのほうに連絡を取ったりとか、そういうこともございます。

全ての事案を私のほうで報告を受けているかというところではございません。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

住民の方が、対応される市の職員によって、対応が異なってきた場合に相談するところがあるのかなっていうところもあって、私のところに相談が来たってことなんですが。

その方も、要は市の担当者の方の対応について、不安を持たれてあったので、もしこういう修繕の依頼があったときに、必ず現地確認をされる、2人行って写真を必ず撮るとか。それで、それを全部係長が把握ができないっていうのであれば、そこをどうしていくのか、管理人さんをお願いするのか。

何かその辺がちょっとあまりにも細かくルールを決めてはいけないとは思いますが、そういう方が相談できるような部署があったほうがいいのかなんて思いましたので、特に市営住宅はもう40年、50年とたった場所なので、我慢をされてらっしゃるわけです。30年、40年と住んであって。

で、自分たちで修繕しないといけないところは修繕するんだけど、市の方が来られて修繕できますよって言われてたところを話の食い違いなのか何なのかで、ちょっと不審に思っただらっしゃるところもあったものですから、いろいろ詳しいことを聞かせていただきました。

今後とも市営住宅の修繕に関しましては、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

松隈清之委員長

ほかよろしいですか。

古賀和仁委員

206ページの空家対策補助金250万円で、5件を対象に補助したということなんですけど、現在、空き家と言われるものは何件あって、特定空き家っていうのは何件ぐらい指定をされているのかお尋ねします。

安永伸也建設課庶務住宅係長

空き家の推移でございます。

最新のものでいきますと、令和2年の認定戸数でいきますと、466件空き家の認定戸数として挙げております。

令和2年度現在で、特定空き家としましては6件という数字でございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

これは、年度末で残ってるやつって思っているんですか、6件は。

安永伸也建設課庶務住宅係長

これが、毎年6月に空き家の認定というのをかけておりますので、今言いましたのは、令和2年6月末での数字でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

そうすると、特定空き家で補助を出して5件対象として、それを解体したかどうかは知らんですけど、現在6件あると。6件特定空き家があると。

これは当然、その対象になるということですか、補助金の対象に、今後も。

安永伸也建設課庶務住宅係長

この特定空家につきましては、直ちに倒壊のおそれがあるというような建物ではございませんで、そういったもの全てというわけではございません。

例えば、樹木が繁茂していたりとか、そういうものを含めて、長期間放置されているようなものを特定空家としておりますので、議員がおっしゃいます空き家の除却補助については、特定空家にかかわらず、不良の住宅、特定空家の認定を受けないものでも、要件を満たせば解体の補助金の対象になるというところでございます。

以上です。

古賀和仁委員

ということは、現在特定空家が6件、令和2年度ではあると。

実際には、それがどういう状況かというのは、家主さんとか所有者との交渉とか、当然しなければならぬと思うんですけど、それは行われているというふうに考えていいわけですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

特定空家の方については、市の空家対策協議会のほうを設けておりますので、そちらのほうで随時進行管理、進捗の管理をしておりますして、空き家所有者の方にも、随時適正管理を促すように指導しております。

以上でございます。

古賀和仁委員

その中で、連絡が取れないとか、そういうところがあるのかどうか、要するにそのままの状態になって、ずっと放置されている空き家があるとか、そういうところは確認されてるのか、あれば何件ぐらいあるのか、お尋ねします。

安永伸也建設課庶務住宅係長

所有者の方と全く連絡が取れないというような空き家というのは、今ございませんで、全てこの特定空家の方について、何らか連絡が取れて、また実際に解体のほうは令和3年度にかけて行われたりとか、そういうふうに進捗をしているところでございます。

以上です。

古賀和仁委員

何でもこういう質問をしてるかというのと、そういう形で残ってる空き家が、その地区の住環境状態を非常に悪くして、困ってるっていう相談をよく受けますから、そういうときにそこに対してどういうふうな対応されてるのか。もうずっと5年も6年も放りっぱなしで草ぼうぼうで家も崩れる寸前の状態がずっと続いているところが大分ありますから。

そういうところについては、やっぱりいろんな形で方法が、国においては、最終的には強

制執行ができるというふうになってる。

市の場合は今、そういうことができない、というかそこまで条例ではまだ定めてないですか、定めてますか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

鳥栖市のほうで空家条例というのがございますので、その中で最終的には命令もしくは最終段階としては代執行を行うというような手続を定めております。

以上でございます。

古賀和仁委員

すみません、最後にちょっとお願いなんですけれども、そういうところが相談を受けますので、ぜひ何らかの対応をしていただきたいと。

そうしないと、環境状態が非常に悪いと聞いておりますので、何らかの処置をしていただきたいと、所有者ともしっかり話をして、処置をしていただきたいと思います。

以上です。

飛松妙子委員

先ほどのカメラで1点ちょっと確認し忘れてたんですが、カメラの向きがもし途中で変わったとかしたときに、メンテナンスは年に1回ってことだったので、カメラの向きが何らかの拍子に変わったりとかすると、その部分が見えにくくなると思うんで、そういう点検とかはされますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

可能性として、例えば風とか何かの衝撃でカメラの向きが若干ずれるということは、あり得ると思います。それにつきましては、主に大雨時などの確認が必要なときですけれども、その前後にはカメラを確認して、もし何かしら修正が必要な場合は、向きを動かすこと自体は我々職員でもできますので、その微調整は職員のほうで行っております。

ですので、見れなくなるということは、機器の中の故障等があれば別ですけれども、そういったことがなければ、基本的には確認は可能かと思っております。

飛松妙子委員

では、災害前に事前にされるということと、場所的に担当職員の方で動かすことができる高さにあるってということですかね。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

カメラの位置は、脚立等を使えば届く位置に上げておりますので、対応可能です。

以上です。

西依義規委員

194ページの舗装長寿命化修繕計画の概要というか、どんなやつかちょっと教えてもらえますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

修繕計画でございますけれども、令和2年度の舗装事業に関しましては、補助事業か単独費の予算でございました。

この計画を定めまして、令和3年度から、これにもう一つ起債時による舗装事業というのを取り入れております。で、この起債事業を取り入れるためには、事前の計画策定が義務づけられておりましたので、それに必要なものとして、長寿命化計画の策定を令和2年度予算で行っているところでございます。

西依義規委員

ということは、公共施設みたいに、今後例えば10年間の舗装の——今調査して、どれぐらいでここが改修でっていうのはもう実際あるってことですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

計画を策定しております。

ございます。

西依義規委員

それって見せてもらったりできますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今申し上げましたとおり、起債の制度を活用するための計画でございまして、公表は義務づけられておりませんので、公表はいたしておりません。

西依義規委員

見せられないということですね。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

ちょっと公表を前提にしておりませんのでですね。

それは公表前提でのつくりにはしてないというところでございます。

西依義規委員

この委員会の始まった当初から、鳥栖の道路はあんまりよくないとか、ぼろ道路とかいう各委員からの質問、意見があって、じゃあ、長寿命化の計画つくりましたと。

市民の皆さんにあなたの前の道路は令和7年度頃舗装予定ですよ、とか言えば市民の方も、もちろんお金には限りがあるの分かってるんで、そろそろ順番が回ってくるのかなとか。

小学校とかもそうじゃないですか、学校でも、ぼろいけどあなたのところは次の次ぐらいには回ってきますよ、で何とか納得してもらおうとかあるんで。

これが2,725万円で、繰越明許が1,960万円。これ説明ありましたっけ、どういうことを繰り越したか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今お尋ねなのは、196ページの工事請負費の繰越明許費の分についてということでございますよね。

この分につきましては、LEDの調査などで、LEDの街路灯の取替えに関する予算を今年の3月議会の中でお願いした分で、3月分でしたので、そのまま全額繰り越してる分でございます。

以上です。

西依義規委員

この交通安全対策費、前回の補正でも——今回補正やったかな、轟木川排水路防護柵の話とかあって。

よく尋ねてるんですけど、例えば自治会とか交対協さんから上がってきますと。ほぼほぼ対応できてますといつもおっしゃるんですよ。僕はそういう答弁を聞いて、ただ、昨年見たら、3,200万円ぐらいだったこの決算が、今年が2,725万円で、果たして——今数字がずっと出てますよね、令和元、年度2年度って、11基と303メートル、9,528メートルというのが。

その達成率っていうか、要は要望というか。市が見に行って、ここはやっぱりぼろぼろやけん変えたいと。ただ、予算がないというふうにして、やっぱり令和2年度載せられなかった分として、今どれぐらいの整備率なのかっていうのわかりますか。

松隈清之委員長

要望に対する整備率ということですか。

西依義規委員

そうです。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

要望に関する分ということで申し上げますと、令和2年度分で申し上げますと、令和2年度の交通安全関係の要望ということでございますが、65件出ております。そのうち、警察等、要は市で管理できない部分が15件ございましたので、残り、市で管理、対応する分が50件ございまして、そのうち30件については、もう対応しております。

今年度さらに対応する部分もございます。令和3年度分で対応する分はございますけれども、令和2年度分では50件中30件ですから、20件がまだ未対応ということでございます。

西依義規委員

これは結局、優先度合いで20件残ってるって、危険なところから修理したってことですか

ね。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

当然、上がってきた順番もございますけれども、それ以上に優先度とか危険度とか、交通安全関係ですので、そういったものを勘案しまして事業を進めております。

そのために、例えば、今、令和2年度を申し上げましたが令和元年度もまだ積み残しているものはございますし、場合によっては令和2年度の末に出てきたものでも、令和3年度すぐに予算がついた時点で対応したというのもございます。それは、それぞれの優先度合いを勘案しながら事業を進めているところでございます。

以上です。

西依義規委員

最後にこの防護柵の303メートルの代表的な路線を、どこをやったかっていう実績を教えてください。

山下美知維持管理課維持係長

303メートルの代表的な路線といたしましては、鳥栖中・税務署線、場所でいけばベストスイミングの裏、北側ですね、歩道、2段防護柵があったんですけれども。それが横棒の転落防止のところはかなり変形とかしてましたので、その取替えとかを実施いたしております。

そのほかには、酒井西・真木線とか、八軒屋・下野線も一部行っております。

以上です。

飛松妙子委員

先ほど、要望65件中、市の対応が50件で、30件対応しましたってことで御答弁頂いたんですが、令和元年度の繰越し件数が何件あったかと、それはもう令和2年度に対応が終わったのかどうかを教えてください。

松隈清之委員長

令和元年度の段階で積み残して、令和2年度に対応したやつ。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

御質問の令和2年度に対応した分は、今把握しておりませんが、令和元年度分の要望のうち、まだ未対応分が24件、今現在残っておりますので、これについて、一部今年度で実施するものもございますけれども、必要に応じて少しずつやっていくという、先ほど申し上げましたとおり優先順位を考えながらやっていきたいということで考えております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

可能であればここに、要望件数とかも書いていただいて、何件対応したとかというのが分かるのとどのくらい対応されてるのかなというのが、上がってきてるのかなというのが分かるんですが、可能でしょうか。

松隈清之委員長

それは、令和3年度の決算からそういうふうにしてほしいということでもいいですか。

飛松妙子委員

そうです。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今申し上げましたとおり、平成29年とか、そういったものでも積み残しの分はございます。

先ほど申し上げたように優先順位が、どうしてもほかに先にすべきことが出てくると、それが後回しになるもので。ですので、累計の仕方が、非常にカウントが難しい部分はございます。

松隈清之委員長

必然的に、優先度が低いやつはなかなか事業化にならないというふうに思っているんですかね、前からあっても。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

どうしても、繰り返し申し上げますけど、危険度、危険性とか、緊急性を有するか勘案して行っておりますので。

どうしても、例えば、カーブミラーでもないよりは確かにあったほうがいいよねというところと、ここはないと危ないよねっていうところがございますので。あったほうがいいよねっていうところは、どうしても後ろに後ろにはなってしまいますので、結果的にそういったものが、ずっと積み残しで残ってるというのが――今、例えで申し上げますけれども、そういったこともありますので、どうしても新しい令和2年度の分から令和3年度も、今も要望は逐次上がってきておりますので、どういう形で集計をするのかっていうのは、年度単位ですというのは難しい部分がございますので。

松隈清之委員長

例えば、優先度、危険度ごとに多分あると思うんですよね。

だから何年度から積み残しじゃないですけど、要望として上がってて、例えば優先度が5段階あるとするじゃないですか。優先度、一番低い1は何件残ってる、2は何件残ってるとか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

ちょっとそこは研究をしておりますので……（「分かりました」と呼ぶ者あり）今ここで

きるできないはちょっとお答えできません。（「結構です」と呼ぶ者あり）

飛松妙子委員

分かりました。

何でこういうことを聞くかと申し上げますと、区長さんたちも2年に一度替わられたり4年に1度替わられたりとかされるものですから、一体いつの分の要望が何年残ってるのかなと。10年前からの要望がまだ優先順位が低くて残ってるのであれば、本当にその要望って必要なものなのかな、とか思ったものですから。

可能であればということで、考えていただければと思います。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

1点だけ、御要望いろいろ頂きますけれども、中にはこれはできませんと言ってお断りする場合がございます。それは市としては必要がないと判断しますので、というようなことですね。

ですから、先日あったんですけど、それが以前から言ってるけどっていうことで言われた場合もございますけれども、そういったものは、逆に言うと我々としては処理済みということでカウントしておりますので。

そういった御意見も、先日、今のお話のようなことがございましたので、ただ、それはその時点でこれは市では対応できませんというお答えをしておりましたので、そういったものもあるということだけ申し上げておきます。

以上です。

小石弘和委員

今の状況は、恐らく予算の関係もあると思います。

では、ぶっちゃけた話、令和2年度までに積み残しの金額的には、結局お幾らあるんですか。

以上です。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今現在、おおよそでございますけれども、必要額としては8,000万円ほど必要かと考えております。

小石弘和委員

分かりました。

これはもうほとんど、年間変わらないと思うんですよ、この8,000万円の残は。4年ぐらい前の8,000万円ぐらいのずっと積み残しがきていると。

やはり予算をうんと組んでいただけんことには、この対処はできないと思うんです。優先

報告資料1につきましては、公共施設等総合管理計画の進捗状況です。こちらは、総合政策課より総務文教常任委員会のほうに報告されます。

したがって、今回、2番目の個別計画でございます公共施設中期保全計画について御説明をさせていただきます。

早速ですけれども、報告資料の4ページをお願いいたします。

この4ページにつきましては、公共施設中期保全計画一覧表ということで載せております。

こちらは、平成30年度から本中期保全計画に基づきまして、全85施設を対象に改修を進めております。

今回、昨年度から変更点が8か所ございまして、赤で示しているところが、今回8か所の見直しでございます。左端に番号を振っておりますので、この番号順に説明をしてみたいというふうに考えております。

見方といたしましては、5ページの下に改修箇所の凡例というのをつけておりますので、どういった内容の改修をするのかというのは、こちらで御確認をいただければと思います。

まず、4ページでございます。

7番の基里まちづくり推進センター、こちらにつきましては、屋根の漏水が見られたということでございますので、本年度に屋根防水の改修を追加しております。

続きまして、9番、麓まちづくり推進センター、こちらにつきましては、令和6年度に、内装電気設備及び給排水衛生設備の改修を予定しておりましたけれども、財政平準化ということで、令和5年度に前倒しを行うということに決定しております。

続きまして、11番でございます。

市民文化会館につきましては、令和4年度に改修を終わらせる予定でございましたけれども、財政平準化という理由で、令和5年度に共用部分の改修を遅らせるというものでございます。

続きまして、17番、市民体育館の諸室につきましては、こちらは多目的ホールの改修を令和8年度に予定しておりましたけれども、社会資本整備総合交付金の活用が可能になったということから、令和4年度に前倒しを行うものでございます。

続きまして、20番の陸上競技場につきましては、管理棟の増築を予定しておりましたけれども、既存施設の内部改修に変更となったため、内装と電気設備の改修を追加するものでございます。

21番、鳥栖スタジアムでございます。こちらにつきましては、令和5年度に電気設備とエレベーターの改修を、さらに令和6年に屋根防水の改修を予定しておりましたけれども、屋根の漏水が見られたということから、順番を入れ替えまして、先に屋根防水の改修を行い、

その後に電気設備とエレベーターの改修を行うものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

49番、基里小学校なかよし会につきましては、空調の故障が見られましたので、本年度に空調設備の改修を追加しております。

65番、東公園につきましては、令和6年度に時の門トイレの屋根防水の改修を予定しておりましたけれども、木製外壁の老朽化が進行し、危惧されたことから、外壁改修を追加するというものでございます。

以上、簡単ですけれども説明を終わらせていただきます。

松隈清之委員長

ありがとうございます。

この際ですので、確認したいことや御意見等があればお受けしたいと思います。

西依義規委員

今、鳥栖スタジアムで屋根の漏水が見られたって言ってるんですけど、令和5年からしかしないという……、小さい雨漏りということですか。

すぐすべきかなと思うんですけど、その辺は度合い的には？

安永伸也建設課庶務住宅係長

この屋根の漏水につきましては、今スポーツ振興課のほうで、応急処置を既に行っておりまして、大々的に行うのが、令和5年、令和6年にかけて、本格的に防水工事を行うということでお伺いしております。

以上でございます。

西依義規委員

その応急措置で二、三年は持たせられるってということですね。

例えば、中学校とか把握してないですよ、これ教育委員会ですよ。

昔、議会報告会で鳥栖中学校で雨漏りしてるって聞いたんですけど、それって把握してるんですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今回の一般質問でそういった話がございまして、一応教育委員会のほうに確認いたしましたけれども、そういったことは伺っていないということで、教育委員会のほうが言ったので、今回この計画の中には反映できておりません。

以上でございます。

飛松妙子委員

遅れるのはどれでしたかね、入替え以外に遅れるのはどれですか。

都市計画課につきましては、令和2年度の事務執行に際しまして、職員13名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきましては、一般会計、土木費のうち、都市計画課関係分といたしましては、予算現額5億7,549万3,000円、支出済額4億4,758万1,856円、翌年度繰越額1億2,349万円、不用額442万1,144円、執行率は77.8%となっております。

また、令和2年度に取り組みました主な事業といたしましては、公園施設長寿命化事業、市民公園整備事業、鳥栖駅周辺整備事業などを推進してきたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、概要説明を終わらせていただきます。

榎浩喜都市計画課長

それでは、令和2年度鳥栖市一般会計に関わる都市計画課の歳入歳出決算書につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

歳入でございます。

決算書49、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料のうち、公園使用料につきましては、公園での電柱等の占用料でございます。

続きまして、57、58ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金のうち、社会資本整備総合交付金につきましては、公園長寿命化対策支援事業及び国スポ・全障スポに係る都市公園事業に対する国の補助金でございます。また、街路交通調査費補助金は、都市計画道路3路線の見直し方針検討に係る国の補助金でございます。

続きまして、67、68ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節2都市計画費県補助金につきましては、県の緑の景観づくり事業補助金でございます。事業内容につきましては、朝日山公園のヤマザクラ等の植栽工事、支障木伐採を行ったものです。また、花と緑を育む地域づくり推進事業補助金につきましては、園芸教室に係る材料代に対する補助金でございます。

続きまして、71ページ、72ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金につきましては、備考の欄の上から7番目の都市開発基金利子でございます。これは、都市開発基金の運用により生じた利子でございます。

続きまして、87、88ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目3土木債、節3都市計画債につきましては、公園整備事業の公園

施設長寿命化事業、都市公園事業などに係る市債でございます。

次に歳出でございます。

197、198ページをお願いします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬につきましては、8月3日に開催しました都市計画審議会の委員報酬でございます。

次の節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、都市計画課職員13名分の人件費でございます。

続きまして、199、200ページをお願いします。

節13の委託料につきましては、備考欄の一番下、都市計画図変更業務委託料でございます。変更内容は、味坂スマートインターのアクセス道路となる都市計画道路、重田・酒井西線の追加及びごみ焼却場の区域指定等により、修正を行っております。

次に、節19負担金、補助及び交付金につきましては、備考の欄の下から2番目でございます。全国都市計画協会の負担金12万3,000円でございます。

次に、節23償還金、利子及び割引料につきましては、都市再生機構立替金の償還金でございます。

続きまして、目2公園管理費でございます。

201、202ページをお願いいたします。

節1報酬、節3職員手当等及び節9旅費につきましては、公園の保守点検などに従事します会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

節11需用費につきましては、公園の砂やトイレットペーパー等の消耗品費、公園パトロール車の燃料代、公園の電気料、下水道料の光熱水費、遊具やトイレの修繕料、また、図書購読料は公園緑地関係書籍等購入費でございます。

次に、節13委託料でございます。

測量設計委託料につきましては、原古賀町児童遊園のり面改修に係る測量設計及び朝日山公園の排水基本設計委託料でございます。次の設計委託料は、市民公園第1駐車場のトイレの設計でございます。公園管理委託料につきましては、公園の樹木管理、清掃等の委託料でございます。

続きまして、節15工事請負費でございます。

工事請負費の主なものにつきましては、主要施策の成果で御説明いたします。

主要施策の成果、89ページをお願いいたします。

公園施設長寿命化計画に基づき、田代公園及び藤木緑地の遊具の更新をしております。また、市民公園、東公園、中央公園の照明灯の更新を行っております。

次に主要施策の成果、90ページをお願いいたします。

市民公園整備事業として、市民公園第2駐車場のトイレの改築工事を行っております。

決算書の201、202ページに戻っていただきまして、目3街路事業費でございます。

節13委託料について、都市計画道路見直し検討業務委託料につきましては、都市計画道路3路線の見直し方針決定のための検討資料等の作成に係るものでございます。

続きまして、目4緑化推進費でございます。

節13委託料につきましては、花苗移植委託料でございます。フレスポ周辺、新鳥栖駅周辺、文化会館等の花苗の植栽を委託しているものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、花とみどりの推進協議会への補助金でございます。

続きまして、203、204ページをお願いいたします。

目6まちづくり推進費でございます。

節13委託料及び節17公有財産購入費につきましては、主要施策の成果で御説明いたします。

主要施策の成果、91ページをお願いいたします。

鳥栖駅周辺整備事業として、先行取得用地暫定活用整備実施設計委託料につきましては、鳥栖ビル跡地を広場及び駐車場として暫定整備するための実施設計業務でございます。

次に、先行取得用地管理委託料25万5,000円につきましては、同じく鳥栖ビル跡地に仮囲いをしておりますが、その保守点検管理委託料でございます。

次に、鳥栖駅周辺整備用地購入費につきましては、節17公有財産購入費ですが、駅東の鉄道高架用地の計画的な買戻しでございます。スタジアム第5、第6駐車場を平成30年度から買戻しを行っておりまして、令和2年度は、第5駐車場の残りの1,403平米を買戻しております。

決算書の203、204ページに戻っていただきまして、節25積立金でございます。

鳥栖駅周辺整備の事業化に向け、都市開発基金に1億3万1,598円積立てを行っております。

以上、都市計画課分の主なものの説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

主要事項の91ページに鳥栖駅周辺整備用地購入費が出てるんですけど、この金額はその前の開発公社が買った金額と同等の額で買い戻すんですか、どういう金額の査定ですか。

榎浩喜都市計画課長

こちらの価格につきましては、当時開発公社が買われた取得価格に利子相当分を加算した額、それと管理費等に係る分を加味した額で算出しております。

以上です。

西依義規委員

分かりました。

もう一つ、鳥栖駅前の先行取得用地の管理委託料というのはどこに払われたんですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

業者はマツコーになります。

管理——年間通じて、台風など突風とかの、パネルに支障がないか、また中の草とか、除草とかに問題がないかというところを確認する業務を委託をさせていただいております。

西依義規委員

パネルはなぜついたんでしたっけ、パネルをなぜつけたか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

まず、警察のほうから安全面ということで、治安の面で言われておりまして、勝手に入られないようにということで、仮囲いを行っております。

西依義規委員

ちょっと決算から少し脱線するんですけど、この間市民の方から鳥栖駅、あそこは大体どがなっとねっていうのを聞かれて、ちょっとお電話でも聞いたんですけど。それで、まだ工事をされてないみたいなんで、当初予算やったですよ。

それで、何で今まだされない、今9月で、その時間のかかった理由っていうか、何かあるんですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

パネル自体にオリンピックの子供たちの絵を貼らせていただいたりとか、そういったこともございまして、あと、年度いっぱい仮囲みを囲みたいということもございましたので、既に工事発注はあらかじめ終わっておりまして、広場のメイン工事につきましては、9月21日から工期が始まっております。

今月、準備工しまして、来月から本格的に工事に入っていきたいというふうに考えております。

以上です。

西依義規委員

ということは、オリンピックが終わるまでは、パネルはオリンピック関連だったんで、わ

ざと遅らせたってということですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

その辺のところも考慮しながら、工事時期っていうのを検討させていただいております。

飛松妙子委員

202ページの光熱水費で、電気代、どこの分の電気代が幾らぐらいかかっているのか教えてください。ただいいですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず光熱水費については、全体で電気料については260万円程度、そして上下水道につきましては、198万円程度かかっております。

電気料、仮に市民公園だと、例えば中央公園ですけど、月2万3,000円程度、夏場とかちょっと、10月とかちょっと、日がありますんで、3万5,000円程度。ずれはありますけど、その程度になります。

通常の小さい公園、電灯が1つとか2つとかの場合は、1,500円手前程度になります。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

例えば、外にある電灯で電気代が発生してるんだと思うんですけど、太陽光とかを設置してその電気代を賄うとかいうことは、方向性というか、考えたりとかされておりますか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

今は、LED化を行っております。既設の街灯の新しい分につきましては、LEDの玉と、電気ユニットというのを交換しております。

そのほか、古いやつにつきましては、公園長寿命化とかを使って更新を行っているところで、今現在太陽光については公園全体では使っておりませんが、太陽光のパネルにつきましては、新しくトイレを造るとかそういったときに、採用するかどうかは検討をさせていただいております。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

電気代を抑えるために、LEDに替えていただいているということだと思います。

いずれにしても、そういうふうな費用削減に向けて取り組んでいただければと思いますので、よろしく願います。ありがとうございます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

どこで聞いていいか分からないので、ちょっとここで聞きますけれども、例えば200ページに都市計画図変更業務委託料とありますよね、都市計画に関わる業務。

この委員会の所管でも都市計画の見直しとか、線引きの見直しとかよく質問というか意見があるんですけど。

例えば、都市計画見直しについて、懇話会をするとか検討会をするとか、そういった動きはないのかどうかっていうのと、もうこれ鳥栖駅周辺もそうなんですけど、鳥栖駅周辺も止まったまんまで、実際、先行取得を工事しますと、そしたらやっぱり市民の方々もまた動き出した、ということをおられると思うんで、そういった市民とかそういう有識者を巻き込んだ検討懇話会とかは、考えられているのかっていう——ちょっと決算の質問ではおかしいですよ。

どうなんですか、ここにどこかで今そういう動きがあるかどうかとか分かりませんかね。

榎浩喜都市計画課長

今、おっしゃられた鳥栖駅周辺整備事業などについては、これまでの一般質問の答弁と同じように、今の段階では動きはないですけども、いろいろ実現可能な方策を検討するところではありますけれども、そういった市民の方を含めたところでの懇話会等の段階まで至ってないというところでございます。

以上です。

西依義規委員

鳥栖駅に関しては分かりました。

ただ、都市計画の線引きの見直しとかは、以前お聞きした、例えば地区計画で一応考えてるとか、あそこのマスタープランにもそう書いてあったんで、そういった動きっていうのは始まったりしますか。

榎浩喜都市計画課長

昨年の2月に、都市計画マスタープランを作成しまして、その中でも特に、いろんな、市街化区域としては未利用地をなくしていくと、調整区域については、拠点性のある地域については地区計画を用いて開発の可能性を検討していく、ということであってございまして、そういう具体的に地区計画をするに当たっての、いろんな基準を、この市役所内というか、課内で練っております。

この前も都市計画審議会を行いましたけれども、その中でもこういったふうな取組をしていますということでの御報告をしたところでございます。

それにつきましては、来年までにその基準を作成して、令和5年度から運用ができるような方向で進めております。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

古賀和仁委員

202ページ、街路事業費で、委託料、都市計画道路見直し検討業務委託料、335万円とありますけど。

これ、3路線見直して言われたんですけど、具体的にどこの見直しですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

これにつきましては、都市計画道路の鉄道をまたいだ3路線の検討をするということで、検討資料の作成が主な業務内容になっております。

古賀和仁委員

業務委託して、路線見直しの検討をしたということなんですけど、これについては報告書か何か出てるんですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

報告書としては、取りまとめを行っております。

先ほど御説明しました都市計画道路の見直しにつきましては、今、中断という形になっておりますけれども、最終回のほうで委員の皆様それぞれの都市計画道路の見直し方針案の候補ということで、廃止、存続、変更についての候補ということでの御意見を頂いております。それについて取りまとめを行って、報告書として取りまとめたものでございます。

古賀和仁委員

よく分からないんですけども、どういうふうな検討を行って、それぞれ3路線についてどういうふうな結論……、結論がもう出たということですか、出てないということですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

最終的な結論というには至ってないんですけども、議論をした過程として、ある程度の方向性というものは見出させていただいております。決定には至ってないんですが、途中段階での見直し方針の候補ということでの取りまとめをしたところでございます。

松隈清之委員長

多分、こういう形で終わった経緯から説明したほうが分かると思うんですよね。

鳥栖駅周辺整備と関係があるじゃないですか。

だから、そこから説明していただいたほうがいいと……。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

都市計画道路見直し自体が、鳥栖駅周辺整備事業のまちづくりの基本構想が平成27年度に策定されたのを契機に都市計画道路の見直しをスタートさせておりました、この都市計画道路見直しの前提となった、鳥栖駅周辺整備事業が平成31年に断念をしてしまいましたので、都市計画道路見直しを進める理由の前提がなくなりましたので、都市計画道路見直しの検討懇話会については、中断をするというようになっています。

その中断をするときまでに議論をしていただいた内容について、取りまとめということで、報告書まで作成したところでございます。

古賀和仁委員

懇話会で検討したことを、また検討しているということですか。そういう意味ですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

この検討業務で、懇話会で議論していただく検討資料っていうのを作成をしております。

それで、業務の中でそういった資料作りをしたものを最終的に取りまとめた、という形になります。

古賀和仁委員

聞きたいのは、何のためにしてるのかと。何のために検討会をしてるのかと、検討のこれを出したのかという。

この会自体が中断ということで、全くやらないということで、最後1回を除いて途中でやめてしまったからですね。その中の、検討したことをまた検討し直すということですか。

どういうことなのかちょっとよく分からないんですけど。

榎浩喜都市計画課長

この業務委託につきましては、平成28年に第1回の都市計画道路見直し懇話会を開いて、5回まで行っておりました、平成30年11月27日に第5回を開いてまして、その後に橋上駅の白紙撤回ということでございます。

それで、それまでの部分で、当然、議論というのがございますので、その分を取りまとめたんですけども、これ自体が、3路線の検討の前提条件としては、橋上駅っていうことが前提でしたので、当然、白紙っていうことになってるんですけども。

その取りまとめた分、今までの議論を、課題とか等を含めたところでどうしていくかっていうところの議論をちょっとまとめて、今後、実際事業が開けるとときには、当然、その部分の有効活用していきたいというふうに、それが目的で取りまとめをしております。

以上です。

古賀和仁委員

何でもこういうことを聞いているかという、3路線の見直しについて、やらなければならないからこういうことをしてます、というのは分かるんですけども、何も先のことを決めないで、ただ検討したことをそこで話し合いをするというのはね、どうも本来のやり方やないけれども、懇話会は懇話会で既に終わっているんですから、その中で終わったことを検討するって。

何とかしてやるからこれを検討しますっていうのはまだ分かるけど、その方向性がないところでただ報告書を作りますみたいなこの検討というのは、若干私も違和感を感じますから。

どうしてもここはやらなきゃいけないから検討しますっていう、そういうふうな方向性を見させてほしいという気持ちがあるから質問してるんですけど、どうなんですか。

松隈清之委員長

これ要は、橋上駅のプランがなくなったじゃないですか。なくなった後に、しばらくこれ放置されてたんですよ、ちょっとどうしようもなくて。

でも、このままじゃいかんなっちゃう、取りあえず報告まではせないかなっちゃうことで、令和2年の6月ぐらいだったですかね。

だけん、もう令和2年の早い段階で閉めたんですよ。だけん、都市計画の見直しはもうできない、道路の見直しはできないっちゃう前提で、もう終わらせたんですよ。

やろうと思って懇話会してたわけじゃないんです、最後はもう。途中までは、中止になるまでは、やろうと思ってやりましたけど。(発言する者あり)

いやいや、延長ですよ。終わるためにただついてるだけです。新たにやったんじゃないんですよ。懇話会でやったやつを新たに予算つけてやったんじゃないで、懇話会をただ終わるために報告書を作るためのやつです。

だからもう、一貫して懇話会ずっと中断をしてたけど、1つの懇話会がここでやっと終わったんですよ。(発言する者あり)

コンサルが懇話会の支援も含めて、成果物を出すところまでがコンサルの仕事だったんで、この令和2年度にその成果物を出すところでやっと懇話会が終わったということ。

ずっと議論をしてたわけじゃないです。議論は止まってました、途中から。

古賀和仁委員

要するに、3路線の見直しはしないという1度のための……、報告書をこれで作ったということですかね。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

この業務につきましては、令和元年度からの業務の繰越しになっておりまして、令和元年度までに検討を行っておりまして、令和2年度に繰り越した後の取りまとめを、懇話会を令

和2年度に、最終回を、第6回を開催しまして、それで、それまでの議論についての取りまとめを報告書としてまとめたという形になります。

古賀和仁委員

報告書ってのは出せるわけですか。もう出してるのかな、出されてる？報告書。(発言する者あり)

今のこの都市計画見直し業務委託料の最終的な結論を出したと、その報告書というのはもう既にあるわけでしょう。それは出せるわけですか、資料として。(「委員会でも出たと思います」と呼ぶ者あり)

槇浩喜都市計画課長

今、報告書については、ホームページ等でも公表しておりまして、皆さん見る事ができるような状況でございます。

以上です。(「紙としてもらえますか」と呼ぶ者あり)

紙として、提出をいたします。

松隈清之委員長

古賀委員、最終日でいいですか。

古賀和仁委員

よかですよ。

松隈清之委員長

ほかありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

では、都市計画課関係議案の質疑を終わります。

次に、国道・交通対策課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩



午後3時5分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

決算書191ページ、192ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、国道・交通対策課5人分の人件費が含まれております。

節2給料が1,688万600円、節3職員手当等が合計847万6,067円、節4共済費が557万3,924円となっております。

次に、199ページ、200ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費でございます。

節13委託料につきましては、備考欄1段目、バス停設置等委託料につきましては、ミニバス運行経路の見直しを行いました、鳥栖地区、田代地区、旭地区循環線のバス停新設、移設、バス時刻表等の張り替えを行った費用でございます。

2段目、鳥栖駅東駐車場管理委託料につきましては、鳥栖駅東駐車場の年間の管理委託料でございます。

3段目、ミニバス運行業務委託料につきましては、ミニバス、鳥栖地区循環線、田代地区循環線及び基里地区循環線、旭地区循環線、4路線の運行に係る委託料でございます。

4段目、バスマップ作成委託料につきましては、西鉄バス市内線、広域線及びミニバス4路線のバスダイヤ及び運行経路を掲載しました冊子型バスマップ作成に係る費用でございます。このバスマップにつきましては、令和3年3月に全戸配布を行っております。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、備考欄に記載しております、国道34号整備促進期成会及び日本道路協会等各種協会への負担金でございます。備考欄一番下にあります地方バス路線維持費補助金につきましては、路線バス運行事業者西鉄バス佐賀株式会社への市内線3路線、広域線3路線の運行に係る補助金でございます。

なお、地方バス路線維持費補助金につきましては、912万円の不用額が発生しております。その理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、輸送人員の減少のため、国の補助金の補助要件が緩和されたことにより、バス運行事業者への補助金が増額になったこと、県から路線バス運行事業者に対し、コロナ感染症対策による地方バス路線運行維持特別支援事業により特別支援金が交付されましたので、本市が交付する当該交付金の交付額が減額になったためでございます。

節22補償、補填及び賠償金、国道3号鳥栖拡幅事業移転補償費につきましては、令和2年度に行いました国道3号鳥栖拡幅事業に係る事業用地先行取得に係る移転補償費でございます。

次に、205ページ、206ページをお願いいたします。

項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節11需用費、備考欄2段目、光熱水費につきまし

ては、新鳥栖駅構内のみんなのトイレ、観光案内所等の光熱水費でございます。

節13、備考欄、新鳥栖駅周辺施設管理委託料につきましては、新鳥栖駅周辺市営駐車場5か所の管理業務、みんなのトイレ及び自由通路の清掃業務等の委託料でございます。

以上、議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算、国道・交通対策課関係分の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

199、200ページで、先ほどバスの分で不用額の御説明をいただきました。

この900万円の金額はもともと予算を立てていた分に対して、900万円減になったっていう捉え方でいいのか。あと、もし補助金とかが出てる部分に分かるのであれば、その金額を教えてください。お願いします。

佐藤正己国道・交通対策課長

当初予算額は立てておりました、減少によって、3月補正とかをさせていただいて、予算額を見込んでおりましたが、そういった補助金等を西鉄バスさんのほうが運行経費のほうに充当されましたので、その分、鳥栖市が出す運行の補助金が減ったということでございます。

飛松妙子委員

ということは、西鉄さんが頂かれた補助金の金額までは分からない、ということですね。

あと、先ほど補助金の増額もあったってことで、これは市に対して増額があったってことですか。それで不用……、すいません、そこもお願いします。

増田義仁国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長

今回のコロナウイルス対策関係で、国の補助基準が、まず緩和された関係でございますけれども、こちらにつきまして、路線バスの広域線のお話でございまして、当初、3月の補正予算で計上させていただきました予算が、総額で全て合わせまして5,831万7,000円だったんですけれども、その後、緩和するということは3月に決定されましたものですので、今回その補助金関係、国、それから福岡県が出してる補助金もありますけれども、そちらを合わせまして、約1,300万円の増額になっております。

広域線に関しましては、その後、負担割合が各市町でございまして、計算したところでそれぞれ負担が軽くなったような状況でございます。

それから、佐賀県のほうが路線バスの事業者に対していたしました支援金につきましては、総額で370万円ほどになっておりますので、先ほどの補助基準の緩和と、こちらの支援金を合わせまして、市の負担については軽くなったというような状況でございます。

西依義規委員

同じ主要事項の87ページの、今回、地方路線バス事業が載ってるんですけど、前は、1路線ごとののが載ってたんですけど今回載ってないんで、何でかなと思ったのと、一般質問でも言いましたけど、要はこの地方バスの最後に目的のところに運行維持を図るっていう文言あるんですよね、運行維持を図る。

これ例えば、どれぐらい減ったら運行に、西鉄バスさんがやめようとかそういうふうに、撤退みたいな、鳥栖市ではこれぐらいの乗客は確保したい、みたいなのもあるんですか。

それとも、そういうのはないんですか。

増田義仁 国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長

主要事項の路線バスの関係でございますけれども、決算の主要事項におきましては、この総額で路線ごとには記載をしておりますけれども、路線ごとに書いてたのは、当初予算の主要事項のときに書いてたかと思っておりますけど、今回、決算の場合はこの金額でさせていただいている状況でございます。

あと運行維持の関係ですけれども、西鉄バスさんのほうも利用者の状況等で苦しいところにつきましては、便数を減らしたりとか、あと、乗務員の関係もございまして、便数を減らしているケースもございます。

先ほど言われましたように、どのぐらいの人数、もしくは収入の割合、そういう基準等はございませんけれども、コロナの前までは、市内の路線バスにつきましては、他の地区に比べますと、収支率、運行費用に占める収入の割合は比較的高い——それでも半分弱、その程度だったんですけれども。今回コロナで、またそれが下がって、3割程度とかいうような状況になってますので、その辺りは、公共交通でございますので赤字が前提での運行とはなっていないんですけれども、利用者を増やして、収入を増やして、運行の維持を図れるような形で、利用促進を図っていきたいというふうに考えております。

西依義規委員

この地方バス路線事業というものは、市が主体的な事業なのか、それとも西鉄バスさんにちょっと補助してる——要はどっちが主体となってこのバスの乗客を増やそうと思ってるのかっていう。

鳥栖市さんなかなかそういうのが見えないなと思うんですけど、そこは、鳥栖市が主体的にじゃなくてあくまで西鉄バスさんが主体的になって、鳥栖市さんは補助金だけやりますというスタンスなんですか。

増田義仁 国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長

路線バスの運行につきましては、現在、運行事業者が西鉄バス佐賀ということで、国から

の補助金等につきましても、事業者のほうで、今補助を受けている状況でございます。

それで、赤字の欠損額について、市のほうが、今補助金を出しているというスキームになっているんですけども、以前は公共交通につきましても、自治体の仕事じゃなくてバス事業者の仕事という位置づけがあったんですけども、ここ十数年は路線バス事業自体も市の事業であるというような位置づけの下、どこの自治体も、今取り組まれている状況でございますので、利用者の状況、利用者の増とか、その辺りの対策につきましても、西鉄バスと市と両方とも主体になって、一緒になって、今やっていっているような状況でございます。

西依義規委員

本当、ぜひ鳥栖市も積極的に乗客を増やすようなことを、もっともっといろんな対策、何もせずに何年もして、コロナで減りました、けど実際、数年間は微妙に伸びてるんですよ。

だから、人口増えて利用客伸びて、何もせんでもいいというわけじゃなくて、やっぱりそういう対策は、コロナが明けたとき、いろいろ考えていただきたいなと思います。

以上です。

飛松妙子委員

49、50ページの使用料及び手数料のところ、新鳥栖駅の駐車場、また、鳥栖駅の駐車場の使用料は、令和元年・令和2年、平成30年と比べてどのように遷移されているのか教えてくださいいただけますか。

佐藤正己 国道・交通対策課長

まず、鳥栖駅東駐車場につきましても、平成30年度から令和元年度につきましても、5%程度の減少になっております。

令和2年度につきましても、令和元年度から比べますと、34%の減という形になっております。

続きまして、新鳥栖駅周辺駐車場につきましても、平成30年度から令和元年度は10%の減——収入がですね。

あと、令和2年度につきましても、令和元年度から比べますと、48%の収入になっておりますので、半分以上減ったという形になっております。

飛松妙子委員

50%近く落ちてるとのことなんですが、収入に対しての費用、費用対効果っていうのは、今どのようになっていますか、令和2年度。

佐藤正己 国道・交通対策課長

詳しく費用対効果というのは出していませんけど、収入に対する駐車場関係の支出額といたしまして、例えば、鳥栖駅東駐車場の管理委託料について、380万円ぐらい支出をしております。

令和 3 年 9 月 30 日 (木)

1 出席委員氏名

委員長 松隈清之

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 内川隆則

委員 古賀和仁

委員 飛松妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア事業推進係長 能富繁和

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係担当係長 香月啓介

農林課長 森山信二

農林課長補佐兼農政係長 楠和久

農林課農村整備係長 中垣秀隆

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 武田隆洋

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 三橋秀成

上下水道局管理課業務係長 小柳洋介

上下水道局事業課長 日吉和裕
上下水道局事業課浄水場長 平塚俊範
上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形伸
上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄
上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

建設部長 福原茂
建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文
建設課庶務住宅係長 安永伸也

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

商工振興課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第32号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

[説明、質疑]

上下水道局審査、報告

議案乙第23号令和2年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第24号令和2年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第25号令和2年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第26号令和2年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

報告第6号継続費精算報告書について

[説明、質疑]

陳情

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 59 開会

松隈清之委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

松隈清之委員長

審査に入ります前に、部長のほうから一言御挨拶をお受けしたいと思います。

宮原信経済部長兼上下水道局長

おはようございます。

令和 2 年度の経済部・上下水道局の決算の委員会の審査に先立ちまして、御挨拶と事業の概要について申し上げます。

経済部は農林課、商工振興課、農業委員会事務局の 3 課で、それぞれの担当部署の業務を行っております。

また、上下水道局につきましては、管理課、事業課の 2 つの課で水道事業及び下水道事業の業務を行っているところでございます。

日頃から、松隈委員長、西依副委員長はじめ各委員の皆様の御理解と御支援を賜り、各課の業務の遂行ができておりますことにつきまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは最初に、経済部のうち、農業委員会事務局及び農林課関係の決算概要につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、農業委員会事務局でございます。

令和 2 年度の事務執行に際しての農業委員会事務局職員は、5 名で事務に当たっております。

決算概要につきましては、一般会計の農林水産業費のうち、農業委員会事務局関係分といたしまして、予算現額 5,978 万 3,000 円、支出済額 5,961 万 3,098 円、不用額 16 万 9,902 円となっております。執行率が 99.7% でございます。

令和 2 年度に取り組みました主な事業といたしましては、農業委員会の運営のほか、農用地を担い手に集積し、農地利用の最適化推進に取り組みまして、それぞれ成果を上げてきたところでございます。

次に、農林課分の決算概要について御説明をいたします。

令和 2 年度の事務執行に際しての農林課職員は、14 名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきましては、一般会計の農林水産業費のうち、農林課関係分といたしまして、予算現額 4 億 6,227 万円、支出済額 4 億 1,345 万 9,333 円、翌年度繰越額 4,596 万 2,000 円、不用額は 284 万 8,667 円で、執行率 89.4%でございます。

また、災害復旧費のうち、農林課関係分といたしましては、予算現額 1 億 4,811 万 2,000 円、支出済額 7,217 万 3,200 円、翌年度繰越額 7,416 万 4,000 円、不用額 177 万 4,800 円で、執行率は 48.7%となっております。

令和 2 年度に取り組みました主な事業といたしましては、さが園芸生産 888 億円推進事業、県営水利施設整備事業、県営経営体育成基盤整備事業、河内防災ダム維持管理事業、防災重点ため池整備事業、滞在型農園施設管理事業、市民の森管理事業などを推進してまいりました。

それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、農林課、農業委員会の順で、続けてそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、概要説明とさせていただきます。



農林課・農業委員会事務局

議案乙第 29 号 令和 2 年度鳥栖市一般会計決算認定について

森山信二 農林課長

皆さん、おはようございます。

農林課のほうから先に説明をさせていただきます。

それでは、令和 2 年度鳥栖市歳入・歳出決算の農業委員会・農林課関係分につきまして、決算書に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入の主なものについて御説明をさせていただきます。

決算書 59 ページ、60 ページをお願いいたします。

款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 7 災害復旧費国庫補助金、節 1 農林水産施設災害復旧費国庫補助金につきましては、備考欄にございます、令和元年及び令和 2 年発生災害復旧事業費補助金、令和元年 8 月、9 月に発生しました農地及び農業施設、林道の合計 6 か所の災害復旧に関する国庫補助金と、林道等の測量設計の委託料に関する補助金でございます。

以上でございます。

庄山裕一農業委員会事務局長

決算書の65、66ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明をいたします。

まず、備考欄1項目に記載の農業委員会交付金は、農業委員11名分、農地利用最適化推進委員15名分の手当及び職員5名分の人件費に対する県からの交付金でございます。

続きまして、備考欄4項目めに記載しております農地利用最適化交付金は、農用地を担い手に集約し、農地利用の最適化を促進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動及び成果、実績に対する交付金でございます。

森山信二農林課長

続きまして、その下になります、目4農林水産業費補助金、節1農業費県補助金につきましては、備考欄6行目でございます多面的機能支払補助金は、農地の多面的機能の維持、推進を図るため共同して取り組む地域活動や、農地水路等の資質向上に資する活動に対する補助金でございます。

続きましてその下、中山間地域等直接支払交付金は、農山間地域などの農業生産条件が不利な地域におきまして、5年以上農業を続けることを前提としまして、地域、集落の農業者に対する国、県からの交付金でございます。対象地域につきましては、田代西部、河内、神辺町、牛原が対象となっております。

次に、備考欄の3項目下になりますが、さが園芸生産888億円推進事業費補助金は、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、収益性の高い園芸農業を確立するため、農業生産法人や農業者が組織する団体が行う機械、施設等の整備に対する補助金でございます。

続きまして、その下でございます。経営所得安定対策等推進事業費補助金は、鳥栖市農業再生協議会が行う経営所得安定対策の推進、作物の生産振興、米の需給調整の推進や、地域農業の振興などを目的としまして行う事業に必要な経費に対する補助金でございます。

その下になります農村地域防災減災事業補助金は、防災重点ため池のうち、8か所のハザードマップ作成業務及びため池廃止に伴う測量設計に対する補助金でございます。

さらにその下になります農業次世代人材投資資金事業補助金は、50歳未満の青年が新規に就農した場合に、就農から5年以内の経営が安定的な時期の所得を確保するために、一定条件のもと、補助金の給付を行ったものでございます。

次に、67、68ページをお願いいたします。

節2 林業費、県補助金の備考欄にございます、ふるさとの森林づくり事業補助金は、荒廃した森林約3.84ヘクタールの侵入竹伐採の経費に対する補助金でございます。詳しくは、歳出のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、69ページ、70ページをお願いいたします。

下段のほうになります、目2 農林水産業費県委託金、節1 農業費委託金、備考欄の河内防災ダム管理委託金は、河内ダムの維持管理に要する経費に対する県からの委託金でございます。こちらも詳しくは、歳出のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

次に、73ページ、74ページをお願いいたします。

下段のほうになります、款20繰入金、項1 基金繰入金、目4 森林環境譲与税基金繰入金、節1 森林環境譲与税基金繰入金につきましては、森林経営管理法に基づきまして、森林経営管理制度事務に係る経費といたしまして、森林環境譲与税基金から繰入れを行うものでございます。

続きまして、83、84ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入の農林水産業雑入につきましては、主なものといたしまして、備考欄の中ほどにございますが、農林水産業雑入の4項目めに記載の市民の森ネーミングライセンス料は、鳥栖市民の森のスポンサー企業でありますコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社からの令和2年度のネーミングライセンス料でございます。こちらのほうも詳しくは、歳出のほうで御説明をさせていただきます。

続きまして、89、90ページをお願いいたします。

目7 農林水産業債、節2 農業債の備考欄、経営水利施設整備事業は、県営かんがい排水事業（鳥栖南部地区）に伴う起債でございます。県営経営体育成基盤整備事業は、県が行う下野地区の経営体基盤整備事業に伴う起債でございます。

款23市債、項1 市債、目8 災害復旧債、節1 農林水産施設災害復旧債の備考欄、令和2年発生災害復旧事業及び令和元年発生災害復旧事業は、災害復旧事業に伴う起債でございます。

以上で、歳入についての御説明を終わらせていただきます。

庄山裕一 農業委員会事務局長

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の167、168ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費の主なものについて、御説明をいたします。

節1 報酬の農業委員等報酬は、農業委員11名分、農地利用最適化推進委員15名分、合わせて、26名分の報酬でございます。報酬額は、前年度とほぼ同額となっております。

内訳といたしましては、歳入で御説明をいたしましたとおり、農用地を担い手に集約し、農地利用の最適化を促進するための活動及び成果、実績に対する交付金、農地利用最適化交付金を、活動した農業委員、農地利用最適化推進委員に報酬として加算し、支出をしているものでございます。

続きまして、節2給料から節4共済費までは、農業委員会事務局職員5名分の給料等でございます。

次に、節9旅費の費用弁償は、農業委員、農地利用最適化推進委員の研修旅費及び農業委員会定例委員会への出席費用弁償でございます。

以上で、農業委員会事務局関係の説明を終わります。

森山信二農林課長

それでは引き続きまして、169、170ページをお願いいたします。

下段のほうになります。目2農業総務費の主なものについて、御説明を申し上げます。

節2給料から節4共済費までは、農林課職員13名分の給料等でございます。

次に、171、172ページをお願いいたします。

節13委託料の備考欄2項目めの生産組合員連絡調整等業務委託料は、生産組合長が、農政関係印刷物の配付や各種調査及び農家意向の取りまとめなどを行っていただくための委託料でございます。

次に、目3農業振興費の主なものについて、御説明申し上げます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、主なものとして、備考欄1項目めの記載がございます鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金は、イノシシ等による農作物の被害防止のための捕獲報償金の経費に対する負担金でございます。

次に、備考欄4項目めに記載のさが園芸生産888億円推進事業費補助金は、農業の担い手となる農業者に対し、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など収益性の高い園芸機械、施設等の整備に必要な経費に対する補助金でございます。

次に、備考欄下から2項目めの農業次世代人材投資資金は、50歳未満の新規就農者1名に対しての交付金でございます。

続きまして、中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域において農地の保全と農業生産の維持を図るために、神辺、河内、牛原地区の農業者に対する交付金でございます。

次に、173、174ページをお願いいたします。

目5農業生産基盤整備費の主なものについて、御説明申し上げます。

中ほどになります。節15工事請負費の備考欄、若宮井堰改修工事費は、真木町にございます農業用井堰の改修を行った経費でございます。

その下の備考欄、老朽農業用水路改修工事費は、既設の農業用水路の改修及び未改修水路の整備を行った経費でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金のうち、主なものといたしまして、備考欄の1項目めに記載のかんがい排水事業推進負担金は、県営かんがい排水事業で施工された施設の維持管理に要する経費を鳥栖市土地改良区に負担するものでございます。

次に、備考欄3項目めに記載の県営水利施設整備事業（鳥栖南部地区）負担金は、県営かんがい排水事業鳥栖南部地区、幸津、轟木町、真木町地区の農業用排水施設の整備を行う県営事業の負担金でございます。

主要施策の61ページのほう、確認をお願いいたします。

令和2年度は、分土工5か所及び揚水機場の擁壁工事等が施工をされております。

決算書に戻りますが、次に、備考欄4項目めに記載の県営経営体育成基盤整備事業負担金は下野地区の県営事業に対する負担金、負担するものでございます。こちらのほうも、主要施策の62ページのほうをお願いいたします。

令和2年度の事業費としましては、排水路工、用地補償等に対する負担金でございます。

決算書のほうに戻りますが、175ページ、176ページをお願いいたします。

備考欄1項目めの筑後川土地改良事業推進協議会負担金は、水資源開発と水利用合理化並びに補助、整備等の生産基盤の整備のため、筑後川水系開発計画の一環としまして行う、土地改良事業を推進することを目的とする協議会の負担金でございます。

次に、備考欄、筑後川下流用水事業負担金は、水資源機構が施工しました佐賀揚水機場等の施設建設事業費の一部を平成10年から令和4年までの25年間、負担するものでございます。

その下になります藤木揚水経費負担金につきましては、取水変更に伴う用水経費を土地改良区に対して負担するものでございます。

次に、3項目下になります小規模土地改良事業補助金は、用排水施設改修のため、8件の改修工事経費に対する補助金でございます。

続きまして、基盤整備促進事業補助金は、土地改良区が永吉地区で行った暗渠排水整備事業に対しての補助金でございます。

次に、備考欄最後の多面的機能支払補助金は、農業者と地域住民等が連携して行う農地、農業用水等の保全、管理に係る経費を支援するため、市内13の活動組織に補助を行ったものでございます。

引き続きまして、目6農地等保全管理費の主なものについて御説明申し上げます。

節1報酬から節9旅費につきましては、河内ダム囑託員1名の社会保険料、雇用保険料、賃金及び――昨年はコロナ対策で開設をしておりますが、他県からの来客が多いため河内

河川プールの整理員といたしまして、5名分の賃金でございます。

次に、節13委託料のうち、備考欄のため池ハザードマップ作成委託料は、ため池8か所のハザードマップ作成業務委託料でございます。

次に、177、178ページをお願いいたします。

備考欄2項目めに記載の河内ダム施設管理委託料は、河内防災ダム事務棟の機械警備業務及びダム管理システムの保守点検業務など、施設管理に要する経費でございます。

その下になります河内河川プール施設管理委託料は、河内河川プール周辺の草刈り及びトイレ浄化槽点検、清掃業務に要する経費でございます。

次に、節15工事請負費の備考欄、河内河川プール周辺整備工事費は、河川プール水路改修及び駐車場のり面陥没の改修工事でございます。

次に、目7米需給調整総合対策費、節19負担金、補助及び交付金の備考欄1項目め記載の、経営所得安定対策等事業費補助金は、経営所得安定対策の推進事業費といたしまして、鳥栖市農業再生協議会への補助金でございます。

次に、目8農業研修施設費、節11需用費の備考欄2項目めの修繕料は、地域休養施設及び滞在型農園施設の修繕料でございます。

次に、節13委託料、備考欄一番下になりますが、滞在型農園施設等指定管理料は、とりごえ温泉栖の宿等の指定管理料の年間分の経費でございます。

こちらのほうも、主要施策の65ページのほうをお願いいたします。

利用者につきましては、記載をしておりますとおり、令和2年度はコロナの影響等もございましたが、キャンプ場の利用が増加したため、来館者数はほぼ横ばいとなっております。

決算書のほうに戻らせていただきます。

179、180ページをお願いいたします。

節18備品購入費の備考欄、施設用備品購入費は、滞在型農園施設で使用します冷凍冷蔵庫等の厨房機器の備品購入費でございます。

続きまして、項2林業費の主なものについて、御説明申し上げます。

目1林業総務費、節2給料から節4共済費までは、農林課職員、林務を担当しております1名分の給料等でございます。

次に、目2林業振興費、節13委託料の備考欄、伐採委託料は、個人所有の森林において、手入れが行き届いてない荒廃森林の侵入竹伐採に要する経費及び転石・大谷線のり面伐採に要した経費でございます。

続きまして、181、182ページをお願いいたします。

備考欄の1番上になります。節25積立金の備考欄、森林環境譲与税基金積立金は、森林環

境譲与税を将来の適切な森林経営、管理を行う事業のため、基金に積立てを行うものでございます。

目3林道事業費、節13委託料の備考欄にございます林道管理委託料は、各林道の草刈りや倒木処理及び土砂撤去などの林道管理委託料でございます。

次に、目4治山事業費、節13委託料の備考欄の保安林防災対策測量設計業務委託料は、河内の転石で落石がございました。緊急で対応が必要となりましたので、予備費を流用させていただきまして、測量設計を実施した委託料でございます。

その下段になります節15工事請負費の備考欄市民の森整備工事費は、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社からネーミングライセンス料の一部を活用し、市民の森の遊歩道整備や、駐車場防犯灯設置に要した経費でございます。

こちらのほうも主要施策の66ページを御覧ください。

その中に、市内小学校1年生に木製コースターを配付し、啓発活動を行うとともに市民の森の維持管理に活用させていただいております。

決算書に戻ります。

その下、備考欄の保安林防災対策工事費につきましては、令和2年4月に発生しました河内の転石での落石対策工事を行った経費でございます。

続きまして、255、256ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年発生公共災害復旧費、節13委託料の備考欄、測量設計委託料は、令和2年7月、8月の豪雨で被災した農地、農業用施設、林道の測量設計に要した経費でございます。

節15工事請負費の備考欄、災害復旧工事費は、林道及び農地の災害復旧工事に要した経費でございます。

目2単独災害復旧費、節15工事請負費の備考欄、災害復旧工事費は、農地、農業用施設、林道の災害復旧工事に要した経費でございます。

以上で農業委員会事務局、農林課関係の説明を終わらせていただきます。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

まず、174ページの若宮井堰改修工事費、改修していただいて、この間も地元の方にお話を伺って、今まで本当に、雨が降る前、災害がある前には、中に入って井堰を上げてたんだけど、上でできるようになって、大変もう安全に仕事ができるってことでおっしゃってました。

実際、私も見る中で、結構深かったりとかしてたんですね、水がたまってるときは。なの

で、本当によかったなと思ったんですが、ここ以外にもそういう場所が、人が入って、したりとかいうのはあるんでしょうか、井堰。

森山信二農林課長

農業用の施設で、今回は、固定堰から可動堰という形で改修を行っております。

市内にも、箇所数ははっきり覚えておりませんが、ほとんどのところが固定堰で、井堰の分だけを自分たち、施設利用者の方が農繁期になって堰をしたり、で、農繁期が終わりましたらその堰をのけたりっていうことで、河川の中に入って操作をされてるところは多々ございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

その中で、ちょっと危険だなとかいうところっていうのは、把握とかされてますか。

森山信二農林課長

河川に入ることが安全なのかって言われると、ちょっと危険かなと私は個人的に思っておりますが、地元の方は、それを毎年恒例としてされてますので、そこが危険だというような認識は持たれてないんじゃないかなろうかというふうに思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

農業の方を見ていると、結構、高齢の方がやっぱり増えてきてるっていう点で、今まではそんなに危険を感じなかったかもしれませんが、今後ちょっと、そういうところも危険だと思う方がいらっしゃるのではないかなと思いましたので、もし今後もこの井堰改修があるのであれば、鳥栖市の補助金とかを増やしていただくとか、何かそういうことも考える必要があるのではないかなと思いましたので、いろいろ聞かせていただきました。井堰の件は以上です。

それから、災害復旧。

県の補助金とか、いろいろあって、今、令和元年から令和2年に持ち越してるやつもあるということでお聞きしたんですが、詳しい内容を具体的に、例えば、土砂災害でこういう工事をするための農林課としての費用計上です、予算ですっていうところを具体的に教えてもらってもいいですか、内容を。

中垣秀隆農林課農村整備係長

まず、令和元年発生分で繰り越している林道の災害復旧工事につきましては、湧水を含みました関係で、道路の路肩が崩壊した部分が発生しておるのが1か所で、山側ののり面が大雨により、大規模に崩壊している箇所が1か所ございました。

対策としましては、道路の路肩崩壊につきましては、補強土壁と言いまして、盛土に補強材を入れたような、土留めの壁を築くような対策で、復旧をいたしております。

山側ののり面の復旧につきましては、のり覆工と言いまして、モルタルを吹きつけて、アンカーで固定して補強するような、のり面の対策工事を行っております。

以上です。（「令和2年は」と呼ぶ者あり）

令和2年につきましても、林道の災害が主でありまして、九千部山で4か所、横井線で1か所、大規模な災害を受けております。

その復旧工事を行っておるんですけれども、こちらも同様に、主に道路の路肩の崩壊の被害を受けているところがほとんどございまして、こちらにつきましては、災害の発生要因が湧水による被害が主でありまして、その対策といたしまして、下部工と言いまして、石によって土留めの壁を築くような方法で土留めをしておりまして、水も通水できるというような対策で対応をしておるところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

では、令和元年、令和2年度で対応していただいた分で、今年は8月に大雨があったんですが、その部分の災害の被害というのはありましたでしょうか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

令和2年発生の復旧工事につきましては、1か所につきましては、まだ施工中の場所がございまして、そこに関しましては、今回の令和3年8月豪雨の災害で大きく被害を受けております。

道路を崩壊するような被害を受けておりまして、こちらのほうは新たに令和3年災害という事で査定を受ける準備を今、しているところでございます。

ほかの場所につきましては、工事もほぼ完了しているということもあり、ほとんど被害は受けておりません。

一部、盛土部分であったりとか、施工途中の部分もありましたので、若干の被害を受けておりますが、補修程度の対応で復旧を予定しております。

以上です。

飛松妙子委員

すいません、ちょっと詳しく聞きますけど、令和3年の災害で被害を受けたところは、もともと工期とか、どの程度で考えてあったのか。

残りの3か所——令和元年の1か所はもう終わってたのかな——のところはどのくらいの工期の予定でされてあったのかを教えてくださいませんか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

まず、令和元年発生の工事の工期につきましては、3月2日から12月14日までの工期で、昨年度末に完了しております。

令和2年発生分の工事の工期につきましては、2月15日から主に10月中旬の予定と言いますか、工期でございまして、ほぼ完了しているところがございます。

それで、1か所が工事中で、被災を受けたということになっております。

以上です。

飛松妙子委員

被災しているところは、何月から何月ぐらいの予定だったんですか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

被災を受けました工期につきましては、同様に2月15日から9月末の予定の工期でございます。

飛松妙子委員

施工中だったところが被害を受けて、2月ってというのは、令和3年の2月から令和3年の9月末の予定だったということで、残りの分は令和3年の2月15日から令和3年の10月ですか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

令和2年災の工事工期につきましては、令和3年2月15日から令和3年10月の中旬の工期でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

災害復旧工事なので、時間はかかるのかなと思うんですが、やっぱり時間的に工期がこれだけかかるものなのか、それとも、災害復旧の箇所が佐賀県でもあちこち出てますので、時間がかかってるものなのか、その辺ってというのはどのようにお考えでしょうか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

実際、2月から準備をして行うわけなんですけれども、林道の災害で、災害が連なっている状況にございまして、一度にかかることができないというような点もございまして、1か所終わって次に進む、というようなところもございます。

そういう関係で少々時間がかかってるっていうところもございますが、こういう災害が続いている状況にありますので、早期に完了できるような進め方っていうのを考えていかないといけないとは思っております。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。

あと、令和元年と令和2年の農地による土砂災害の復旧とかいうのはなかったでしょうか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

令和元年につきましては、農地の被害関係が16か所ございました。

それで、令和……。〔あと、できたら、農地の部分は受益者負担があるようなこともお聞きしていますので、受益者負担で、どのくらいあったのか、その辺も教えていただければと思います〕と呼ぶ者あり)

令和元年の農地の復旧工事につきまして、公共工事で行いました内容につきましては、農地災害が1か所、農業用施設災害が3か所ございまして、農地災害につきまして、国の補助金が82.2%、農業用施設につきましては、88.7%が補助金がついておりまして、その残りの額につきまして、市と地元のほうで、2分の1・2分の1という負担割合で実施をしている状況です。

以上です。

飛松妙子委員

すいません、その金額は分かれますか、パーセントじゃなくて金額。受益者の方がどのくらい、一番高い金額ってどのくらい……

中垣秀隆農林課農村整備係長

農地につきまして、かかった工事費が約250万円ございまして、地元の負担が約22万円となっております。

以上です。

飛松妙子委員

令和3年も、今回、土砂災害が起きてるんですが、令和元年、令和2年の農地の災害被害と比べたときに、今回の災害はどの程度で見られますでしょうか。

令和元年、令和2年度の土砂災害の被害の大きさと、今回、令和3年度で起きた被害の大きさを見たときに、この受益者負担というものが令和元年、令和2年度よりも大きくなりそうな感じでしょうか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

令和3年の被害につきましては、どちらが規模的に大きいかっていうのは、それぞれの箇所です。異なるので一概に言えませんけれども、現在、令和3年で発生しております一番大きい農地被害を受けている箇所で、田んぼのあぜが約20メートル程度崩壊している状況にございます。

今現在、設計、測量等を行い工事費等を算出しているところでございますので、その結果で規模といいますか、事業費等は確認できるかと思えます。

以上です。

飛松妙子委員

ちょっと今の段階では分からないということだと思うんですが、その農地の土砂災害の場所が、毎年同じような被害を受けてるようなことはないでしょうか、同じ場所で。

中垣秀隆農林課農村整備係長

全く同じ場所っていうのはございませんが、やはり山間部の農地とかが例年被害が多発している状況かと思えます。

以上です。

飛松妙子委員

災害が近年ずっと発生をしていて、もし同じような場所、同じ所有者、受益者の方が災害を毎年受けるようになれば、農業関係を今後やっていこうかなというところになるかどうかって言ったら、もう、ちょっと今後考えなくちゃいけないかなということも、多分思われてくるんじゃないかなと思ってます。

それで、そういったときに、鳥栖市としては方向性的にどのようなことを今後考えていかれるのか。考えとかが何かあれば、教えていただきたいんですが。

森山信二農林課長

負担金の関係で質問されてるというふうに考えておりますが、この受益者の負担金というのは、今の国の災害復旧費につきましては、そこを市のほうで、とかいうようなことにはならないので、基本、受益者の負担っていうのは、当然かかってくるものかなと。

ただ、今回のように、甚大な被害っていうことになると補助率が上がりますので、その分で個人の負担が軽減されると。ゼロにはならないとは思いますが、言われるように、その農地でどれぐらいの収益を上げてあるかっていうのもございますので、非常に難しいところではあると思えます。

ただ、今後私どもが、今ここでこういうふうにやります、というようなお答えはできませんので、今後の課題だと私は考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

災害が多発してますので、農地を所有されてる方、また、小作されてらっしゃる方の負担が増えるようであれば、今後、鳥栖市で農地の場所によっては、ちょっともうここでできないかなっていう方も出てくるんじゃないかなっていうのを懸念してます。

再開いたします。

森山信二農林課長

先ほどの御質問でございます、こちらの分につきましては、環境対策課のほうから委託を受けた案件でございます。

以上でございます。

西依義規委員

井堰が新品になって、今後、例えばその維持管理とか部品の交換とか、そういったものは地元でされるってことですか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

こちら、農業用施設になりますので、地元のほうでの管理になります。

以上です。

西依義規委員

分かりました。

もう一個、180ページに林業の委託料で意向調査準備業務ってあるんですが、これどういった業務でしょうか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

この委託料につきましては、森林経営管理事業というのがございます。これにつきましては、主に民有林について、どういう制度かと言いますと、御自分でなかなか管理できないという状況がございます。それについて、まず制度といたしましては、地権者の方とかに意向を伺いまして、もう自分で管理ができないという方については、市で直接管理を行うと。

例えば、木を伐採してまだ売れる、という方については、ほかの業者さんとかに再委託を行うと。そういったものの制度なんですけれども、そこの地権者の方に意向を伺いまして、どちらで管理していくかというのをこれから始めるんですが、現在この委託で行ったのが、鳥栖市の森林を約22か所に区分けして、優先順位をどこからしたほうがいいかとか、どの順番で、どの程度期間をかけてやっていくかと。

そういったものを、計画を立てるための委託料でございます。

以上です。

西依義規委員

個人で管理できないんで、市で管理しますという話になったときに、今市が持つてる林を管理している支出っていうのは、どの項目になるんですかね。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

先ほど説明した分は、あくまで民有林です。ですので、市が保有している森林については、

松隈清之委員長

ほかありますか。

小石弘和委員

あんまり質問するとでけんけん短くいきます、3点ほど。

170ページの女性農業委員会会費はどのような支払いをされているのか。

それから174ページ、水車撤去工事費、これは場所はどこなのか。

それから182ページの林道管理委託料、これは場所の指定はどこをされてるのか、大体、管理されている大まかな距離をお願いをいたします。

以上です。

庄山裕一農業委員会事務局長

女性農業委員会会費につきましては、現在11人の農業委員のうち、2名の女性委員さんがおられまして、それぞれ活動を行っていただいているところでございますが、独自に女性農業委員会という組織がございまして、その分、2名分の会費ということで、2名掛けるの2,000円——1人当たり2,000円ということで、4,000円の支出をしているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

ちょっとごめん、俺がよく理解できんやった。

農業委員会の中に2人農業委員さんがいて、それと別に、女性農業委員会が2人でしよると？

庄山裕一農業委員会事務局長

別にではございませんで、女性農業委員会という別組織がございまして、その中に女性の委員さんだけで組織されている委員会もございまして、その分の委員会会費ということでございます。

松隈清之委員長

ごめん、ちょっと俺よく理解できんっちゃけど……（発言する者あり）女性農業委員会っていうのは、女性ばかりで何名で構成されてるんですか。（発言する者あり）

分からないね。

じゃあちょっと、それ、こっち考えててください。

じゃあ、その間に次の答弁をもらいましょうかね。水車撤去の件、いいですか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

この水車撤去の場所につきましては、神辺町の水車小屋及び水車がございます部分の水車

の1基を撤去しております。

以上です。

松隈清之委員長

あと、林道管理委託料、どこの林道なのかと、延長。

中垣秀隆農林課農村整備係長

林道管理の場所等につきましては、林道が8路線ございまして、総延長が約21.7キロメートルに対して、年間12回巡回業務を行っている内容でございます。

以上です。

松隈清之委員長

8路線全てに12回行ってるってことかな。(発言する者あり)

小石弘和委員

8か所と場所は指定されているわけで……(「路線」と呼ぶ者あり) 8路線。

これ、約21.7キロメートルを管理していると。これは1者で管理しているわけ？そして、毎年そういうふうな入札で行っているか、2年ごとに入札を行ってされてるのか、お聞きしたい。

中垣秀隆農林課農村整備係長

毎年随意契約を行っているところでございます。

以上です。(「どこに」と呼ぶ者あり)

松隈清之委員長

令和2年度はどこに？

中垣秀隆農林課農村整備係長

こちらが委託させていただいてるのは、個人さんになるんですけど、古賀照義さんっていう方にパトロールを委託しているところでございます。

松隈清之委員長

個人さん？

中垣秀隆農林課農村整備係長

はい。

以上です。

小石弘和委員

林道管理委託料は個人に委託をしてるわけ？それ結局どういうふうな管理委託をしてるわけ？(発言する者あり)

中垣秀隆農林課農村整備係長

ておりまして、水車部分が木製であり、老朽化のため危険な状態であったため、水車1基部分を撤去をいたしております。

以上です。

松隈清之委員長

先ほど、ちょっと答弁残ってますんで、庄山局長。

庄山裕一農業委員会事務局長

すいません、先ほどの女性委員の件に関しまして、お答えをいたします。

女性農業委員会の会費につきましては、現在、一般社団法人佐賀県農業会議の中におきまして、佐賀県農業委員会女性協議会っていう会議が設けられております。協議会の目的といたしましては、農業農村における担い手の確保、育成及び女性の感性と視点を生かした活動を通じて、会員相互の研さんや情報交換のための研修会を実施し、農地利用の最適化の推進を図るなど、農業者の期待に応える活動を展開することを目的としております。

現在、女性農業委員の会員メンバーが36名いらっしゃいまして、そのうち、鳥栖市から2名が選出されているところでございます。なお、1名につき会費の額が、年額2,000円と定められておりまして、2人合わせて4,000円ということで支出をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

ということは、これ農業委員会の会費ではなくて、その協議会の会費ってことですかね。ですよね。正確に記述をお願いします。

古賀和仁委員

182ページですけれども、森林環境譲与税基金積立金821万円というところなんですけど、これは県のほうから譲与税来た場合、全額その基金のほうに積み立てられているのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

積立てにつきましては、全額積立てをしております。

古賀和仁委員

去年は380万円ぐらい来てるんですけど、今年は800万円ぐらい来てるんですけど、それを積み立てて、年度で取崩しをやって、この基金の取崩しで460万9,000円というのは取崩しになってる、これの使途、目的というのは、先ほどいろいろ伐採とか言われたんですけど、何か制約があるんですか、林業に関して。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

この460万円の内訳といたしましては、先ほど出ておりました調査委託料と、この業務に関して会計年度任用職員さんを1人雇っております。それとか、あとは意向調査に対する郵送料とか、そういったものが主になっております。

使途につきましては、そういったものも含め今後は間伐とかも発生するんですが、森林の経営管理に関連するものということで使途が認められております。

以上です。

古賀和仁委員

森林税と言うから、もともとの目的は森林の環境をきれいに確保するというのが目的だと思うんですね。間伐から、それから枝落としから、もろもろですね。下の草刈りとか、やると思うんですけれども。

そういった場合、これ、今後人件費以外に——人件費が約200万円近くあると思うんですけれども、そうすると400万円のうち、もう200万円ぐらいしかないんですね、ほとんど。そうすると、ほとんどその金額じゃできないという状況になるんですけれども。

本来のあるべき姿で、これについては森林の環境確保という目的ですべきだと思うんですけど、その辺の方針というのは何か定められているんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

今後ですけれども、まず譲与税が毎年、今800万円ぐらいが譲与税として来ます。

この後、令和6年度に、実際、個人の方からの徴収が始まるんですけれども、それ以降はもう少し増えるような形で譲与税が来るようになっております。

これまでは人件費であったり、調査委託料であったり、使ってますが、今後の主な使途としましては、地区ごとに順番を決めてやっていくんですが、意向調査を受けて、市が管理するものに関する間伐が、基本的には主な使途になってくると考えております。

以上です。

古賀和仁委員

再度の質問となりますけれども、民間の部分、これは主に占めてるんですけれども、その部分についての対策というのは、これからはできないんですかね。

松隈清之委員長

民有林についてってことですかね。

古賀和仁委員

はい。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

この制度で間伐とか対策をしていくのは、民有林が対象になります。(発言する者あり)

この制度の対象になっているのは、あくまで個人さんだとかの私有林が対象になります。

松隈清之委員長

ちょっと確認しますね。

森林環境譲与税基金積立金の中で使えるお金っていうのは、私有林の森林の保全という意味ですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

私有林の保全になります。

松隈清之委員長

今、私からもちょっとあるんですけど、古賀委員が言われた森林の環境を維持していくっていうので、多分簡単なのは伐採とかなんですよ、確かに。

なんだけど、流域治水とかっていうこともあるのでね。

例えば、山自体の保水力とか涵養力とかっていうものを含めると、例えば、もう商業として全く成り立たない森林を、ただ伐採して、ただ維持していくっていうことも考えたほうがいいかなと僕は個人的に思ってるんですよ。

例えば、今、スギとか植わってるところ、常緑広葉樹だとか、ブナとかシイとかそういうどんぐりが落ちるやつとかになると、あるいは果樹を植えたりとかね。そうすると、わざわざ、イノシシとかも下りてこなくても、山の中に食べ物がある環境とかってつくれるし。根も深く張るから、水源としても、涵養力っていうのは高くなってくるんですよ。

これがもう商業林として出荷するっていうならもうしょうがないんだけど、それができないのであれば、山自体を長期的につくり変えていくというか。(発言する者あり)

だから、こういうお金を使ってちょっとずっとやっていく。

もう切って、違うの植えていけば、ちょっとずつ切って違う木を植えていったら、そら30年ぐらいかけたらね。(発言する者あり)

いや、その木は大きくなっていくじゃないですか。

だから、森林をただ単に伐採して管理するっていうのは、それは簡単なんだけど。実際、どういうふうな森をつくっていくかも、考えていくべきじゃないかなとは思いますが。

答弁要らないんで、そういうことも含めて……(発言する者あり) 管理は市でやるべきなんで。(発言する者あり)

ほかありますか。

飛松妙子委員

172ページの有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金は、駆除された分の負担金だと思うんですが、これ、年々増えていってる傾向になってますでしょうか。

それで、何の動物が令和2年、多かったか教えていただけますか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

負担金について、主な対象はイノシシとなっております。昨年でいきますと、約400頭弱ぐらい、そのほか、アライグマが90頭弱、これが主な対象となっております。

金額については、あまり大きく変動はあっておりません。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

最近、猿が市街地に出没してるっていうことなんです、猿の駆除とかいうのもあるんでしょうか。それとも、猿は駆除できないから、よその山に追い払うようなことでしょうか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

これが、あくまで農作物等の被害の対策となっておりますので、実際、猿についても、こちらで通報というか、連絡を頂くことがあります。

ただ現状、猿を捕獲するっていうのは非常に難しく、なかなか、おってもせいぜい山のほうに戻すような対策しかできておりません。例えば、箱わなとかをかけても、なかなか猿を捕獲するっていうのは、ちょっと難しい現状です。

以上です。

松隈清之委員長

難しいかどうかじゃなくて、例えばイノシシとか有害鳥獣の指定になってれば、もう捕まえて殺せるじゃないですか。

ただ、猿は有害鳥獣の指定になってるんですか、それとも動物愛護法で殺すことは認められない部類に入るんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

捕獲はできるようになっております。駆除することは、猿についても。

松隈清之委員長

捕獲はできる、でも逃がせということですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

保護法の関係ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

すいません、ちょっと今、そこが……、確認させていただきたいと思います。

飛松妙子委員

猿の被害が出る前に、何らかの手が打てないかなっていうので、たしか去年でしたかね、何か猿の駆除——駆除というか追いやることをちょっと取り組んでみたいということで、農林課の方にも——今いらっしゃいませんが、伺ってたんですが、何かその対策とかはされて

ありますか、猿の。（「どこか猿出たと」と呼ぶ者あり）

あちこちで出ております。（発言する者多数あり）

松隈清之委員長

ちょっとフリートークやめてください。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

今年も、何件か連絡があって、警察の方とかと協力して、当然、我々職員も現地に向かったりしております。

ただ現状は、もう行った時点ではいなくなったりとかしてることが多いですので、今現状やれてるのはそれぐらいです。

以上です。

飛松妙子委員

私は、轟木町のダイレックスの駐車場のところに猿が歩いているっていうところを動画に捉えてたのを拝見させていただきました。

ということなので、結構あちこち市街地に出てきているところもありますし、市民の方への案内を、そういう猿が出没したという案内も出していただくように農林課の方をお願いして、今、実際していただいていると思います。

あと、イノシシにも、この間自分の家のところに出たとかいう話もちょっとお聞きしたんですが、実際、市のほうに連絡を入れてないとかいうこともお聞きしてますので、被害が出る前に、そういう情報があったらお知らせくださいとかいうことも、市のほうから、また発信をしていただければなと思います。

どこに電話をしたらいいかわからないというところもあると思うから、いろいろ人的被害が出る前にしていただきたいなと思いますので、なかなか難しい対策だと思いますが、よろしく願いいたします。

松隈清之委員長

ちなみに、農業に被害があった場合は農林課が動くじゃないですか。

例えば、猿が危ないと、襲いかかってきたりして危ないとか、イノシシにかまれたとか。これはやっぱり農林課の管轄になるんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

当然、市街地とかにイノシシが出てくる——昨年も市役所のグラウンドに入ったりしたことがございました。そのときは、農林課を中心に、市全体で取り組んだと。

今後もそういった対応になると思います。

松隈清之委員長

恐らく、農業の被害とかでいつもやられてるところは、多分把握もできると思うんですけど。

いきなり町なかで出てきたっていうときに、市民は多分農林課を思い浮かべないですよ。警察に言うことはあるかもしれないけど。

だから例えば、もしそういう情報をウエルカムとするなら、市報とかでも、そういう見たっていうことがあれば、農林課にお伝えくださいとかって言ったほうが、情報はちゃんと集まる——そこが担当であればね。ちょっと今、しょうがなくて担当してますっていうことで、本来は、総務課とかでやってもらいたいですけど、とかってなれば話は別なんだけど。

もし、そういう、市街地とか、農作物に関係なく、そういう動物が出たときの窓口がちゃんと決まるのであれば、市民にそういう告知もしていったほうがいいと思います。

ちなみに、その上に、土鳩等駆除委託料ってあるじゃないですか。ドバトもそうなんですけど、もう結構前になるんですけど、農作物でヒヨドリの被害っていうのを結構聞いたりするんですよ。

それでヒヨドリ。割と市街地にも、もう街路樹とかにも結構大量に来て、ふん害とかっていうことも発生してまして。ヒヨドリとかに関しては、あんまり対策とかって——いや、実はこれ駆除はできないんですけどね、ヒヨドリも。駆除って言い方は変ですけど、捕って殺したりはできないんですけど。

対策って何か考えられてます？そういう苦情って来ませんか、ヒヨドリ。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

主にカラス等は、結構連絡があるんですが、現状ヒヨドリについては、把握をしております。

松隈清之委員長

結構、畑のキャベツを荒らされるっていう話を聞いたことがあるんですけどね。

じゃあ、今このドバトの駆除は具体的にはどういうやり方をやられて、空砲とかですかね、散弾とかですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

そうですね、場所によっては、当然、市街地に近いところは、猟友会の方とかでも散弾とかが撃てない場所があります。

撃てるところはそういった対応になるんですが、撃てないところは寄ってこないような手法をとるとか。

やっぱり場所によっては、なかなか難しいところがあるっていうのが現状です。

松隈清之委員長

具体的に寄ってこないような方法って何かあるんですか。寄ってこないような方法って、何か対策が今取れてるんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

例えばになるんですが、そこにカラスが寄ってくるようなものを置かないとか、河川の近くにそういった流れてきたものをきちんと――清掃じゃないですけども、するとか。そういったことになってくるかと思います。

松隈清之委員長

効果を上げてるんだったらいいですけど、効果上がってるんですかね、これドバトの駆除は。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

捕獲は、実績として上がってきております。

松隈清之委員長

なるほど、分かりました。

飛松妙子委員

もう一点、ネーミングライツ料、以前取るのに苦労してるってお話をお聞きしてたものから、令和2年度のネーミングライツ料は、スムーズに契約ができたのか。

また、令和3年度もあるんですけど、もう動いてらっしゃるのか、状況が分かれば、教えてください。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

毎年1年単位でお願いをしておりますので、なかなか、これまでも難しい面があったりもするんですが、昨年度は――というかこれまで、例年実績報告とか、あとは翌年のお願いとかいうことで、コカ・コーラの本社のほうにとか、部長はじめ職員が行ってお願い等をしておりました。ただ、昨年度はコロナの関係で、現状行けてないっていう状況がございます。

そのように、できるだけネーミングライツを続けていただけるように、そういった報告、お願いも含めて対応をしていきたいと考えております。

飛松妙子委員

今年度も、行かずにお願いをするような感じですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

現状、まだそこまではっきりは決めておりませんが、状況を見て判断をさせていただきたいと思います。

飛松妙子委員

ぜひ、ネーミングライツ料を頂けるように、努力をお願いしたいと思います。



商工振興課

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

松隈清之委員長

これより、商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

宮原信経済部長兼上下水道局長

経済部のうち、商工振興課分の決算概要について、御説明をいたします。

令和2年度の事務執行に際しての商工振興課職員は、10名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきましては、まず一般会計でございます。

労働費は、予算現額8,635万6,000円、支出済額8,633万9,409円、不用額1万6,591円で、執行率は99.9%でございます。

次に、消防費につきましては、予算現額11億8,262万9,000円、支出済額11億5,688万1,964円、翌年度繰越額856万4,000円、不用額1,718万3,036円で、執行率は97.8%となっております。

また、災害復旧費のうち、商工振興課関係分といたしましては、予算現額797万9,000円、支出済額789万300円、不用額8万8,700円、執行率は98.9%でございます。

次に、産業団地造成特別会計でございます。こちらは、予算現額1億2,279万6,000円、支出済額8,235万8,372円、翌年度繰越額3,749万8,000円、不用額293万9,628円となっております。執行率は67.1%となっております。

令和2年度に取り組みました主な事業といたしましては、勤労者福利厚生対策事業、商工振興対策事業、企業立地推進事業、観光推進事業及び新産業集積エリア整備事業などを推進してきたところでございます。

新型コロナウイルス感染症に係ります事業者支援といたしまして、緊急事業支援給付金給付事業、事業継続応援給付金給付事業、事業者3密対策支援事業及び応援クーポン券発行事業などを行い、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。概要説明とさせていただきます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、令和2年度一般会計決算、商工振興課関係分の主なものについて、御説明をいたします。

なお、決算書に記載の金額につきましては、省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、決算書57、58ページをお願いいたします。

歳入でございます。

真ん中ほどでございますけれども、目4商工費国庫補助金につきましては、令和元年度に実施をいたしましたプレミアム付商品券事業、消費税の増税に伴う施策でございますけれども、プレミアム付商品券事業に対する国庫補助金でございます。商品券の換金が年度をまたぎましたので、その分に係る補助金となっております。

次に、ちょっと飛びますけれども、決算書75、76ページをお願いいたします。

款22諸収入、項3貸付金元利収入につきましてですけれども、制度融資といたしまして、市内各金融機関等に預託をしておりました元金等でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の167、168ページをお願いいたします。

款5労働費、節21貸付金につきましてでございますけれども、勤労者福利厚生資金貸付預託金及び労働金庫融資預託金といたしまして、市内勤労者の福利厚生や生活の安定を図るために、労働金庫へ預託したものでございます。

183、184ページをお願いいたします。

款7商工費、目1商工総務費、節2給料から節4共済費までにつきましてでございますが、経済部長及び商工振興課職員合わせて11名分の人件費でございます。

次のページ、185、186ページをお願いします。

備考欄上から5つ目でございます。

創業支援相談業務委託料に関しまして、タブレットになりますけれども、主要施策の成果、67ページをよろしいでしょうか。

創業支援事業といたしまして、佐賀県中小企業診断協会に委託して事業を実施しております。場所は、サンメッセ鳥栖の1階に開設をしております。主に創業支援、創業希望者ですね、それから、創業後間もない方などへの支援や助言などを行っております。令和2年度の相談件数は407件、その他各種セミナーや講座などを開催をいたしております。

決算書のほうに戻りますけれども、創業支援の2つ下、商品券換金業務委託料に関しましてでございますが、これは先ほども歳入で申し上げましたが、令和元年度に実施いたしましたプレミアム付商品券事業の換金が年度をまたぎましたので、その分に係る委託料でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金、備考欄上から4つ目でございます。

企業立地奨励金に関しましてでございますけれども、主要施策の成果、68ページをお願いします。

本市と進出協定を締結した事業所の新設や増設に対しまして、3年間、企業立地奨励金を交付するものでございます。令和2年度は御覧のとおり4件の交付を行っております。ちなみに、交付年数につきましては、上から昭栄化学、九州セキスイ、三井住友につきましては、3年目（171ページで「三井住友は2年目」に訂正）となっております。アイリスオーヤマが1年目となっているところでございます。

決算書に戻っていただきまして、企業立地奨励金の3つ下、応援クーポン券発行事業に関しましてでございますけれども、主要施策の成果は、ちょっと飛びますが、73ページ。

新型コロナに係る経済対策といたしまして、全市民及び市内宿泊者などに市内登録店舗—登録店舗はちなみにこの第1回目のクーポン券を行ったときには、357店舗登録がござい—ます—で使用できるクーポン券を配布したものでございます。

全市民に1人当たり500円券を4枚、2,000円分。市内宿泊者に1人当たり500円券を2枚、1,000円分、それから、児童扶養手当対象児童及び就学援助対象児童につきましては、担当課のほうから、さらに1人当たり2,000円分を追加で配付をいたしております。クーポン券の使用期間は、令和2年9月から令和3年1月までといたしまして、換金率につきましては、85.1%でございました。

決算書に戻っていただきまして、応援クーポン券の2つ下でございますけれども、緊急事業支援給付金に関しまして、主要施策の成果、71ページでございます。

新型コロナの感染拡大により影響を受けました事業者への給付金でございます。給付要件といたしましては、令和2年2月から7月までのいずれかの月の売上げが、前年同月比で50%以上減少した事業者に対しまして、上限でございますけれども、法人30万円、個人事業主15万円を給付いたしております。なお、補助件数につきましては、1,216件でございます。

決算書187、188ページ、備考欄上から2つ目、事業者3密対策支援事業に関しましてですが、主要施策の成果、70ページ、市内の事業者が新たに取り組む3密対策などに、支援をするものでございます。

対象者は、市内に本社または本店がある中小事業者及び個人事業主。補助対象経費の5分

の4、上限8万円を補助するものでございます。令和2年度の補助件数は208件となっております。なお、この事業につきましては、今年度も、引き続き実施しているところでございます。

決算書に戻っていただきまして、備考欄、先ほど申し上げた、3密対策の2つ下、事業継続応援給付金。こちらに関しましても、主要施策の成果、72ページでございます。

新型コロナの感染拡大によりまして、影響を受けた事業者への——こちらも給付金でございますけれども、給付要件といたしましては、令和2年2月から7月までのいずれかの月の売上げが、前年同月比で、こちらは20%以上50%未満減少した事業者に対しまして、一律、法人15万円、個人事業主8万円を給付いたしております。なお、補助件数といたしましては、196件でございます。

決算書に戻っていただきまして、節21貸付金につきましてでございますが、市内の中小企業の経営安定等を図るため、市小口資金制度融資などの原資として、佐賀東信用組合をはじめ、市内金融機関及び商工中金に預託したものでございます。

決算書の真ん中辺りでございますけれども、節28繰出金に関しましては、産業団地造成特別会計への繰出金となっております。

決算書、次のページ開いていただきまして、189、190ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金につきましてでございますけれども、主要施策の成果、74ページ、観光コンベンション事業補助金に関しましてでございますが、本市の観光PRといたしまして、チラシやパンフレットの作成など、本市の観光振興を担っております鳥栖観光コンベンション協会、こちらへの事業運営補助として交付をしたものでございます。

次に、昨年の決算委員会の際に、御要望を頂きまして、決算書では事業の全体が分かりにくいと、そういったものについて、追加で参考資料を、紙でございますけれども、提出しております。御手元でございますでしょうか。

建設経済常任委員会参考資料で、一番頭がプレミアム付商品券事業の決算についてってなってるものなんですけれども、ございますでしょうか。

開いていただきまして、これは先ほどから申し上げております、元年度に主に実施をしておりましたプレミアム付商品券事業の決算について、決算書ではあちこちに費目があるものですから、それをまとめて1枚にして、分かりやすいように掲載をしております。

収入は国庫補助金4,600万円、それから雑入につきまして、これは商品券、こちら販売いたしておりますので、その販売収入となっております。合計が1億4,200万円ほどということでございます。

支出でございますけれども、プレミアム付商品券事業に関しまして必要となりました、正

規職員の時間外手当、それから臨時職員の社会保険料、それから臨時職員の賃金、需用費といたしまして商品券の印刷であったり、チラシの印刷と事務用品等の消耗品費、役務費といたしまして、通信運搬費、それから商品券販売代金送金手数料、委託料といたしまして、ここに換金の原資が入っております——銀行のほうに委託しました換金原資、それからシステム導入業務委託料、それと換金事務委託料、商品券販売委託料、封入封緘の委託料となっております。

それと、事務機器等借上げを行っておりますので、事務機器等の借上料を掲載をしております。

次、めくっていただきまして、令和2年度に実施を行いました、経済対策。こちらについても分かりやすいように、資料をワンペーパーでまとめさせていただいております。

まず、事業者3密対策なんですけど、収入といたしましては、一般財源とコロナの交付金でございます。

支出といたしましては、需用費、チラシ印刷ですね。

それから、役務費といたしまして郵便代。

負担金、補助及び交付金ということで、事業者3密対策で補助金を交付したものが1,440万円ほど、営業時間短縮の要請に伴いまして、協力をしていただいた飲食店、こちらがテイクアウトを実施をされた場合に応援金を交付しておりますけれども、同じ5分の4、8万円ということで交付しておりますけれども、こちらが260万円ほどとなっております。

次めくっていただきまして、緊急事業支援給付金につきましてですけれども、このページ以降につきましては、商工会議所と鳥栖市のほうで協議会を設置しまして、運営協議会のほうで執行を行っておるものでございます。

収入といたしましては、市からの補助金、それと預金利息、支出といたしましては給付金、これが事業者のほうに直接給付を行った給付金でございます。その総額です。

それと、需用費、印刷製本費等でございます。

あと、役務費に郵便代、振込手数料等。

あと、委託料といたしまして、チラシ配布委託料、それからデータエントリー委託料。

使用料及び賃借料といたしまして、会議所の会議室等を借り上げて受付会場を設置したことなどから、使用料等が発生をしております。

次のページめくっていただきまして、先ほどののは、50%以上の事業者の事業でしたけれども、こちら、事業継続応援給付金は2割から5割に給付したものでございますけれども。

収入といたしましては、同じく市からの補助金、それと預金利息。

支出といたしましては、こちらが事業者への給付を行った給付金。

1点、言い間違いをしておりました点がございます。

資料は主要施策の成果の68ページ、企業立地奨励金でございますが、誤って、年数を申し上げましたが、上から3年、3年、3年、1年と申し上げましたが、正しくは、上から順に3年、3年、2年目、1年目でございます。（「三井が」と呼ぶ者あり）

2年目でございます。誤って3年と申し上げましたけれども、三井は2年目でございますので、おわびして訂正をいたします。

以上です。

松隈清之委員長

それでは、これより質疑を行います。

西依義規委員

190ページの観光コンベンション事業補助金、主要事項は74ページにありますけど。

この支出根拠って言う……、金額の根拠を教えてください。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

委員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらの根拠でございますが、補助金といたしましては、942万8,000円支出させていただいております。その内訳といたしましては、賃金等につきまして、804万8,000円、それから、事業費につきまして、約40万円、役務費について約30万円、使用料及び賃借料につきまして、約70万円、計942万7,755円というふうになっております。

以上でございます。

西依義規委員

その人件費804万円は、市役所とかは、例えば何年目に幾らとか、給与体系がありますよね。観光協会コンベンションさんにあるかどうかは分らないですけど。

それは例えば、1年目だろうが10年目だろうが、時給幾らとか、そういう会計年度に合わせたとか、何かそういう基準はあるんでしょうか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

議員御案内のとおり、昨年から会計年度任用職員の制度が創設をされておりますけれども、こちらにつきまして、本市の予算の執行の状況といたしましては、それまでの市の嘱託職員の月額賃金に合わせた形で査定をさせていただいてます。

それで、そこからの上昇分とかにつきましては、観光コンベンション協会のほうで、自主財源を用いて、一定額ベースアップをされてあるというふうに聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

一応、基本は会計年度に合わせますけど、向こうの能力とか経験値に合わせたベースアップは観光協会の財源でされてるということですね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

おっしゃられるとおり、プラスアルファ分については自主財源で担っていただいております。

西依義規委員

私ちょっと議案質疑でふるさと応援寄附金の話をして、そこで5,000万円ぐらいの事務費で人件費も払ってるっておっしゃってたんで、そこは総務課の計算方法と、こちらの計算方法は合ってるってということですか、その人件費の計算の支出の基準。

ふるさと応援寄附金の基準が高くて、一般の事務が安かったりとかあるんでしょうかと思って。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

同じ内容で査定を受けておりますので、同様というふうに商工振興課のほうでは考えておりますが、よろしいでしょうか。

松隈清之委員長

分からないってことですね、正確には。

これは例えば、全体の補助の割合として、事業補助金なんですけど、市としては、考え方として、どれぐらいの補助をする、じゃあ人件費はどこまで見るんだとか、この事業に対してはこだけ見るんだとかっていう、何か基準があって補助金を出されてるんですかね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

先ほど樋本が補助金の算定根拠っていうのを申しあげましたけれども、基準という基準ではなくて、予算の範囲内っていうことで金額を設けておりまして、人件費につきましては、3名分を見ておるところでございます。

松隈清之委員長

何で3名分は必要なのかっていうところ、3名分は見るっていうのは、例えば、4名雇おうと5名雇おうと3名分しか見ませんってことだと思うんですけど。

じゃあその3名分見る根拠って何かあるんですか。いや、2名でいいんじゃないですかとか、その事業の内容とか、市として観光協会の事業として3名はいるでしょうという、判断する何か材料ってあるんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

具体的な3名の人員の内訳を申し上げますと、事務局長という取りまとめをする職員1名、

それとあと、事務局員2名分ということで、こちらのほうが査定を行っておりますけれども、その業務量につきましては、観光協会が常日頃行っております観光PRだとか、イベントへの参加、ちょっとコロナ禍っていうことを除いた場合の話ですけれども、そういった業務量を含めたところで、仮に市の職員でやるとするならばっていう想定の上に、3名が適切であるというふうに判断をしております。

松隈清之委員長

分かりました。
ほかありますか。

内川隆則委員

委員長は、午前中から聞いていると、一つ一つ質問者に対してのさらなる質問をされておりますけれども、なぜそんなふうにされるんですか。

委員長は、質問者の調整役としてするだけであって、それ以上の質問というのは差し控えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

松隈清之委員長

委員長として質問できないということはないと思いますんで、それは必要と思った範囲で確認したいところは、質問しようと思いますけど。

内川隆則委員

限度があると思うんですよ。

一つ一つ言われてるもんですから、ある程度ならいいですけども、そういうやり方ってというのは、非常に議事が進まないような感じがいたします。

松隈清之委員長

そういう……（「まだ言うか」と呼ぶ者あり）そういうことであれば、そこを考えながら進めていきたいと思います。

ほかありますか。

西依義規委員

その2つ上に、新鳥栖駅観光案内事業補助金って、これ毎年ついてるんですけど、あそこの新鳥栖駅にある部分の案内所ですよ。

これの令和2年度の効果みたいなやつがもしあれば、この事業、595万円を使ってこういう効果が出ましたみたいなのがあれば教えていただきたいんですけど。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

昨年度につきましては、正直申し上げまして観光案内所の来場者数といたしましては、コロナの影響によりまして、令和元年度は3万人だったところが、令和2年度につきましては、

1万3,000人と激減をいたしております。

ですので、その効果という効果は、具体的な効果はございませんけれども、その中で行っている事業につきまして、例えば、レンタサイクルとか、ノルディックウォークについては、減ってはおりますけれども一定数の実績も上げております。

また、外国人さんは極端に減っております、日本人観光客につきましては、市内の観光施設への御案内、それから特産品についても御案内等をしていただいているところでございます。

また、販売品につきましても、売上げといたしましては、一昨年は100万円程度ございましたが、令和2年度につきましては、90万円程度という形で10万円ほど減少している状況でございます。

以上でございます。

西依義規委員

これはあそこの人件費って大まかに思ったらいいんですか、この支出内訳は。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

観光案内所のほうにパートタイマーとして5人雇用をしております、2人シフト制になっております、無休でございます。

先ほど樋本のほうが効果を申しあげましたけれども、コロナ禍において、緊急事態宣言中でも案内は必要ということで、来場者は減っておるものの、1万6,000人余りの来場が令和2年度あっておりますが、観光案内所を第1回目の緊急事態宣言のときに、九州新幹線沿線の観光案内所を1週間程度閉めたんですが、そのときは同じく閉めたんですけれども。

それ以外のまん延防止だとか、緊急事態宣言が九州各地に発令されてるときでも、佐賀県にまん延防止措置が適用されてるときでも開けておまして、案内業務を行っているという実績がございますので、その辺りは評価できるものというふうに考えております。

以上です。

西依義規委員

新鳥栖駅が開業して10年ぐらいですよ。

10年間ずっと、遍歴は、例えば、当初はこうだったけどだんだんこういうふうにして工夫したみたいなのって、何かあるんでしょうか。案内所の有効活用とかその利用とか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

おっしゃられるとおり、10年ほど経過しておりますけれども、最初はただ単にパンフレット等だけを置いて、案内をするというような形でやっておりましたけれども。

お土産品などを置いてはどうかと、内川議員等からも御意見等頂いた経緯もございまして、

郷土の、佐賀県内の地酒だとか、もちろん鳥栖の市内のお菓子だとか、そういったちょっとしたお菓子。

それから、鳥栖にまつわる八起の日山さんの絵はがきだとか、そういったものの販売等も手がけていただきまして、あと、レンタサイクル、そういったものも事業展開を行っていただくようになっておりまして、利用者の人数というのはコロナは別として、令和3年度までは、少なかった人数が3万人台まで上昇したっていうことになっております。

西依義規委員

最後に確認ですけど、あそこはJRさんから無償で借りてるっていうスペースになるんですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

年間約9万円、格安で借り上げさせていただいている状況でございます。こちらについては、30年間の定期借地権設定合意書に基づくものでございます。

松隈清之委員長

ほかありますか。

飛松妙子委員

応援クーポン券の発行事業で、全市民7万5,547人の人数で、先ほど事業者さんが購入をして販売促進をしたってことを、言われたと思うんですが、その人数もここに含まれているのか。

7万5,000人も、この時点で鳥栖市民の人口っていたのかどうか、教えてください。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

先ほど御説明したとおり、青年会議所のOB会の方々に、140冊配付いたしております。その部分については、転入者の中でカウントさせていただいております。（「人口」と呼ぶ者あり）

7万4,125人に配布をさせていただいております。

飛松妙子委員

ここに、全市民7万5,547人と書かれてる人数は正しい？

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

全市民7万5,547名と書いておりますのは、その横に、出生者等1,418人を含むと書いておりますけれども、これは第1回——第1回と言いますか、全市民に配布を行って、その後、転入された方、それから出生されたお子さんにつきましても、市民課の窓口で配付したものが1,418名分含まれております。

以上でございます。

りを随意契約により49万5,000円、業者に発注をしております。2回目でございますけれども、本年3月に残りの事業用地全体、26万7,100平方メートル、この草刈りを指名競争入札によって、990万円で業者に発注をしております。

新産業集積エリア事業用地の全面的な草刈りでございますけれども、コロナ禍ということもございまして、それまで一時的かつ特例的に地元が発注をしておりましたが、事業用地全体を業者による自走式の機械刈り仕様といたしまして、必要最小限の人数かつ迅速に業務を完了することができております。

なお、業者によりまして、農地などで起伏が激しいということもありましたものですから、自走式の機械刈りができるだろうか、というふうに心配をしておりましたけれども、安全に作業ができることを確認することができましたことから、今年度——今回の決算とはちょっと違いますけれども、令和3年度につきましても、事業用地の全面的な草刈りにつきましては、指名競争入札によりまして業者に発注をし、今月、9月21日から現地の草刈り作業に着手しているところでございます。

次に、移転補償費の内容について申し上げます。

用地取得に伴い支障となるビニールハウス10棟、広さは約1,900平方メートル分になりますけれども、その分の補償費1,945万7,310円で、地役権の入っておりました約430平方メートル分、それに係る補償費121万6,517円でございます。

生産組合補償費につきましてでございますけれども、事業用地内に農地法違反状態となっております農地がございます。そのため、地元の生産組合に農地賦課金の損失が発生しており、その損失相当額を補償したものでございます。

その内訳といたしまして、地元の2地区の生産組合に対しまして、農地の面積に応じましてでございますが、幸津町35万4,350円、儀徳町2万1,200円となっております。

次に、用地購入費に関して申し上げます。

こちらにつきましては、地権者3名と契約を行っております。契約筆数が6筆、契約面積は約6,200平方メートルでございます。

なお、3名の地権者のうち1名に関しましては、3月に契約をして、仮登記が完了いたしましたことから、用地費の一部を前金として、令和2年度中にお支払いをしておりますけれども、残金につきましては、繰越ししているところでございます。これによりまして、開発区域に占める用地売買契約面積率は約99%となったところでございます。

なお、地権者3名の買収費用につきましては、ちょっと個人が特定をされますので、割愛させていただきたいと思っております。御了承いただきたいと思います。

決算書に戻っていただきまして、款2公債費につきましては、新産業集積エリア整備事業

に伴います、地方債の元金と利子の償還金でございます。

内容といたしましては、地方債元金につきまして、平成25年度から平成27年度までに借入れを行いました元金の償還分でございます。地方債利子につきましてでございますが、こちらは、平成25年度から令和2年度までに借入れを行った金額の利子の償還となっております。

次に、昨年、決算委員会の際に御要望を受け、事業が長期化していることによって支出が増えているものについて、資料を提出いたしておりますけれども、その資料を時点修正したものを追加で提出をしております。

紙ベースでお渡しをしておるかと思うんですが、御手元にありますでしょうか。

昨年度の決算と変わった点だけ、ちょっと簡単に御説明をいたします。

表の上半分については、当初の計画でございますので、同じです。下でございますけれども、これは令和2年度決算時点ということで、時点修正を、昨年度は令和元年時点ですけど、令和2年の時点ということで、時点修正を行っております。

赤で記載しておる文字が、長期化することによって発生しておる草刈りだとか、先ほど申し上げた生産組合への補償という金額。赤で記載しておる部分がそういったものになります。変更点といたしましては、令和2年度実績に数値を変えております、昨年度からの変更点はですね。

それとあと、令和3年度につきましては、これ、令和3年度当初予算額を入れ込んでおります。結果といたしましては、昨年度決算時に御説明したときには、表の一番右下、差額って書いてるところが、500万円ちょっとだったかと思うんですけれども、そこが、1年度足しまして、主に草刈り費用が差額として、プラスとして入ってまいりまして、1,500万円程度ということになっております。

なお、新産業集積エリア整備事業の進捗状況を申し上げたいと思っております。

現在の進捗状況といたしましては、所有権以外の権利の消滅、それから、農地転用の許可を条件といたしました用地売買契約につきましてでございますけれども、本年3月と8月に未契約となっております2名と締結をしております。仮登記を設定をいたしております。

今回の契約をもちまして全ての地権者とは、合意の上、用地売買契約を締結いたしておりますけれども、まだまだ課題もございます。現時点で造成工事の着手に必要な申請ができておりませんので、事業の完了のめどについては、立っていないというところがございます。

今後、申請までの間に、先ほどまだまだ課題もありっていうふうに申し上げましたけれども、課題等を整理、解決して関係機関と協議、確認してまいりたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、新産業集積エリア整備事業をここまで進めることができおり

ますのも、特にこの建設経済常任委員会の議員の皆様方の御指導、それから御鞭撻並びに御尽力のおかげであるというふうに深く感謝いたしております。

この場をお借りいたしまして、御礼申し上げます。ありがとうございます。

以上で説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

先ほど新産業集積エリアで課題があるという御説明がありましたが、その課題というのは具体的にどのような内容でしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

課題と申しますのは、大きくは農地法違反の是正に尽きると思います。

その点につきましては、許可権者である佐賀県のほうからは、登記を戻さずともそのまま受付、審査を進めることができるというふうに考え方をお示ししていただいているところではございますが、市の農業委員会のほうにおかれましては、委員さんの中には、戻すべきだと言われる方もおられるというふうに認識をしておりますし、その辺りの是正の方法等については、一番大きな課題だというふうに考えておりますので、先ほども申し上げたとおり、今後、関係機関と確認してまいりたいというふうに思っております。

飛松妙子委員

農業委員会と県とのやりとりだと思うんですが、具体的に今までどのような内容で協議をされたのかとか、そういうのは御説明できますか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

農業委員会のほうには、私、課長として着任してから、農業委員会の勉強会等には参加させていただきまして、農地法違反の是正の方法であるとか、あとは、その当時の部長が答弁した内容について説明をしていただきたいということもございましたものですから、そういったことへの説明だとか、そういったものは、農業委員会の勉強会のほうに参加をさせていただいて、お話をさせていただいております。

それで、県の担当課――農山漁村課のほうが農地転用の担当課になるんですけども、こちらのほうとは、企業立地課が商工振興課の担当課窓口であるんですが、そちらを通して、同席していただいた形とかでも協議を行わせていただいております。先ほど申し上げた県の見解につきましては、通常あんまりお出しにはならないそうなんですけど、形式として文書で下さいというふうに申し上げまして、文書で提出をしていただいたってということもござい

ますし、あと、是正の方法等については、何度も県庁のほうに行って協議を重ねてまいったところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

県とはよく協議をされたということで、分かりました。

それで、農業委員会は勉強会をされて、具体的な協議とかいうのは、県と市と農業委員会の3者の協議っていうのは行われなかったっていうか、行ったほうがいいのか。

その辺はどのようにお考えですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

農業委員会とは、先ほど申し上げたとおり、勉強会等に参加をさせていただいておるんですけども、市の農業委員会のほうは、具体的な申請がなされていないのに、中身についての協議と申しますか、そこについてはちょっとできかねると――事務局は別ですよ。農業委員さんの中で、実際そういった協議とかっていうものについては、申請がなされる直前なのか……、おっしゃってるのは直前なのかもしれませんけれども。

まだ、申請が具体的になされるようになってないのに、協議じゃないだろうということだったものですから、勉強会等に参加をさせていただいて、御説明をさせていただいてるっていうことでございます。

飛松妙子委員

では、その申請はできるんでしょうか、農業委員会の申請は。申請が出ないと協議できないということは、鳥栖市が申請を出せば協議ができる、その申請って今の段階で出せるんでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そこにつきましては、先ほど申し上げたとおり、今後申請までの間に確認してまいりたいというふうに思っております、今の段階で出せるのかって言われますと、出せません。

以上です。

飛松妙子委員

すいません、あまりよく分からなくて申し訳ないんですけど、確認する作業があつて、申請をすることができない。その確認の作業っていうのは、どういう確認の作業ですか。

地権者との契約は終わった、あと1%の契約が終わってないからできない？

すいません、ちょっとその辺を……。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

申請につきましては、まず、以前から申し上げているとおり、一括での申請ということで

行いたいと考えておりました、用地買収の契約のところでは申しあげましたけれども、所有権以外の権利の消滅——農地転用許可を条件としたってというふうに申しあげたと思いますが、所有権以外の権利の消滅ってところで、契約を行った方、3名を行ったと申しあげましたが、そのうちの2名の方については、賃借権がございます。その権利の消滅につきましては、地権者の方の責任においてやっていただく、というふうな契約になっております。

その権利の消滅をするために、賃貸借契約の解約等を行っていただく必要がございますので、その手続を今、していただいているという状況でございます。

以上です。

飛松妙子委員

ということは、地権者の方の契約ですか。相手の方との協議が終わらないと、申請はできないってということになるんですかね。

松隈清之委員長

契約はできてるんですよ。

その契約の中にある条件がまだ整ってないということです。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

委員長がおっしゃられるとおりでございます、契約はできております。ただ、成就していないという状況でございます。

飛松妙子委員

それはもう、小作人の方との合意が取れてないって意味になるんでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

合意、解約には至ってないと聞いております。

飛松妙子委員

合意に至ってないから、進めていくことができないということですね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

合意に至らなかったもので、一方からの解約の手続を行われてあるというふうに聞いております。(発言する者あり)

松隈清之委員長

暫時休憩します。

午後 1 時47分休憩



午後 1 時 51 分開会

松隈清之委員長

再開します。

ほかありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

では、商工振興課関係議案の質疑を終わります。

次に、上下水道局関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩……（「委員長、議案外で報告をしたいことが」と呼ぶ者あり）

質疑は終わりましたが、報告事項があるということなので、報告事項を引き続きお受けしたいと思います。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

すみません、手短に 2 点、議案外ではございますけれども、報告をさせていただきます。

まず、1 点目でございますけれども、チラシを御手元にお配りしております。

薄紫色のほうは、先日、9 月補正予算で御審議をいただきました新型コロナにより影響を受けている事業者の支援策といたしまして、県事業であります第 3 次佐賀型中小事業者応援金、これに上乗せをいたしまして、鳥栖市応援金を給付する事業でございます。裏面が、佐賀支え愛感染対策認証店支援金に上乗せをいたしまして、鳥栖市の支援金を給付するという事業になっております。

このチラシに関しましては、商工会議所をはじめ、市内の各商店街、それから、旅館組合、料飲店組合、理容組合、それから、フレスポ鳥栖などの大型店舗などに配布依頼をいたしております。

一緒に御手元にお配りしております黄緑色のやつが、上乗せをする元となります佐賀県の第 3 次佐賀型中小事業者応援金のものでございまして、これは新聞折り込みが、県のほうに聞きまして昨日ということだったので、昨日、こちらも併せて、朝刊に急遽入れ込みました。その他、もちろん市のホームページ、それから SNS 等での情報発信に努めているところでございます。

次に、2 点目でございますけれども、資料等はなくて申し訳ございません、口頭での御報告にさせていただきます。

かなり以前から、何度も、地元である麓地区や牛原町及び本市からも佐賀県のほうに要望をしておりました四阿屋の河川整備、今まで話が出てきては消え、出てきては消え、という

具体的な業務の執行状況等につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、概要説明とさせていただきます。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

それでは、水道事業の決算概要について御説明を申し上げます。

まず初めに、公営企業会計決算書12ページの令和2年度鳥栖市水道事業報告書をお願いいたします。

令和2年度の主な取組でございますが、老朽化している配水管を耐震化するための配水管布設替え工事のほか、平成28年度から平成30年度まで継続費を設定し、繰り越していた浄水場更新工事が完了いたしました。

給水状況につきましては、年度末給水戸数は前年度に比べ、371戸増加して3万1,812戸となったものの、年間総給水量は前年度に比べ0.01%減の752万1,880立方メートルとなっております。

それでは、決算の内容につきまして、決算書に沿って説明をさせていただきます。

1ページ、2ページをお願いいたします。

令和2年度決算報告書について御説明をいたします。消費税込みでの記載となっております。

収益的収支について申し上げます。

収入につきまして、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせた事業収益決算額は15億9,293万4,833円となっております。

次に、支出につきまして、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた事業費用決算額は15億253万8,793円となっております。

3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収支について申し上げます。

収入につきまして、企業債、工事負担金、他会計負担金、その他資本的収入を合わせた収入決算額は3億6,940万9,278円となっております。

次に、支出につきまして、建設改良費、企業債償還金を合わせた支出決算額は14億703万3,181円となっております。

なお、建設改良費におきまして、送配水設備工事ほか2件、1億7,963万600円を翌年度に繰り越しておりますので、6月議会において報告をさせていただいたところでございます。

5ページをお願いいたします。

水道事業の事業活動に伴う営業成績を表す損益計算書でございます。

一番右側に記載しております令和2年度の営業利益は、3億1,532万9,570円、経常利益は

3億5,556万985円、当年度純損失は629万5,159円となっております。

6ページをお願いいたします。

令和2年度における剰余金の変動を表した剰余金計算書でございます。

資本金につきましては、当年度末残高は76億9,888万4,180円となっております。

資本剰余金につきましては、当年度末残高は2億3,698万7,354円となっております。

利益剰余金につきましては、当年度末残高は6億7,290万273円となっており、資本金、資本剰余金及び利益剰余金を合計した資本合計は86億877万1,807円となりました。

下の表の令和2年度剰余金処分計算書（案）でございますが、これは議案乙第23号令和2年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について、議会の議決をいただいて行うものでございます。表の一番右側の欄の当年度末処分利益剰余金4億7,290万273円につきましては、減債積立金に5,070万4,841円を積み立て、資本金に4億2219万5432円を組み入れることといたしております。

7ページ、8ページをお願いいたします。

令和2年度末現在における水道事業の財政状態を明らかにするため、資産と負債及び資本を総括的に表した貸借対照表でございます。

まず、資産の部、1固定資産、合計131億3,425万4,514円と、2流動資産、合計17億2,393万4,261円を合わせた資産合計は、148億5,818万8,775円となっております。

8ページの負債の部に移りまして、負債の部、3固定負債、合計41億6,508万3,029円、4流動負債、合計4億7,564万8,489円及び5繰延収益、合計16億868万5,450万を合わせた負債合計は62億4,941万6,968円となっております。

9ページをお願いいたします。

資本の部でございますが、資本金は76億9,888万4,180万円となっております。

資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計は9億988万7,627円となっております。

以上、負債資本の合計は148億5,818万8,775円で、7ページの資産合計と同額となっております。

13ページをお願いいたします。

令和2年度の議会議決事項につきましては、報告事項1件及び予算、決算に関する乙議案5件となっております。

次に、14ページは職員に関する事項でございます。

水道事業の職員配置につきましては、前年度から1人増の23人となっております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

2. 工事、(1)建設改良工事の概況につきまして御説明いたします。金額は消費税込みで記

載しております。

イ雨水整備工事関連につきましては、西田川雨水対策工事に伴う配水管布設替工事3件で、工事費は2,831万7,300円となっております。

次のロ下水道工事関連につきましては、1件で、工事費56万1,000円となっております。

次のハ開発行為関連につきましては、2件で、工事費916万9,600円となっております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

次のニ導水管布設工事につきましては、1件で、工事費5,546万2,000円となっております。

次の、ホその他配水管布設工事につきましては、17ページから23ページにかけて記載しております24件で、工事費は3億6,154万6,700円となっております。

23ページ、24ページの、ヘその他工事につきましては、23ページから26ページにかけて記載しております、浄水場施設更新工事ほか10件で、工事費は5億4,488万3,100円となっております。

27ページ、28ページをお願いいたします。

(2)保存工事の概況については、100万円以上の浄水場及び水源地関連設備の修繕及び修繕工事2件を記載しております。

29ページをお願いいたします。

業務関係について主なものを御説明いたします。

年度末給水戸数は3万1,812戸で、前年度比371戸の増となっております。年間給水量は752万1,880立方メートルで、前年度比907立方メートルの減となっております。

33ページをお願いいたします。

(2)事業収入に関する事項について、御説明いたします。

事業収益、費用につきましては、消費税抜きで記載しております。

給水収益は13億5万7,110円で、前年度と比較し、37万6,132円の減となっております。これに加入金等々合わせた事業収益総額は14億5,420万2,012円となっております。

次に、水道料金収納状況についてですが、現年度、過年度とそれぞれ記載いたしております。

合計収納率は前年度より0.2ポイント上昇して、97.6%となっております。

34ページをお願いいたします。

(3)事業費に関する事項についてですが、金額は消費税抜きで記載しております。

令和2年度の事業費用合計額は14億6,049万7,171円で、前年度と比較いたしますと、3億3,185万6,033円の増額となっております。これは、浄水場更新工事に伴う旧施設の除却による固定資産除却費が増加したことが主な要因でございます。

35ページをお願いいたします。

(4)その他主要な事項の経営分析につきまして、主なものについて御説明いたします。

行政区域内人口7万3,839人、計画給水人口7万5,000人に対しまして、令和2年度の給水人口は7万2,096人となっており、行政区域内人口に対する普及率は97.6%、計画給水人口に対する普及率は96.1%となっております。

また、1立方メートル当たりの給水費用である給水原価は133円22銭で、1立方メートル当たりの給水収益である供給単価は、172円84銭となっております。

以下、水道事業の施設効率を判断する指標の負荷率、配水能力に対する配水量の割合を示す施設利用率、経営の効率性等を見るための職員1人当たりの給水人口などにつきまして、記載しているところでございます。

36ページをお願いいたします。

4. 会計について御説明いたします。

契約金額が1,000万円以上の重要契約について、消費税込みで記載しております。36ページから38ページに、工事請負契約、業務委託契約をそれぞれ記載しております。

39ページをお願いいたします。

(2)企業債及び一時借入金の概況についてですが、イ企業債につきましては、前年度末残高41億6,471万7,752円、本年度借入高3億910万円で、本年度償還高2億2,231万9,442円を差し引いた本年度末残高は42億5,149万8,310円となっております。

40ページをお願いいたします。

1年間の資金の状況を記載したキャッシュ・フロー計算書となります。

当年度純損失を起点として、減価償却費等の非現金支出や未収金、未払金等の増減額を加減する間接法で表記となっております。下から2行目の期首残高20億107万3,115円に対し、3億4,999万675円減少し、期末資金残高は16億5,108万2,440円となっております。

41ページ、42ページをお願いいたします。

損益計算書の内訳明細となります。なお、金額につきましては、消費税抜きの金額を記載しております。

まず、収益的収入につきまして記載してありまして、業務活動に伴う営業の給水収益、加入金などが主な収入となっております。

43ページ、44ページをお願いいたします。

収益的支出について御説明いたします。

最初の目の原水及び浄水費につきましては、浄水場の運転管理等に係る委託料や、45ページ、46ページになりますが、水源地及び浄水場に係る動力費、薬品費が主なものとなっております。

ります。次の目の配水及び給水費につきましては、47ページ、48ページの給配水管等に関する修繕費、配水管布設工事に伴う路面復旧費が主なものとなっております。

49ページ、50ページをお願いいたします。

業務費につきましては、検針事務委託料等の委託料や口座振替手数料など徴収事務に関わる経費が主なものとなっております。

51ページ、52ページをお願いいたします。

総係費につきましては、水道事業の事務全般に係る職員の給与、手当等が主な支出となっております。減価償却費につきましては、配水管等の有形固定資産及びダム使用权等の無形固定資産の減価償却費となっております。

53ページ、54ページをお願いいたします。

資産減耗費につきましては、配水管の布設替え工事等に伴う固定資産除却費となっております。営業外費用につきましては、企業債に係る支払い利息が主なものとなっております。特別損失につきましては、浄水場更新工事に伴います除却費が主なものとなっております。

55ページ、56ページをお願いいたします。

資本的収支明細書について御説明いたします。

資本的収入につきましては、浄水場更新工事、配水管布設替え工事等に充てるための企業債、雨水関連工事等に対する工事負担金及び消火栓設置に伴う一般会計負担金等となっております。

57ページ、58ページをお願いいたします。

資本的支出について御説明いたします。

最初の目の原水設備費につきましては、安楽寺水源地導水ポンプ棟改修工事に係る工事請負費及び非常用電源車購入に係る機器購入費が主なものとなっております。次の目の浄水設備費につきましては、浄水場更新工事に係る工事費が主なものとなっております。

59ページ、60ページをお願いいたします。

送配水設備費につきましては、配水管布設等に係る工事請負費が主なものとなっております。

それでは、今申し上げました浄水設備費と送配水設備費に係る工事請負費の主なものについてタブレットの決算認定参考資料をよろしいでしょうか。

決算認定参考資料の2ページをお願いいたします。

まず、浄水場施設更新工事につきましては、平成28年度に工事着手をしております、黄色の沈殿地、赤色のろ過池、だいたい色の自家発電設備、緑色の管理本館、水色の薬品注入棟における機械及び電気設備工事が、令和2年度に完了した箇所となります。

次に、タブレットの3ページをお願いいたします。

導水管更新工事につきましては、令和2年度の実施箇所は赤色の区間でございまして、铸铁管の700ミリを延長179.5メートル布設しております。

次に、タブレットの4ページをお願いいたします。

配水管（幹線）の更新工事につきましては、令和2年度の実施箇所は赤色の2か所の区間でございまして、铸铁管600ミリを延長399.8メートル及び铸铁管の400ミリを延長363.3メートル布設しております。

それでは、決算書の59、60ページに戻っていただきまして、営業設備費につきましては、新設用の量水器の購入費が主なものとなっております。以下、リース資産購入費、企業債償還金となっております。

61ページ、62ページをお願いいたします。

固定資産明細書について御説明いたします。

有形固定資産明細書につきましては、土地、建物、構築物、機械及び装置などの固定資産の明細でございます。合計額は、年度当初現在高215億7,879万5,994円に対し、令和2年度の建設改良工事等による増加額及び布設替え等による減少額を加減した、年度末現在高は212億6,790万7,989円となっております。これに、年度末の減価償却累計額を差し引いた年度末償却未済高は、127億9,506万3,003円となっております。

63ページ、64ページをお願いいたします。

企業債明細書につきましては、発行年月日、発行総額、償還高及び未償還残高等をそれぞれ記載しております。企業債の合計は、69ページ、70ページになります。企業債発行件数合計50件、発行総額73億5,850万円で、これまでの償還高累計額は31億700万1,690円を差し引いた未償還残高は42億5,149万8,310円となっております。

以上で決算書の概要についての説明を終わらせていただきます。

以上、よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

では……、今計画給水人口7万5,000人で、今少しずつ人口増えてるじゃないですか。

節水とかもあって量は減ってますけど、7万5,000人に対して、今の設備的には十分対応できるような感じなんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

はい。7万5,000人は認可で、人口の増等も確認した上での給水人口としておりますので、

今の施設の中での対応というのは可能でございます。

小石弘和委員

33ページの水道料金の収納状況、収納率が97.6%で未納額が3,377万4,050円。

これ、焦げつきはないわけですか。これは完全な取れるお金ですか。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

毎年、焦げつきと言いましょか、左側のほうに上げさせていただいております不納欠損額として、133万906円。これが、結局お金を頂くことができなかつたということで、落とさせていただいてるところがここになります。

小石弘和委員

じゃあ、入る未納金はどこに載ってるんですか。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

未納金は、現年度と過年度を合わせました3,377万4,050円が未納金でございます。

小石弘和委員

これ、取れるお金ですかね。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

そうでございます。

松隈清之委員長

債権としては取れますけど、取れるかどうかは分からないでしょう。

結局、不納欠損ももともとは……（「ちょっと答弁をさせんね」と呼ぶ者あり）

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

水道につきまして、毎年、未納額というのが出てまいります。このほとんどが、集金が不可能なところ、まず、独り世帯であったり、所得が少なくて押さえに行けないところがほとんどでございます。

どうしても、取りには行きたいんですけども、水道を止めるわけにはまいりませんので、全国の事例から考えても、できるだけ支払いをお願いしますというお願いしか、現時点できない状況でございます。

小石弘和委員

電気はね、よく、3か月未納の場合は止まってるわけですかたいね。止まってる事例もあるわけですよ、6か月とか。

だから水道は、結局お金がたまっても、未納がおつても、止められないというふうな事情があるわけですね。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

電気につきましても、以前飯塚のほうで同じように止めて、実際亡くなった方がいるので、今、電気自体も止めることはほとんどあっておりません。

水道についても、以前、よその自治体で止めて餓死者が出たというところがありますので、そういった意味合いでうちとしても——以前は止めに行っていたんですよ。それで、実際今も、若干は行ってるんですけども、電話があればすぐ開ける、それで、お支払いをお願いしますと、一部でもいいのでお願いしますというのが実情でございます。

小石弘和委員

難しいですね。

じゃあ、今取れるお金が約3,300万円あるというような形で理解していいんですかね。分かりました。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

齊藤正治委員

先ほどの計画給水人口の話だけど、行政区域内人口に対する現在給水人口が7万2,000人ということで、これが97.6%になっておりますけれども、その施設数の利用率、稼働率が54.5%、61.5%。

これはもっと稼働率を上げれば、計画給水人口上がっていくっていう……、ちょっと御説明を。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

給水人口に関する考え方なんですけれども、あくまでも浄水場施設というのは、例えばポンプを6台据える、そのうちの最大で3台しか使えないということで、なぜ3台しか使えないかという、休憩させながら使わなければならない。前回、宝満川のところの排水機場が止まった原因も、連続で使ってしまったがために、止まってしまったというのが現状でございまして、新たにこれから人口が増えて計画人口よりも多くなった場合については、施設の拡充も、当然必要になってまいります。

齊藤正治委員

ということは、現在の状況では7万5,000人が精いっぱいということですかね。

もともと水利権——これ昔よく聞いていた話が、水利権から言うと15万人ぐらいの人口の水利権を持ってるというような話は聞いてましたけれども。

実数、先ほど言われる増設しない以上は、これ以上人口は増やせない、逆に言えば。そういうことで理解していいんですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

ある程度、例えば7万5,000人のうちの昼間の人口と夜の人口というのがありますので、2割ほどは余裕が出てくるとは思います。

ただ、トンネル湧水とかの計画も考えておりますので、そういった中で施設の拡充になるのか、別途利用方法を考えるとか、そういったいろんな検討を、今しているところでございます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

では、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第25号令和2年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第26号令和2年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第25号令和2年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について及び議案乙第26号令和2年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日吉和裕上下水道局事業課長

それでは引き続きまして、下水道事業の決算概要について御説明をさせていただきます。

決算書の中ほどの青い表紙からが下水道事業関係でございます。

最初に赤い表紙の次のページの12ページをお願いいたします。

初めに、令和2年度の主な取組についてですが、建設改良事業として西田川関連雨水整備工事を施工したほか、本鳥栖町、真木町などの管渠築造工事を進めました。

また、維持管理業務として浄化センター設備の修繕工事等を実施し、生活排水の適正に努めました。

普及状況につきましては、農業集落排水施設、於保里地区の公共下水道への接続もあり、処理区域内人口は7万3,601人、人口普及率は99.7%と前年度より増えております。

水洗化人口は6万7,702人で、水洗化率は92%となっております。

それでは決算の内容につきまして、決算書に沿って説明をさせていただきます。

1ページ、2ページをお願いいたします。

令和2年度下水道事業決算報告書について御説明いたします。消費税込みでの記載となっております。

収益的収支について申し上げます。

収入につきまして、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせた事業収益決算額は、27億7万8,536円となっております。

次に支出につきまして、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた事業費用決算額は、24億6,813万7,086円となっております。

3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収支について申し上げます。

収入につきまして、企業債、国県補助金、出資金、分担金及び負担金、その他資本的収入を合わせた収入決算額は、15億909万7,226円となっております。

次に支出につきまして、建設改良費、企業債償還金を合わせた支出決算額は、26億1,214万7,154円となっております。

なお、建設改良費におきまして、浄化センター長寿命化工事、浄化センターストックマネジメント実施設計業務などの下水道施設等整備事業及び西田川雨水対策事業などの管渠整備事業などについて、翌年度に繰り越しておりますので、6月議会において報告をさせていただいたところでございます。

5ページをお願いいたします。

下水道事業の令和2年度の事業活動に伴う経営成績を表しております損益計算書でございます。

中段の右側に記載しておりますが、令和2年度につきましては、営業損失が5億3,186万6,325円、経常利益が3億8,708万6,857円、当年度純利益が1億8,481万8,162円となっております。

6ページをお願いいたします。

令和2年度中における剰余金の変動を表した剰余金計算書でございます。

まず、資本金につきましては、当年度末残高は13億2,787万4,104円となっております。

次に、資本剰余金につきましては、当年度末残高は5億2,274万1,978円となっております。

次に、利益剰余金につきましては、当年度末残高は5億6,926万1,936円、合わせて資本合計の当年度末残高は24億1,987万8,018円となっております。

下段の表、令和2年度剰余金処分計算書（案）でございますが、これは議案乙第25号令和2年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について、議会の議決をいただいで行うものでございます。表の右側の当年度の未処分利益剰余金5億6,926万1,936円につきましては、減債積立

金に1億8,481万8,162円を積み立て、資本金に3億8,444万3,774円を組み入れることといたしております。

7ページ、8ページをお願いいたします。

令和2年度末における下水道事業の財政状態を明らかにするため、資産と負債及び資本を総括的に表した貸借対照表でございます。

資産の部では、1固定資産、合計422億8,641万4,917円、2流動資産、合計2億8,728万140円を合わせた資産合計は425億7,369万5,057円となっております。

8ページに移りまして、負債の部では、3固定負債、合計177億3,627万2,956円、4流動負債、合計17億7,872万6,644円及び5繰延収益、合計206億3,881万7,439円を合わせた負債合計は401億5,381万7,039円となっております。

9ページをお願いいたします。

資本の部についてですが、資本金は13億2,787万4,104円となっており、資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計は10億9,200万3,914円となっております。

以上、負債資本合計額は425億7,369万5,057円となっており、7ページの資産合計額と同額となっております。

それでは、10ページをお願いいたします。

Ⅲその他の注記についてですが、農業集落排水事業を令和2年3月31日現在の打ち切り決算により、資産、負債、資本の引き継ぐ額をそれぞれ記載いたしております。なお、同額を同年4月1日に下水道事業に引き継いでおります。

13ページをお願いいたします。

議会議決事項についてでございます。

報告事項1件、受益者負担等に関する甲議案2件、予算決算に関する乙議案6件となっております。

次に、行政官庁認可事項についてです。

事業計画変更に関する認可1件となっております。

14ページは、職員に関する事項です。

下水道事業の正規職員配置につきましては、前年度と比較しまして、1名増でございます。

15、16ページをお願いいたします。

2. 工事、(1)建設改良工事の概況について御説明いたします。金額は消費税込みで記載いたしております。

イ管きょ築造等工事につきましては、17、18ページに続きますが、工事件数11件、工事費合計は3億195万9,032円となっております。

ロ付帯（舗装）工事につきましては、工事件数1件で工事費合計は1,638万100円となっております。

ハ汚水柵設置工事につきましては、19、20ページに続きますが、工事件数12件で、工事費合計は2,539万1,300円となっております。

ニ浄化センター設備工事につきましては、工事件数2件で、工事費は335万7,619円となっております。

21ページ、22ページをお願いいたします。

(2)保存工事の概況について御説明いたします。

1件100万円以上の保存工事につきましては、工事件数8件で、工事費は2,688万9,500円となっております。

23、24ページをお願いいたします。

業務関係分について御説明いたします。

イに用途別排水量を月別に記載しております。

ロは用途別下水道使用料、ハは月別使用状況でございます。

25ページをお願いいたします。

(2)事業収入に関する事項について説明いたします。

イ事業収益につきましては、消費税抜きで記載をいたしております。下水道使用料が12億8,059万7,620円で、前年度と比較し3,272万1,515円の減となっており、他会計負担金、他会計補助金等と合わせた事業収益総額は、25億7,025万8,825円となっております。

続きまして、ロ下水道使用料収納状況についてですが、現年度、過年度とそれぞれに記載をいたしております。合計収納率は、前年度より0.2ポイント上昇して96.9%となっております。

右の26ページの(3)事業費に関する事項についてですが、下水道事業費用を消費税抜きで記載をいたしております。

令和2年度の事業費用合計額は23億8,544万663円で、前年度と比較いたしますと1億8,166万113円の増額となっております。これは、浄化センター用地の一部をごみ処理施設の建設用地として、一般会計に所管替えしたことによる固定資産除却費が増加したことが主な要因でございます。

27ページをお願いいたします。

(4)その他主要な事項のイ経営分析につきましては、前年度と比較する形でそれぞれの項目ごとに記載をいたしております。その主なものについて御説明いたします。

住民基本台帳人口7万3,839人、計画処理人口7万9,900人に対しまして、現在の処理区域内人口は7万3,601人となっており、基本台帳人口に対する普及率は99.7%となっております。

す。水洗化率は92%、年間有収水量は856万2,055立方メートルとなっております。

また、1立方メートル当たりの汚水処理原価は150円で、1立方メートル当たりの収益であります使用料単価は149円60銭となっております。

以下、下水道事業の施設効率を判断する指標の負荷率、処理能力に対する処理水量の割合を示す施設利用率、経営の効率性を見るための職員1人当たりの水洗化人口などにつきまして、記載をいたしているとおりでございます。

続きまして28、29ページ、4. 会計について御説明をいたします。

イ工事請負契約、ロ付帯工事請負契約、ハ汚水樹工事請負契約及びニ業務委託契約につきましては、1,000万円を超える契約について消費税込みで記載をいたしております。

続きまして、(2)企業債及び一時借入金の概況についてですが、イ企業債につきましては、前年度末残高197億9,081万9,094円、本年度借入高10億5,150万円で、本年度償還高15億9,389万70円を差し引いた本年度末残高は192億9,421万1,965円となっております。

ロ一時借入金につきましては、本年度中における借入残高最高額は9億5,000万円となっております。

31ページをお願いいたします。

1年間の資金状況を記載したキャッシュ・フロー計算書となります。

当年度純利益を基点として、減価償却費等の非現金支出や未収金、未払金等の増減額を加減する間接法での表記となっております。下から2行目の資金期首残高3億1,316万2,818円に対し、資金期末残高は6,984万4,085円となっております。

33、34ページをお願いいたします。

損益計算書の内訳明細書となります。なお、金額につきましては、消費税抜きの金額で記載をいたしております。

収益的収入についてですが、営業収益の下水道使用料、営業外収益の他会計補助金が主なものとなっております。

35、36ページをお願いします。

収益的支出について御説明いたします。

目、管きよ費につきましては、下水道管路施設の維持管理に必要な業務などの委託料、マンホール補修等に要する修繕費が主なものとなっております。

目、処理場費につきましては、37、38ページになりますが、浄化センター維持管理業務などの委託料、浄化センター設備に関わる修繕費が主なものとなっております。

目、業務費につきましては、下水道受益者負担金の前納報奨金に関わる報償費、下水道使用料徴収に関わる水道事業への負担金が主なものとなっております。

39、40ページをお願いいたします。

目、総係費につきましては、下水道事業の事務全般に関わる職員の給与、手当等が主な支出となっております。

41、42ページをお願いします。

目、減価償却費につきましては、浄化センター設備、管渠設備等の減価償却費となっております。

目、資産減耗費につきましては、ポンプ設備などの施設設備の除却による固定資産除却費となっております。

次に、項、営業外費用につきましては、企業債に関わる支払利息が主なものとなっております。

項、特別損失につきましては、浄化センター用地の一部をごみ処理施設の建設用地として、一般会計に所管替えしたことによる固定資産除却額等が主なものとなっております。

43、44ページをお願いいたします。

資本的収支明細書について御説明いたします。

収入につきましては、建設改良等に充てるための企業債、国庫補助金、他会計出資金、受益者負担金、受益者分担金、工事負担金及び基山町による下水道施設整備費用負担金のその他資本的収入となっております。

45ページから48ページが、支出の部の建設改良費でございます。

建設改良費の目、施設建設費につきましては、浄化センター長寿命化工事委託料及びし尿等受入施設建設工事委託料などに関わる委託料や、47、48ページになりますが、污水管築造工事、雨水整備事業などに関わる工事請負費が主なものとなっております。以下、企業債償還金となっております。

ここで、工事請負費の西田川排水区雨水対策整備事業につきまして、タブレットの委員会参考資料の5ページをお願いいたします。

令和元年度の繰越し箇所が黒色の点線の区間でありまして、ボックスカルバートの900ミリ掛ける900ミリ、延長153.2メートル及び1,200ミリ掛ける1,000ミリを延長58.6メートル設置をいたしております。また、令和2年度の当該年度の実施箇所につきましては、赤色の実線区間に1,200ミリ掛ける700ミリを延長125.8メートル設置しております。

決算書に戻っていただきまして、49、50ページをお願いいたします。

固定資産明細書について御説明いたします。

固定資産明細書のうち、(1)有形固定資産明細書につきましては、土地、建物、構築物、機械及び装置などの固定資産の明細でございます。表の最下部に合計額を記載いたしております。

す。

年度当初現在高584億596万5,685円に対し、令和2年度の建設改良等による増加額及び除却等による減少額を加減し、令和2年度末現在高は592億5,470万2,892円となっております。

これに令和2年度末までの減価償却累計額を差し引いた年度末償却未済高は422億8,619万8,917円となっております。

51、52ページをお願いいたします。

51ページから70ページまで、企業債明細書を掲載しております。企業債の発行年月日、発行総額、償還高等の明細を記載いたしております。

69、70ページをお願いします。

企業債発行件数113件、資本費平準化債発行件数13件の126件、発行総額373億3,420万円で、これまでの償還高累計額180億3,998万8,035円を差し引いた未償還残高は192億9,421万1,965円となっております。

以上で、下水道事業決算についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

お伺いしますが、令和2年度の下水道事業報告の中で水洗化率が92%というようなことになってる。

ちなみに、令和元年度はどのくらいあったのか、そして、あと8%が何件に当たるものか、それが大体水洗化できるような可能性があるものか。

お答えを頂きたいと思います。

日吉和裕上下水道局事業課長

まず、令和元年度の水洗化率でございます。

令和元年度の水洗化率は91.9%、0.1ポイント増加をいたしております。

残りの8%に当たる、いわゆる未接続の世帯につきましては、おおよそ住まれてない——高齢者施設とかに入ってますね。空き家等の施設等もございますので、そういう施設を除きますと約1,200世帯ほどが、まだ未接続世帯として残っております。

この原因につきましては、御説明をさせていただきますと、高齢者の世帯だったり生活のほうやっぱり苦しい家庭の方とかっていうのが、大変多うございますので、私どものほうとしても水洗化接続に当たりまして、利子補給制度等、補助制度がございますので、そういう御説明をしながら、少しずつ100%に近づけるように努力してまいりたいと考えておりま

す。

小石弘和委員

1,200世帯、まだつないでないところがあると。これは下水道のほうではどういうふうなお願いを行われているのか、お答えを頂きたい。

日吉和裕上下水道局事業課長

一度、平成28年度に未接続世帯の全戸をかけて、聞き取り等の調査をいたしております。

そのときに、先ほど申し上げたような理由で、なかなか今の自分たちの世代ではちょっと接続が厳しいというようなお話もあっております。

そのような状況の中で、水洗化の整備が整ったところにつきましては、供用開始になったところにつきましては、私どものほうからはがき等についてお知らせをするのと、3年後にお知らせをしたり、10年後にはがきでお知らせをしたりっていうところで水洗化のお願いをいたしてるところでございます。

小石弘和委員

事情はよく分かりました。

私があるのは、結局、これだけ下水道とか工事が進んでるわけですよ。

この14ページの職員配置表を見ると、私は人的に少ないんじゃないかと、つくづく思うんですよ。私はあそこの下水道のところを通ると、全ておってないんですね、用事はないんですけど。やはりいろんな仕事で人的に、非常に少ないんじゃないかと。

もう少し要求されたらどうですか、課長さん。私はそう思うんですけどね。これ少ないと思うんですよ、仕事の割においては。ほか余ってるところの職員おるんですよ。

そういうふうなところを、ちょっと課長さんもう少し執行部に対して、人的に、頂きたいということで、理由をつけて、やはりやるべきじゃないかなと私は思っておりますので、その点どう思われておるか、お答えをお願いしたいと思います。

日吉和裕上下水道局事業課長

貴重な御意見ありがとうございます。

御指摘のとおり下水道につきましては、平成19年に下水道課から上下水道局となったときに施設課となっております。

このときに、今の事業課という下水道の全般の施設の形になったところなんですけれども、それから、平成25年に事業課になったんですけれども、徐々にやっぱり普及の整備が整ったということで、実際今おっしゃっていただいている人員が、大幅に減少をいたしております。

実際、維持管理業務等、今からまたそういう維持管理に伴った施設の整備業務というのが非常に多くなってきておりますので、私自身も人員的には、非常に不足してるのではないかと

というふうには実感をいたしております。

そのため毎年、人員要求については上水道も含めて、総務課のほうに職員の増を要望をいたしているところでございます。

小石弘和委員

お答えを頂きましたけど、やはり、結局今度はいろいろ管理業務が、もう長期間になってきてるわけですよ、もう20年も30年も。そうすると、いろいろな問題が出てくると思うんですよ。

そういうふうなものを踏まえて、やはりもう少し係を増やしていただいて、お願いをしていただきたいなと思います。

以上です。

古賀和仁委員

処理場の災害対策といいますか、洪水対策と申しますか。

今、周辺かなりつかって、今回も一部分でポンプアップするがつかって、稼働しなくなったと言うか。

実際、本体自体が万が一つかったときどうするかという、そういう対策は今どのように考えられてるのかお尋ねいたします。

日吉和裕上下水道局事業課長

浄化センターの耐水化につきましても、御指摘のとおりハザードマップでも浸水想定として3メートルから5メートルの地域に指定をされております。

そのため、令和2年度からそういう耐水化について、どのような手法があるのかというような検討をさせていただきまして、今現代的には、処理場自体を壁で覆うような対策が最適ではないかということで、それに向けて検討を進めているところでございます。

古賀和仁委員

周りを壁で覆って――1メートルか2メートルか知らないですけど。要するに取っ合わせのできる壁で覆うというわけですよ。

そのほかに、電気系統ですたいね、電気系統の対策は現状として、大丈夫なのかどうか、その辺を含めてお尋ねしたい。

日吉和裕上下水道局事業課長

電気施設自体は、今御指摘のとおり水処理施設のほうにつきましては、1階に電気施設がございます。

そのため浸水しやすいんですけども、比較的施設の中でも1段高いところに電気施設がございますので、今の状況的にはつかりにくいような状況にあります。

ただ、先ほど御説明しましたように3メートルから5メートルの浸水になった場合というのは、非常に対策として厳しゅうございますので、その分については、先ほど1メートルとかというお話がありましたけれども、5メートル近くの壁で覆うような対策が適しているのではないかとということで、今後検討してまいりたいと考えております。

古賀和仁委員

万が一のシミュレーションというんですかね、災害時の。3メートルとかつかったときのシミュレーションというのは、実際に検討されてるんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

今現在のには、3メートルから5メートルの浸水が、現時点でなったときには1階の部分というのは浸水するような形になります。

その場合、電気設備は止まる形になりますので、そのときには仮設ポンプ等を用いて、緊急的に上げるとか、というような手段を取るような形になるかと思えます。

古賀和仁委員

非常用のポンプとかそういうのは、もう現実的についでるんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

現時点で非常用とか、災害に対する非常用のポンプ等については、ついておりません。

そのため、今のような耐水化というような、予防的な、防災的な対策を取ろうかというふうに考えております。

古賀和仁委員

どのくらいの期間をもって工事を終わられるのか、そこだけ教えていただけませんか。

日吉和裕上下水道局事業課長

まだ具体的な計画は、今検討中ですので、今からの形になりますけれども。

なるべくこういう緊急的な災害が起こるような気象状況になっておりますので、速やかに計画が進められるような進め方をしていきたいというふうには考えております。

古賀和仁委員

できるだけ早急に対策をやっていただくようお願いしておきます。

飛松妙子委員

すみません、基本的なことをまずお聞きしたいんですけど、税抜きと税込みで説明された違いは何ですか。

もう一つ、下水道の中で、業務量の用途別排水量に家事用、営業用、団体用、工場・臨時用である、この分け方も教えてもらえますか。

三橋秀成上下水道局管理課長補佐兼総務係長

税抜き税込み表示での御説明につきましてですけれども、水道、下水道につきましては、使用料の収入によって営業しているような形になるんですけれども。

まず、税込み表示につきましては、予算が全て税込みで計上させていただいておりますので、最初の決算の報告書につきましては、全て税込みの予算に対しての決算額になりますので、税込み表示にさせていただいております。

税抜きにつきましては、損益計算上、事業の損益を表す部分になりますけど、その部分については消費税を抜いた部分で報告する形になりますので、その部分については税抜きで表示をさせていただいております。

以上です。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

先ほど、下水道用途別のお話でございましたけれども、家事用はまさしく家庭のものでございます。

営業用は飲食店とかそういうところが該当することになります。

団体用でございますけれども、分かりやすく言えば、例えばプールであったりとか、そういうのが団体用ということになります。

工場はまさしく製造業とかそういったいろいろな工場が、この工場用になってくるところでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

では、その団体用は具体的にいえば何か所ぐらいって……（発言する者あり）分からないですか、大体。

プールというのは、市民プール、それと民間のプールという感じですか。

小柳洋介上下水道局管理課業務係長

大体、団体用につきましては、市が持っている公共施設が該当いたしてきます。

プールと先ほど申し上げたのは、例えば市民プールとか、こういったものになります。

飛松妙子委員

では、団体用は市の公共施設ということで民間のプールとかをされてるのは入らないってことで、市の公共施設ってことですね。

分かりました。ありがとうございます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

せっかく参考資料がありましたんで、西田川の排水区、雨水対策整備事業で。

このボックスカルバートを埋め込んだ結果、許容量というか、今まで例えば、1時間何ミリのさばける許容量だったのが、これを埋め込むとどれぐらい許容量がアップするとか。

そういう算定の下、その管の大きさとかどこに埋め込むとかそういった——住民の方にこれを埋め込んだ結果、今まで1時間60ミリ耐えられたけど、今度は80ミリは耐えられるとか。

何かそういう量的な、さばける量って計算できるもんなんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

以前の既設の計画というのは、申し訳ございません、分からないんですけれども。

今回の計画につきましては、1時間の雨量が65ミリに耐えられるような計画となっております。

今回、既設の断面でその雨量が降ったときに耐えられない部分を補完する形で、今の道路上の中に四角い水路を入れるような形で、今計画をしているんですけれども。

流れる面積が大きくなる、追加を今してるわけなんですけれども、大体広いところでは50%ぐらい大きくなったり、全体的に見ると3割程度から5割程度ぐらい、断面的には流れる量が多くなるような形で考えております。

以前もちょっとお話ししたように効果についてなんですけど、やはり西田川が下流にございますので、道路冠水の対策として、私どもこういう形で、足りない部分を大きくさせてもらってますけれども。やはり抜本的には下流のほうが流れないと、そこにたまるっていうようなイメージになります。

ただ、今回広げたことによって、地元の方からは一時的にはやっぱり道路冠水する場合がございますけれども、その冠水の時間が短くなったり、水がはけるのが早くなったりとかというお話は頂いているところでございます。

西依義規委員

これ例えば、途中ではそこに水は入り込まんけど、この一番上流部、例えば村田のダイハツのところの信号の部分ぐらいが一番上流という……、よく分からないけど、上の水がその水路を通るんですよね。下の水はその水路には入ってこないですよね。

だからどういう……、科学的にこの管を通すことで、そのさばける量がというのがちょっとよく分からないんですけど。

日吉和裕上下水道局事業課長

流れてくる量で、どの時点かで水があふれるようなイメージになるかと思います。そのあふれてるところからその水路の大きさが足りないような形になりますので、そこから水路の大きさを大きくする代わりに、補完する形で水路を入れるような形になってます。

途中でまた水路の流入するところも確かにございますけれども、そういうところも含めて、足りない部分を水路の大きさを増やすというようなイメージを持っていただくとよろしいかと思えます。

西依義規委員

分かりました。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

すみません、今のところなんですけど、令和2年度で実施箇所が繰越しになってますってことで。ここはもうこの部分全て令和2年度を繰り越したっていうことになりますか。

日吉和裕上下水道局事業課長

前回の3月議会のときに少し御説明をさせていただきましたけれども、この今の赤の点線のところの令和2年度のうちの約半分の100メートル程度は、国の経済対策で補正を頂いて、3月議会以降に発注をかけているところでございます。

実際は、今の点線のうちの約半分の100メートルについては、繰越しを示しましたけれども、今年度の4月にもう工事のほうは完了いたしております。

残りの今年発注した分につきましても、10月末の工期見込みで、完了の見込みを立てているところでございます。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

8月の豪雨災害のときは、確かにあふれたと、浸水、冠水したってことはお聞きしました。

ただ、以前よりも引きがすごく早くて助かったってお声は頂きましたので、皆様の御努力のおかげだと思います。ありがとうございます。

またぜひ、ほかのところも併せて進めていただきますようお願いいたします。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

では、本案に対する質疑を終わります。



陳情第12号旭地区水害対策基本整備かかわる要望書

松隈清之委員長

続きまして、当委員会に送付されております陳情第12号旭地区水害対策基本整備かかわる要望書について議題といたします。

この際、協議に入ります前に、執行部よりこの陳情に関して御説明をお願いしたいと思います。

資料のほうも御手元にお配りしていただいているようなので、どちらから御説明をいただきますかね。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今回、旭地区水害対策基本整備かかわる要望書ということで頂いております。

①から③につきましては、旭地区を流れる西田川及び沼川に関する要望でございます。

まず、①及び②でございます水門の整備につきましては、県管理の西田川と、国管理の筑後川の合流点にある西田川水門の改修でございます。現在、筑後川河川事務所が事業主体となって事業を進めていただいております。

本市といたしまして、以前よりこの当該水門の早期整備を要望しておりまして、先日、9月27日、改めて河川事務所長への要望を行っており、10月8日には、九州地方整備局へ要望を行う予定でございます。

この要望のときに、河川事務所からの回答を頂いております。その回答といたしましては、現在、河川改修を進めている県及び河川敷のゴルフ場の管理者などと協議調整を進めているという状況を伺っておりまして、今後も関係機関と連携をしながら進めていきたいというふうに聞き及んでいるところでございます。

続きまして、①から③に記載をされている排水ポンプの増強及び操作盤、排水設備の位置のかさ上げということを記載されております。

こちらにつきましては、佐賀県が管理する下野排水機場の改善を要望されているところでございます。こちら、以前より本市から改善の要望をさせていただいておりますけれども、9月7日に改めて今回の降雨実績を踏まえた恒久的な排水施設の能力向上及び排水施設自体の冠水を防ぐ施設環境の整備を、管理する東部土木事務所長あてに要望を行っており、10月8日には佐賀県庁へ要望を行う予定でございます。

こちら土木事務所からの回答を頂いておりますけれども、まずは耐水化を含めた下野排水機場の機能復旧を急ぐということでございます。その後に、西田川の河川改修を進めていきたいというふうに聞き及んでいるところでございます。

そして、3番目の下野排水機場の書かれている途中に、古川(旧沼川)の整備ということで、蛇行した状態により、毎年冠水被害が発生しているということから整備をお願いしたいということで、今回要望が上がっております。

こちらは今までなかった話でございますけれども、図面をつけておりますので、確認をいただきたいと思っております。

ちょうど中段付近、真ん中付近の沼川の排水機場のちょっと上になりますけど、沼川の放水路と書いてあるところ、それから古川というところと、2つありますけれども。こちらが上流の沼側から流れてきまして、ちょうど三島町の田出島付近、田出島の集落の西側付近で分岐をしております。分岐から放水路側は真っすぐ南のほうに流れておりますけれども、西のほうに、ぐっと右のほうに、図面から言いますと左側にありますけれども、西に曲がっているほうが、古川——いわゆる沼川の旧河川敷になりますけれども、こちらは県の管理で、今でも県が管理されております。こちらにつきましては、県に本日確認に行きまして、両河川とも、今のところ計画の想定の実備は終わっているということ伺っているところでございます。

今回のこの要望を受けまして、地元の意向がこういったことであるということをお伝えしますと、今回の浸水自体がこの蛇行している部分、特に分岐するすぐ下のところが直角ぐらいに曲がってますので、こちらのほうが地元としては要因ということによってありますけれども。県といたしましては、今回の秋雨前線豪雨が過去最大であったということ、それから、古川がずっと下流に行きますと古川排水機場ということで下のほうに、久留米市側になりますけれども、こちらがなかなかうまく吐き出しができなかったということ伺っております。

その辺から、やはり水をもって流れなくなったところの経緯があるんじゃないかなろうかということで、この2つが大きく要因としてあったんじゃないかなろうかということ聞き及んでるところでございます。

したがって、今回、直接的にこの曲がりのところからの越水っていうのは、県としては認識が今のところなかったということでございますので、今後本市としましても、東部土木事務所に対しまして、越水の調査等をお願いしながら、今後も注意して見ていただきたいというふうに要望してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上で建設の分は終わります。

松隈清之委員長

ほかは何か御説明されることありますか、これについて。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

要望書の裏面でございます。

④下川原（遊水池）開発予定地についてということで、項目が書かれている分につきましてでございますが、こちらに書かれておられます要望につきましては、新産業集積エリア予定地の調整池のことをおっしゃってあるものというふうに思っております。

新産業集積エリア、あさひ新町に隣接をしておりますけれども、あさひ新町の調整池、これも遊水池と書かれてありますけど、JR線路側に調整池がございますが、そこが2年連続でいっぱいになりましたと、オーバーフローしましたと。

新産業集積エリアで計画をされております調整池、現状の計画で十分でしょうかという御心配、それから、できれば安良川への直接排水等の検討をお願いしますということで、要望がなされておるところでございます。

今現在、新産業集積エリア整備事業につきましては、御説明いたしましたとおり、まだ申請手続等に至っておらず、事業途中でございますけれども、調整池の設計等は、佐賀県の開発基準に基づきまして、適切に調整池を設けるように設計を行っております、調整池の場所につきましては、鳥南橋のたもと辺りになる予定で計画をしておるところでございます。調整池につきましては、現状の計画で開発基準を満たす設計で行っております。

ここに御要望がございますような、安良川への直接排水となりますと、ポンプアップをする方法しかございません。ポンプアップをするということになりますと、排水機場を整備すると。簡単に言いますと排水機場を――規模は別としましてですね。排水機場の設置ということになるかと思われませんが、現実的にはちょっと困難ではなかろうかというふうに考えております。

部分的な排水対策ではなくて、流域治水でございますので、要望書の冒頭からございますように、以前から内水対策、それから河川整備、西田川の河川整備、それと下野排水機場の能力アップ、それとボトルネックになっております水門、その幅というところで、全体的に流域治水として考えていくべきではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

小石弘和委員

これ④のあさひ新町の遊水池は2年連続オーバーしましたと。あそこはいつも空になるんじゃないですか。これ維持管理課の管轄ですもんね。

今はグラウンドになってるんです。

これ当然、あそこは調整池やけんオーバーすることは、上から流れてくるからオーバーするんじゃないですかね、いつも。そして結局、あその排水って言ったら、ちょうど鹿児島本線が通ってますから、あそこが全部たまってしまう。

排水の余地がなかわけですよね、ここ。あさひ新町のこれ。これ維持管理課の管轄なんですよね。

それで今、課長が説明されたんですけど、下川原で計画、エリアのところ、これ、調整池を造っても結局、安良川に流すということは非常に難しいんじゃないかなあと思うんですけどね。

ある程度、エリアの調整池を造れば、2年連続オーバーフローするところが、減少してくるんじゃないかなあ。

あれだけの遊水地がオーバーフローするという事は、ちょっと考えられないんですよ。雨の状況から考えたら。

松隈清之委員長

あさひ新町の調整池はコンクリートで囲われた池みたいのところ……（「いやいや、もう芝生で」と呼ぶ者あり）芝生のところ。（「うん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

線路沿いのところ？（「線路沿い」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

齊藤正治委員

ちょっと先に下川原の話からすると、要するに調整池を造るけれども、ただこれだけ雨が降って、それで耐え得るのかどうかということが一番問題であって、それに耐え得りますということは確認してないわけよね。

それは前の基本的な、これまでの計画の中で進んできてる。それでしかやってないわけでしょう。雨量はどれだけか知らないけど、どれで計算してあるか分からんけれども。

それを、この間みたいな雨量が降ったときに、果たして今の調整池の規模で足りるのかどうかということをきちんとやっぱり確認した上で、いやそれで足りるよというならそういう回答すればいいんやけど。

そうじゃなければ、それはきちんとやっぱりもう一回見直したところで、見直すと言うよりもその今のほう、降雨量に対する対応、対策ができてるかできてないかということを検討してもらいたいというのが、地元から出てる要望書だと思うんですね。

それはもう、再度確認していただきたいというように思います。

もう一つ、排水機場の話、取りあえず恒久的なものじゃなくて、今臨時的に水中ポンプ、何本かぶら下がってるけど、果たして雨量に対する、恐らく、物すごい小さいわけでしょ、その排水機能が。

だから、降り始めてこうなったときに、果たして今のポンプの排水能力で足りないわけですよ。基本的に足りないわけですね。

だから、それを足るようにできるのかできないのかっていうその対策をどうするかっちゅ

うのを、長期のやつと短期のやつと分けて回答していってもらわんと、何のための要望かということになるうけんがですよ。

だからそこを、ちょっときちんともう一回、検討をしてもらったら……、だから今の排水能力で足りなきゃ、また車か何か持ってきて、何台か持ってきて臨時的にやるとかやらんとかっていうのがあるでしょうから。

そこをやっぱり回答としては、していただきたいと思いますけれども。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おっしゃるとおりと思います。

まだ台風シーズンも残ってますし、今後そういう長雨が出る可能性も当然ありますので、私どもとしても、当然お願いはしている経緯がございます。

今のところ、能力としても25%とか30%とかそういった能力しかないということは伺っておりますので、現状では非常に厳しいというものでございますし、1つの工夫としましては、前回の議案外でもちょっとお話をしましたように、基本的には西田川も用水として堰を建てる部分がございますので、そういったものを事前倒伏としてやるとか、そういったもので雨が降る前に水位を下げしておくとか、そういったものの工夫であったり、今おっしゃったような配水車の手配であったり、そういったものは念頭には置かれているというふうに考えておりますんで。

当然、残りのシーズンを何とか乗り越えて、来年の梅雨時期までに、何とかこのポンプの排水場の復旧をとにかくしていただくということは、また今後ともお願いしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

松隈清之委員長

ちょっと整理をしていいですかね、まず4つあるんですけど、結構重なってたりしますよね、それぞれ要望されてるやつが。

まず、西田川改修の部分と、水門と、下野の排水機場のポンプがまず1個ありますよね。それで、これについては今、県に要望をすると、ここに書いてあるようなポンプの能力アップみたいな要望もされてるんですかね。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

能力アップも当然しておりますし、先ほど言いましたように水につからないような環境整備、そういったものをお願いしてるところでございます。

松隈清之委員長

整理しながらいきたいんですけど、まず、ポンプの能力アップは要望するということなん

で、要望には応えられるってことなんですよ。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

要望を一応9月7日に東部土木事務所のほうにさせていただきました、過去にですね。

そして今回10月8日に今度県のほうに、本庁のほうに要望に伺う予定をしております。市長のほうから出向いていただくという状況でございます。（発言する者あり）

もうこれ自体は、うちが先行して要望活動を先に終えた上でこれを頂いておりますので、地元の区長様は、うちのほうがその要望活動が終わってることは御存じでございます。

松隈清之委員長

そうしたら、幾つか飛んで書いてあるんですけど、この中で、まず下野の排水機場のポンプ能力アップですよ、これ西田川のところに書いてあるの。これについては、もう既に要望済、市としては県に要望してるということですね。

②の雨水経路を確認しますと、村田、幸津、儀徳、西田、あさひ新町と西田川に集まり、部分内水が多発していますっていうのは、言葉で、要望じゃないんですけど、これに対する対策っていうのは、先ほど、下水のほうでもやった、今進めてるボックスカルバートを入れるようなやつがこれの対策になってくるんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

市街地の対策については、西田川流域に関するものに関しては、市街地の分の内水対策については、ボックスカルバートを設置するのが1つの対策になっております。

そのほか、ソフト対策として、建設部のほうで維持管理課のほうでも、水路のしゅんせつを行ったり、カメラの設置等をする事で、住民の方に周知ができるように——通行止めとかですね。そういうことも対応できるような形で対応しているところです。

松隈清之委員長

ということは……。

小石弘和委員

③の古川（旧沼川）の整備については、県河川になつとるからこれも一緒に県に要望をしていただくというふうな形でいいんじゃないですか。

沼川の放水路は市の管轄は、こうなってるから、あとは三差路から分かれた分は県の河川というふうなことであるなら、これと一緒に県に要望するというような形で、そうすると①、②、③、これ全て要望ができるんじゃないかなろうかと思うんですけどね。

以上です。

松隈清之委員長

この蛇行した状態であっていうところに関しては、先ほど事実としての認識があまりないと

ということですよ。

それを調査したいということですよ。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おっしゃるとおりでございます、今日伺いまして、お話をしました。

実際のところ、今回の大雨でこの周辺一帯が全部もうつかってしまって、その原因がどこなのか、こういったところの……、因果関係といたしますか。そういったものがちょっと正直分からなくて、ほかにもそういった越水箇所もあって、今後そういった調査を考えていかなくちゃいけないかなということも言ってありましたので、今回、お願いとしましては、まずは原因といたしますか、実態調査。そういったものをお願いしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

松隈清之委員長

では具体的に、この下野の排水ポンプを2倍にしてほしいという要望がありますけど、そこは具体的に執行部としてはそういう具体的に2倍にしてほしいという要望ではないんですよ、きっとね。ただ能力アップということなんですかね。

何かありますか。

内川隆則委員

今、ごちゃごちゃごちゃごちゃ話がありよるんですけれども。

要するに、県と国に対する要望というのは、もう一定区分けして言っていかないと。

なかなかね、土木事務所に言った、県の担当課に言ったっていうぐらいでは、特に国の排水ポンプなんかは、なかなか国に対して声が届くようなことじゃないだろうと思うけん、県に要望する部分と国に要望する部分というのをきっちり区分けして、それなりに対応していく。要望活動をやっていくという作業を追跡しながらやっていかないと、なかなかこういう事業というのは、ほげるもんじゃないだろうと思います。

したがって、我々議会にも、このような問題提起されたならば、我々だって動かなければならない必要も生じてきたときには、ぜひ一緒になってやっていくというところまでやらないと、なかなかこの事業は進まないだろうというふうに思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

松隈清之委員長

あと④が、先ほど言われたあさひ新町の調整池がオーバーフローしているということに関して、正直、直接新産業集積エリアに流入してくる雨水と、ここに例えば何らかしたとして、これあさひ新町に影響しますかね、ちょっとそこがよく分からないんですけど、流入の経路

として。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア事業推進係長

ここに書かれてるあさひ新町の遊水と新産業集積エリアの調整池とは直接は関係ないと思います。

それで、この要望の趣旨としては、あさひ新町はこういうふうで2年連続でオーバーフローしましたよと、エリアについてもそういう状態になるんじゃないですかということで、例として挙げられてるんだと思います。

松隈清之委員長

先ほどの話で、県の基準に合った調整池を設けるといことなんですけど、その基準が今の雨の降り方として妥当なのかどうかっていう心配ですよ。そこら辺はどうでしょうかね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

齊藤議員からも御意見、御指摘頂きましたとおりで、そこについては確認をさせていただきたいというふうに考えております。確認が必要だと思います。

小石弘和委員

これ、新産業集積エリアで、遊水地を造るのか調整池を造るのかを結局ははっきりしとかならん。

調整池を造るならオーバーフローすることはないけん。遊水地は、そういう能力がないところだから、今先ほど能富係長のほうから話があったように、これはあさひ新町の遊水地には全然関係なかわけ。

それで、下川原の遊水地にするのか調整池にするものかをはっきりしとかなんと、できないんじゃないかなあと、私はそう思うんですけどね。

松隈清之委員長

遊水地と調整池、全く機能が違いますので、整理をしたいんですけど。基本的には調整池ですよ、設けるのは。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

調整池でございます。

松隈清之委員長

そうしたら、これ陳情なので何らかの返事をするということに、こういうことでしたよぐらいの返事はしないといけないので、いかがでしょうかね。

基本的にここで挙げられてるものを、具体的な数字は別としても、市でやれる部分はさっき言われたようにボックスカルバートとか、そこら辺の内水氾濫対策の一部で、あとは県と国の部分が多いので、そこに要望するということが基本的に中心になるかと思えますけど。

松隈清之委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 4 時 5 分散会

令和 3 年 10 月 4 日 (月)

1 出席委員氏名

委員長 松隈清之

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 内川隆則

委員 古賀和仁

委員 飛松妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

農林課長 森山信二

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 三橋秀成

上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課庶務住宅係長 安永伸也

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

都市計画課長 槇浩喜

国道・交通対策課長 佐藤正己

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

現地視察

沼川・古川分岐点（下野町、三島町）

西田川氾濫箇所（下野町、三島町）

市民公園（宿町）

陳情

陳情第12号旭地区水害対策基本整備かかわる要望書

[協議]

議案審査

議案乙第23号令和2年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第24号令和2年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第25号令和2年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第26号令和2年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第32号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

要や現状等の説明を受けました。

①及び②に記載されている水門の整備について、佐賀県が管理する西田川と、国が管理する筑後川の合流点にある西田川水門の改修は、現在、国土交通省筑後川河川事務所が事業主体となって事業を進めていること。

本市では、以前から水門の早期整備を要望しており、9月27日に改めて河川事務所長へ要望を行ったこと。10月8日に九州地方整備局に要望を行う予定であること。

河川事務所からは、現在、河川改修を進めている佐賀県をはじめとする関係機関、事務所等と協議・調整を進めている状況であり、今後も連携しながら進めていきたいとの回答を得ていること。

①から③に記載されている排水ポンプの増強及び操作盤、排水設備の位置のかさ上げについて、管理する佐賀県に対し、以前より本市から改善の要望をしていること。

9月7日に改めて、東部土木事務所長宛てに今回の降雨実績を踏まえた恒久的な排水施設の能力向上及び排水施設自体の冠水を防ぐ施設環境の整備について要望を行ったこと。10月8日に佐賀県庁へ要望を行う予定であること。

東部土木事務所からは、まずは耐水化を含めた下野排水機場の機能復旧を急ぎ、その後に西田川の河川改修を進めていきたいとの回答を得ていること。

③に記載されている古川（旧沼川）の整備について、管理する佐賀県からは、計画していた整備は完了しているとの説明を受けていること。

本市から佐賀県に対して、今後、冠水等の状況の実態把握について要望したいと考えていること。

④に記載されている下川原開発予定地について、新産業集積エリア整備事業では佐賀県の開発基準に基づき、適切に調整池を設けるように計画をしていること。

安良川へ直接排水をする場合、排水機場等の設置が必要になってくるものと想定されるが、難しいと思われること。

本市としては、ボックスカルバートの設置及び水路のしゅんせつ等の排水路整備を行っていること。

今回の要望については、部分的な排水対策ではなく、内水氾濫対策、河川整備、下野排水機場の能力アップ及び水門の拡幅等、全体的な流域治水として対応していく必要があること。

協議の中で、各委員より、調整池の耐えうる雨量、多発している部分的内水氾濫への対策、遊水池・調整池について質疑がありました。

当委員会としては、執行部に対し、内水氾濫対策等のうち、鳥栖市で行える部分については適切に行うこと、佐賀県及び国が管理する設備等について、改善等の要望を引き続き行っ

ないですか、追加資料について。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

維持管理課でございます。

委員会時に資料の御要望がございました草刈りの位置図については、タブレットのほうにデータが入ってるかと思imasuので御確認をお願いします。

以上でございます。

松隈清之委員長

草刈りの位置図について、特に御確認したいこととかないですか、よろしいですか。

西依義規委員

資料ありがとうございました。

業者委託と地元委託の地図を頂いたんですけど、例えば、これ以外に市の職員さんが刈ってるところとか、それは固定なのか、ある意味こう、あちこち切って、イメージ的に大まかな市民が見えてる草は管理されてると思ってるのか。

それともやっぱり手が回らなくて、行き届かない部分も多々あると思われてるのか、その辺の認識だけちょっとお伺いしていいですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

職員で作業している草刈りの箇所につきましては、固定の箇所に加えて、正直毎年のように新規で御要望が出てくる箇所があるのはそのとおりでございます。

今現状では、なかなか地元の今の時期に刈ってくれというようなお声には、十分にお応えできてないというふうに考えております。

今後もまたそういった場所が増えていくことも予想されますので、前回の委員会の中でも申しあげましたとおり、いろんな手段を使って、その御要望に少しでもお応えできるような努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

松隈清之委員長

いいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

あとはよろしいですか。

森山信二農林課長

農林課のほうで追加資料がございましたので、タブレットのほうに掲載をさせていただきますが、林道管理委託料につきまして、金額としまして404万7,100円の内訳ということでございましたので、一覧のほうでお示しをさせていただきます。

業務の内容といたしましては、12業務ございます。その中で、雨期前に側溝のしゅんせつであったり、それから台風等の影響で倒木した木の撤去等を行った分でございます。

以上で、簡単ですけど説明を終わらせていただきます。

松隈清之委員長

これにつきまして、何か確認したいこととかございますか。

内川隆則委員

全体的には400万円程度ですけども、利用度合い、利用頻度ちゅうかな、もう全く通りよらんような感じになって、これだけしょっちゅうそういう金を使わないかんかというふうなことになる、金額的にはこの程度ですけど、もったいない話じゃないかというふうに思うんですけども、どう考えられてるんですかね、その辺。

森山信二農林課長

決算のほうで業務委託をさせていただいてる部分は、災害の復旧工事をするに当たって、土砂の撤去等をさせていただいて、例えばその上に作業に行くのに、土砂を撤去しないと工事のほうに入れないとかいうところの倒木であったり、そういうものを撤去させていただいております。

以上でございます。

小石弘和委員

林道巡回管理業務、請負先は古賀照義さん、これは年間の請負者でしょうか、年々変わっているような状況ですか。

森山信二農林課長

請負先が個人さんの名前になっておりますが、この方は林道等に精通されてる方ということで、年間の巡回業務ということで依頼をさせていただいております。

小石弘和委員

これ、技術の免許を持ってある方なんですかね、土木技術者。

森山信二農林課長

そこまではちょっと把握はしておりませんが、林道の……、山に詳しいといいますか、そういうふうな精通された方というふうにはお聞きをしております。

小石弘和委員

いや、ある程度、資格持った方なら、それは分かるんですよ。

山に精通したというような形だけで管理業務ってなかなか難しいんじゃないかな、請負先に。どういうふうなことで発注を決められてるのか、私たち分かりませんがね。

いや、そういうことを考慮に入れながら、やっぱりやっていただきたいなというふうなこ

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 松 隈 清 之

